

平成30年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成30年3月12日
開会 10時00分 閉会 17時10分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出 席 者

① 委員(18名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
小島智恵	若山和幸	小川純文	岡本眞利子	野原恵子
中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	谷口和弥	千葉幹雄
寺林俊幸	乾 邦廣	藤原 孟		

② 委員長 東口隆弘

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	菅野勇次
建 設 部 長	須田明彦	会 計 管 理 者	原田雅則
忠 類 総 合 支 所 長	伊藤博明	札 内 支 所 長	坂井康悦
教 育 部 長	岡田直之	政 策 推 進 課 長	山端広和
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	小野晴正
糠 内 出 張 所 長	阿部麗子	税 務 課 長	川瀬吉治
住 民 生 活 課 長	山本 充	防 災 環 境 課 長	天羽 徹
福 祉 課 長	檜木良美	保 健 課 長	白坂博司
農 林 課 長	萬谷 司	農 林 課 参 事	松井公博
農 業 振 興 担 当 参 事	渡部賢一	商 工 観 光 課 長	亀田貴仁
土 木 課 長	寺田 治	都 市 計 画 課 長	吉本哲哉
会 計 課 長	坂口惣一郎	保 健 福 祉 課 長	金田一宏美
経 済 建 設 課 長	川瀬康彦	住 民 課 長	杉崎峰之
生 涯 学 習 課 長	石野郁也	図 書 館 長	武田健吾
監 査 委 員 会 事 務 局 長	妹尾 真	農 業 委 員 会 事 務 局 長	廣瀬紀幸

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

- 4 審査事件 平成30年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 東口隆弘

議事の経過

(平成30年3月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長(東口隆弘) ただいまより、平成30年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開催いたします。
審査に入ります前に一言ご挨拶申し上げます。

さきの本会議において設置をされました本特別委員会の委員長として、私が大任を仰せつかることになりました東口といたします。

何分にも、ふなれであります。新年度予算の十分な審査と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っております。特段のご協力をお願いいたします。

ここで、審査の進め方について確認をさせていただきます。

まず、一般会計の歳出1款議会費より13款予備費まで、款ごとに審査をしてみたいと思います。その後、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入、歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査をしてみたいと思います。

なお、質疑がある場合は一括して、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、本委員会に付託されました第1号、平成30年度幕別町一般会計予算から議案第9号、平成30年度水道会計事業予算までの9議件を一括議題といたします。

最初に、第1号議案、平成30年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) はじめに、お手元に配付いたしております予算積算基礎に基づきまして、平成30年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせて9会計から成るものであります。

合計欄にありますように、平成30年度当初予算総額は233億179万7,000円となりまして、平成29年度の当初予算と比較いたしますと、2.2%の減となっております。

それでは、会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等についてご説明いたします。

はじめに、一般会計であります。146億2,014万1,000円で、前年度と比較いたしまして1.2%の減であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計は30億9,627万4,000円で、前年度比14.3%の減となっております。

これは、平成30年4月、国民健康保険の運営主体が北海道となり、これまで共同事業拠出金として拠出しておりました高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金等が皆減となりますことから大幅な減となるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計は4億238万9,000円で、前年度比5%の増であります。

被保険者数の増に伴う広域連合納付金の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計は25億3,104万円で、前年度比3.8%の増となっております。

平成 30 年度から始まる第 7 期介護保険事業の計画の計画値に基づいた、保険料給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は 4 億 9,216 万 6,000 円で、前年度比 33.8%の増であります。

幕別簡易水道整備工事など建設事業費の増が主な要因であります。

次に、公共下水道特別会計は 10 億 2,711 万 6,000 円で、6.7%の減であります。

主な要因は、中継ポンプ場更新工事の皆減、公債費の減などあります。

次に、個別排水特別会計は 1 億 9,708 万 6,000 円で、1.1%の増であります。

整備済み浄化槽の維持管理経費の増によるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る経費であります、6,625 万 6,000 円で 3.4%の減であります。

処理施設補修工事の減によるものであります。

次に、水道事業会計は 8 億 6,932 万 9,000 円で、前年度比較では 1.1%の増であります。

下の表の再掲にありますように、このうち 3 条予算である収益的支出につきましては 2.3%の減であります、配管の水量水圧調査の皆減などによるものであります。

また、4 条予算であります資本的支出につきましては 7.8%の増となっており、配水管布設工事費の増が主なものであります。

続きまして、2 ページ、3 ページの平成 30 年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

はじめに、2 ページの歳入について主なものを申し上げます。

1 款の町税につきましては、前年度比 6.8%の増で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、3 ページの下の表に掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

1 項の町民税につきましては、農業所得の増など個人町民税の増などを見込み、前年度比 14.9%の増で計上しております。

2 項の固定資産税につきましては、新規償却資産の増を見込み、0.2%の増で計上しております。

3 項の軽自動車税は、課税台数の増などにより 3.7%の増を見込んでおります。

これら 1 項から 5 項の合計いたしまして、町税全体で 6.8%の増で計上したところでございます。

2 ページにお戻りいただきたいと思えますが、2 款地方譲与税から 10 款の地方特例交付金までは、国の制度改正の状況や過去の交付実績等を勘案の上、見込んでおります。

7 款のゴルフ場利用税交付金は、平成 28 年台風 10 号により被災し、閉鎖していました札内川ゴルフ場の再開に伴う利用者の増を見込み、35.7%の増で計上しております。

次に、11 款の地方交付税は 3.1%の減で計上しておりますが、そのうち普通交付税につきましては、地方財政計画や合併算定外の特例措置の終了に伴う減額分の影響を勘案し推計し、前年度交付決定額との比較では 4.1%の減、前年度予算との対比では 3.3%の減、また特別交付税につきましては前年同額の 2 億 5,000 万円を計上しております。

18 款の寄付金は 99.9%の増であります、平成 27 年 12 月からふるさと寄附制度における記念品の贈呈を開始以来、年々寄附額が増加しており、これまでの実績等から増額を見込んでおります。

19 款の繰入金は 1.6%の増であります、財政調整基金から 3 億 5,000 万円、減債基金から 1 億円、まちづくり基金から約 3 億 3,242 万 3,000 円計上しているものであります。

22 款の町債は 20.9%の減であります、耐震性貯水槽、新庁舎建設事業の皆減など普通建設事業に係る町債の減が主な要因であります。

次に、歳出であります、3 ページをごらんいただきたいと思えます。

主なものにつきましてご説明させていただきますが、2 款の総務費につきましては 1,858 万 2,000 円、2%の増であります。ふるさと寄附金を 30 年度 2 億円と見込み、寄附に係る記念品 5,600 万円の増、全国瞬時警報システムの更新事業として現在の機器更新及び忠類総合支所に 1 台増設に伴う費用

の増及び新庁舎建設事業の皆減などが要因であります。

また 30 年度から、新目といたしまして地方創生推進事業費を設定し、本町における地方創生事業に係る 3 事業、一つ目が「図書館を核とした活字と笑いで活力あるまちづくり事業」、二つ目が「プラス 8 プロジェクト事業」、三つ目といたしまして今年度から新規に事業化します「アスリートとつくるオリンピアンのみち創生事業」の 3 事業を計上しております。

3 款の民生費につきましては 1 億 1,746 万 4,000 円、3.5%の増であります。

これは、子育て環境の整備を図るべく、町の常設保育所及びへき地保育所の保育室、遊戯室にエアコンを設置し、保育環境の整備を図る事業等が主な要因であります。

6 款の農林業費につきましては 2,474 万円、2.4%の増であります。道営農地整備事業負担金、古舞道営農道整備特別対策事業等負担金の増及び忠類地区公社営畜産担い手育成総合整備事業委託料の減等が主なものであります。

7 款商工費 9,641 万 6,000 円、11.7%の増であります。

アルコ 236 整備事業、工業用地取得促進補助金、中小企業融資運用資金貸付金の増、工業用地取得資金貸付金の減等が主な要因であります。

8 款の土木費につきましては 2 億 59 万 6,000 円、11.2%の減であります。道路新設改良事業の減や札内東地区の緊急貯水槽等整備事業の皆減が主な要因であります。

10 款の教育費につきましては 4,237 万 8,000 円、3.1%の増であります。札内南小学校増築工事、札内スポーツセンターテニスコート改修工事の皆増などによるものであります。

次に、4 ページをお開きください。

4 ページは、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、2 番の扶助費につきましては 0.8%の増となっております。障害者支援費の増、保育園運営委託料の増などによるものであります。

9 款の積立金につきましては、ふるさと寄附に伴いますまちづくり基金積立金の増であります。

12 の投資的経費につきましては 3 億 2,477 万 4,000 円、16.2%の減であります。

内訳は、普通建設事業の補助、単独道営事業負担金、災害復旧事業、それぞれ記載のとおりであります。普通建設事業につきましては耐震性貯水槽、新庁舎建設事業、民間賃貸住宅建設補助の皆減、アルコ 236 改修事業の増などになっております。

次に、積算基礎の 5 ページ以降についてであります。歳入の説明などのほか、歳出につきましては 10 ページから具体的な積算基準を掲載しております。

次に、19 ページから 22 ページまでは、主な投資的経費について一覧にしております。

個々の事業の説明については省略させていただきますが、ご参照いただければと思います。

また、23 ページからは地方債の借入れ状況、それから 36 ページ、37 ページは債務負担行為を掲載しております。

続きまして、38 ページをお開き願いたいと思います。

38 ページから 39 ページでございますが、平成 30 年度から都道府県も国民健康保険の被保険者となり、財政運営の責任主体を担うこととなります。このことから、新たな制度に対応した国民健康保険特別会計として地方自治法及び地方財政法等関係法令及び通知により予算の編成を行ったところであります。

このことから 39 ページに記載しております歳出及び歳入の款及び項の番号、名称等が大きく変更となっておりますことからご留意いただきたいと思います。

次に 40 ページでございますが、これ以降につきましては各特別会計の状況などを掲載しておりますのでご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計予算書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計の予算書の 1 ページになりますが、平成 30 年度における幕別町の一般会計予算に係る各種

の定めを記載しております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億2,014万1,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしたしまして、次の2ページから8ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるものでありますが、詳細につきましては後ほどご説明させていただきます。

第3条は、地方債について定めるものでありますが、これも詳細については後ほどご説明させていただきます。

次の第4条では、一時借入金の借入れの総額を20億円と定めるものであります。

それでは次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、第2表、債務負担行為でございます。

はじめに、コミュニティバス運行費補助金であります。コミュニティバスの運行に当たりまして本年10月からの5年を期間として、バス事業者と運行協定を締結し、運行費の一部を補助しようとするものであります。

なお、限度額につきましては、運行事業者が運行する全ての乗り合い系統の状況により、国庫補助金が決定される仕組みでありますことから、表に記載したとおりとしているものであります。

2番目の事務用パソコン購入であります。北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、平成31年度から34年度までの4年を期間といたしまして、元金とその利息の合計額1,049万2,000円を限度額に債務負担を設定させていただくものであります。

3番目の収納管理システム機器購入から6番目教育用ICT機器購入についても同様に、北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、平成31年度から34年度までの4年を期間とし、それぞれ表に記載のとおり元金とその利息の合計額を限度に債務負担行為を設定させていただくものであります。

次に、幕別町土地開発公社借入金の債務保証であります。平成30年度から32年度までの3年間における借入予定額10億円にその利息及び延滞金を限度として、債務負担を設定させていただくものであります。

次のページであります。

次に、第3表、地方債であります。

本年度は、一番上の幌内近隣センター改修事業から12ページの一番下の臨時財政対策まで合計49事業、11億5,070万円を限度といたしまして地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

続きまして、歳出予算、1款議会費の説明に入らせていただきます。

43ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、1款議会費の説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費、本年度予算額1億53万8,000円、本目は1節議員報酬ほか、9節の旅費、11節需用費など、議会運営に係る各種経費であり、今年度2回目の開催であります議会改革フォーラムの開催費用等を計上しております。

以上で、1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、予算積算基礎並びに1款議会費、あわせて質疑を受けます。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 予算基礎並びに1款議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 2款総務費についてご説明申し上げます。

45 ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 8,496 万 9,000 円であります。

4節の共済費、7節賃金は事務補助などの臨時職員に係る経費、11節需用費は法令等追録代、事務用消耗品ほか、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12節役務費は、郵便料、電話料などであります。

次のページになりますが、13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報発送委託料及び庁舎管理業務委託料などあります。

14節使用料及び賃借料は、複写機借上料が主なものであります。

次のページになりますが、2目広報広聴費 963 万 5,000 円、本目は11節需用費の町の広報紙に係る印刷製本費や13節委託料、ホームページに係る電算機器保守点検などが主なものであります。

3目財政管理費 46 万 2,000 円、本目は11節需用費の予算書の印刷製本費が主なものであります。

次のページになりますが、4目会計管理費 143 万 9,000 円、本目は出納室に係る費用で、11節需用費の決算書の印刷製本費、12節役務費の指定金融機関であります北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものであります。

5目一般財産管理費 2,993 万 2,000 円、本目は役場庁舎及び旧緑資源公団事務所などの管理費用であります。

11節需用費は、札内中央会館及び日本パークゴルフ協会が入居しております共同事務所に係る光熱水費など、12節役務費は、細節 23 の町村会の総合賠償保険など、次のページになりますが、13節委託料は、細節 1 役場庁舎の清掃などの管理委託料などが主なものであります。

次のページになります。

6目札内コミュニティプラザ管理費 2,641 万 3,000 円、本目は札内コミュニティプラザの維持管理経費であります。

1節需用費の電気料などの光熱費や13節委託料の管理業務に係る委託料が主なものであります。

7目近隣センター管理費 8,317 万 8,000 円、本目は46か所の近隣センターと5か所のコミセン等の管理運営に係る費用であります。

13節委託料は、各コミセンの管理業務にかかわる委託料などでございます。

次のページの15節工事請負費は、幌内近隣センターの改修工事等に係る経費であります。

18節備品購入費では、近隣センターの暖房器具やカーテンなどの購入に係るもの、19節負担金補助及び交付金につきましては、近隣センターの運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

8目庁用車両管理費 720 万 8,000 円、本目は役場本庁舎の集中管理車両 21 台、忠類総合支所の管理車両 8 台の合計 29 台の車両維持管理費用であります。

次のページになりますが、9目企画費 423 万 1,000 円、本目は町の施策の総合企画、広域行政に係る費用であります。

12節役務費では、細節 30 広告料は、本年度実施いたします地域おこし協力隊の募集、14節使用料及び賃借料、細節 20 の会場使用料は募集に係る会場使用料でございます。

19節負担金補助及び交付金は、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金ほか、広域行政に係るもので、次のページになりますが、細節 10 は日本パークゴルフ協会への交付金であります。

10目協働のまちづくり支援事業費 8,326 万 6,000 円、1節公区长報酬や19節負担金補助及び交付金は、細節 7 マイホーム応援事業補助金、細節 8 公区運営費交付金、次のページになりますが、細節 9 の協働のまちづくり支援事業交付金が主なものであります。

11目支所出張所費 130 万 2,000 円、本目は札内支所及び糠内、駒島各主張所に係る費用で、11節需用費のほか、12節役務費の電話料など事務用経費が主なものであります。

12 目総合支所費 1,330 万 8,000 円、本目は忠類総合支所に係る運営経費等を計上しております。
前年度に比べ、大きく減額となっておりますのは、忠類地域の民間賃貸住宅建設促進事業補助金の皆減が主な要因であります。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員 15 名の報酬、7 節賃金は 4 名の臨時職員に係る賃金になります。

次のページになります。11 節需用費や 12 節役務費などの事務的経費に係るもの、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は忠類インターチェンジ開通を機に発足した忠類魅力発信事業実行委員会に対する補助金であります。

次に、13 目防災諸費 2,786 万 7,000 円、11 節需用費、細節 4 防災対策用消耗品は備蓄計画に基づいた食品等の消耗品、細節 5 防災訓練消耗品は、今年度町内 6 か所で実施される防災訓練に係る消耗品を購入するものであります。

15 節工事請負費、細節 1 全国瞬時警報システム受信機等整備工事は、現在、本庁舎に設置している受信装置の更新及び忠類総合支所庁舎に新たに 1 台設置するものであります。

18 節備品購入費は、忠類地区の防災行政無線の故障及び新設に伴い、受信機を購入するものであります。

次のページになりますが、14 目交通防犯費 1 億 2,953 万 2,000 円、交通安全対策、防犯対策関連経費に係る費用で、1 節報酬は、交通安全指導員 33 名分の報酬、7 節の賃金は交通安全推進委員 1 名に係る費用であります。

11 節需用費は、細節 4 交通安全啓発用消耗品のほか、細節 21 の防犯灯の電気料、細節 42 の防犯灯修繕料が主なものであります。

13 節委託料、細節 6 は防犯灯の LED 化に係る調査委託料であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 6 は LED 化した防犯灯のリース料でございます。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 7 はコミバス運行に係る事業者への補助金であります。

今年度 10 月から、札内地区のコミバスを 1 台増車し、2 台体制で運行することで、乗車時間の短縮が図られるとともに、幕別地区を含め停留場の一部変更を行い、より利便性を高めようとするものであり、所要の経費を補助するものであります。

細節 8、9 は予約型乗り合いタクシー駒皇線、古舞線の運行に係る事業者への補助金、細節 10 は地方バス路線維持費補助金であります。

次に、15 目職員厚生費 1,272 万 3,000 円、本目は職員の福利厚生及び研修に係る経費であります。
次のページです。

9 節旅費、細節 3 は職員の研修に係る特別旅費であります。自治大学校や北海道市長村職員研修センターでの研修、また今年度人材育成を目的に、北海道と職員の相互交流を行うこととしており、派遣する 1 名に係る研修旅費であります。

12 節役務費は、人間ドック 171 人及び健康診断手数料は延べ 378 人分を計上しております。

16 目公平委員会費 3 万 2,000 円ですが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

17 目諸費 1 億 2,481 万 5,000 円です。

1 節報酬費の各種委員会開催に係る報酬や 8 節報償費では、次のページになりますが、細節 4 のふるさと寄附に係る記念品、13 節委託料はふるさと寄附の受け付けから記念品の配送業務等に係る包括的業務の委託料、19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 の十勝町村会負担金が主なものであります。

18 目基金管理費 2 億 4 万円、本目は各種基金から生じる利息や寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てるもので、25 節積立金の細節 3 はふるさと寄附金に係る積立金であります。

次のページになります。

19 目電算管理費 6,159 万 8,000 円、本目は電算管理及び処理業務に係る費用ですが、11 節需用費は、各種納付書などの印刷製本費が主なものであります。

13 節委託料は、細節 6 の総合行政システムに係る業務用ソフトの保守点検、細節 9 の電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

細節 11 は、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料であります。希望する方に対しましてマイナンバーカードに旧姓の併記を表示する記載事項の追加に伴う住基システムの改修を行うもので、昨年度から 2 年間で実施しているものであります。

細節 12 は、情報セキュリティ対策の強化のため北海道と市町村が協力して構築したセキュリティアクラウドの保守点検に係る費用であります。

18 節備品購入費は、細節 2 の事務用パソコンに係る経費が主なものでございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 中間サーバー利用負担金は、マイナンバー制度にかかわって国と地方の情報授受の仲介の役割を担うシステム、中間サーバーの運用に係る共同利用負担金を地方公共団体情報システム機構に支払うものであります。

続きまして、20 目地方創生推進事業費 1,595 万 8,000 円でございます。

本目は地方創生推進交付金の対象予定であります事業に要する経費で、現在平成 28 年度からの継続事業であります「プラス 8 プロジェクト in 幕別」、平成 29 年度からの継続事業であります「図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり」事業に加えて、現在、教育委員会で実施しております未来のオリンピック選手を育てる事業に、幕別町応援大使事業や健康ポイント制度などスポーツとさまざまな分野を連携させることで、アスリートと協働したまちづくりを進める「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」の 3 事業について、国に対して実施計画を提出しているところであり、この 3 事業をまとめて新目として設置し事業を行うものであります。

1 節報酬、細節 1 図書館アドバイザー委員報酬は、図書館アドバイザー委員 10 人に対する報酬であります。

7 節賃金は、図書館におけるチャレンジ雇用等に要する賃金であります。

8 節報償費、細節 1 講師謝礼は、図書館における落語会の開催及び東部 4 町図書館交流連携事業、講演会、ワークショップに係る講師謝礼、またオリンピックの町創生ワークショップにおけるコーディネーター謝礼等であります。

細節 2 健康ポイント事業の記念品は、健康ポイント事業の達成者景品と抽選景品に要する経費、細節 3 スポーツ推進事業謝礼は、未来のオリンピック選手を育てる事業で実施しておりますアスリートによる学校訪問事業やオリンピック選手によるスケート教室など、講師謝礼に要する経費であります。

次のページであります。

11 節需用費は、幕別町応援大使事業で実施しております町の応援大使の画像を活用したグッズ製作、12 節役務費はオリンピックの町創生事業におけるスポーツに関する町民アンケートの実施に要する経費であります。

18 節備品購入費、細節 1 体育施設用備品は、運動公園野球場のバッティングゲージの設置に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 プラス 8 プロジェクト in 幕別実行委員会補助金は、インバウンドに取り組んでいる当該実行委員会に対する補助で、パークゴルフガイドや観光コンシェルジュの育成、観光客誘致のためのプロモーション活動など、主に外国人観光客の誘致や受け入れ体制の整備に取り組む予定であります。

細節 4 スポーツ合宿誘致実行委員会補助金は、町におけるスポーツ合宿誘致のため、実行委員会を組織し、総合的な誘致対策に取り組むための補助であります。

細節 5 図書館グッズ企画試作事業交付金は、障害者福祉施設通所者の新たな業務創出を目的に、図書館サポーターと協同した図書館グッズの企画試作に要する経費について助成するものであります。

新庁舎建設事業費につきましては、事業終了により廃目であります。

続きまして、2 項徴税費、1 目税務総務費 166 万 7,000 円、1 節の固定資産評価審査委員会、委員報酬のほか、賦課事務等に要する事務用経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 の十勝圏複合事務組合負担金は、滞納整理機構への負担金、細節 9 地方税電子化協議会運用関係費負担金は、電子申告の運用、維持経費に係る負担金が主なものであります。

2 目賦課徴収費 2,484 万 8,000 円、本目は賦課徴収に係る費用であります。

次のページになりますが、12 節役務費、細節 19 コンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し 1 件 60 円の手数料を払うものであります。

平成 30 年度は延べ 3 万 7,200 件の利用を見込んでおります。

13 節委託料は、細節 7 収納管理システム保守点検委託料、細節 10 地方納税共通システム導入プログラム改修委託料は、一度の操作で複数の自治体へ電子的に納税可能なシステムが、地方税電子化協議会において平成 31 年 10 月に稼働することに伴い、本町が納税を受け入れするためのシステム改修に係る費用であります。

次のページになります。

23 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

3 項 1 目戸籍住民登録費 1,765 万 4,000 円、本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

13 節委託料は、細節 6 戸籍電算システムの保守点検委託料、次のページになりますが、細節 8 通知カード・個人番号カード作成等委託料が主なものであります。

14 節使用料及び賃借料は、細節 20 戸籍総合システムブックレスソフト使用料が主なものであります。

18 節備品購入費では細節 1、平成 26 年度に更新した戸籍電算システムの備荒資金組合への支払経費であります。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 45 万 4,000 円、本目は平常時における選挙管理委員会開催に係る費用であります。

次のページになりますが、5 項 1 目統計調査費 240 万 8,000 円、本目は各種統計調査に係る事務的経費であります。本年は住宅土地統計調査などが実施される予定となっております。

6 項 1 目監査委員費 262 万 2,000 円、1 節の監査委員報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2 点お伺いします。

57 ページ 13 目防災諸費、11 節需用費の細節 4 防災対策消耗品費でお伺いいたします。町長の執行方針で札内南地区の分散備蓄倉庫の設置とありましたが、規模についてお伺いしたいと思います。

2 点目ですが、64 ページの 20 目地方創生推進事業費、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 のプラス 8 プロジェクトについてお伺いいたします。今年度より、幕別本町に拡大されたわけですが、今年度の取組についてお伺いいたします。

○委員長（東口隆弘） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） ご質問のございましたプラス 8 プロジェクトの取組についてご説明を申し上げます。

今年度 30 年度の取組でありますけれども、まず大きく分けますと三つの取組を予定しております。

一つは観光情報の発信になります。こちらは 29 年度も行っていたところでもありますけれども、海外プロモーション活動のほうの実施を継続して行いたいと思っております。また、訪日観光サイトにおきましても同じように、29 年度と同様に情報発信を継続してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の項目としましては、観光ガイドの育成を予定しております。一つは観光コンシェルジュとして育成をしておりますけれども、今年度、観光コンシェルジュ育成の講習会を行ったところでもありますけれども、新年度につきましても同様に、各事業所におけるコンシェルジュの育成につな

がるよう、人材育成に取り組んでまいりたいと思っております。また、ガイドの育成にもう一つございまして、パークゴルフガイド、こちらについても育成を29年度取り組んできたところでありまして、今年度50名ほど国内国外のパークゴルフ体験に対しましてガイドの対応をさせていただいたところではありますが、29年度の実行状況を見ながら、また新年度に向けて取組を続けてまいりたいと思います。

そしてもう一つが、特産品開発と申しますか、お土産品のグッズの関係を実は29年度、今、調査研究をしているところであります。引き続き、今年度ある程度グッズのほうは作製されますことから、新年度に向けましてはそのグッズの中でこういったものが人気となるか、ニーズ等の分析をしながら新商品の製作のほうにつながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 札内に平成30年度に整備いたします分散備蓄倉庫につきましては、本目ではなく土木費のほうの予算でありますけれども、規模といたしましては63.18平方メートルの規模のものを整備することとなっております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） プラス8プロジェクトのほうは了解いたしました。

土木費だということで、備蓄品にかかわることなのでちょっとお聞きしたのですが、やはり札内中学校の敷地内に建物があって、そこで一定程度のものが保管されているところだと思うのですが、そちらを完全改修するのか、それとも完全な建て替えになるのか、ちょっと今大ききしかお聞きできなかったもので、こういったものを入れていくのかについて詳細がありましたらお願いいたします。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 防災備蓄倉庫につきましては、集中備蓄庫のほかに札内地区の南地区には大雨時の避難所も集中しておりますことから、札内南コミュニティセンター駐車場敷地の一角に防災備蓄庫を整備する予定となっております。

○委員長（東口隆弘） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 札内南地域は、洪水のときの避難所で唯一の水没しないというところでもありますので、整備計画をしっかりと進めていただければと思います。

あともう一つ、北小学校地域の備蓄倉庫について今後計画があるのかについてお伺いいたします。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 札内北地区の分散備蓄倉庫につきましても、検討する課題として考えておりますけれども、まだ具体的なものは決まっているところではございません。

札内北小学校のほうも想定に入れながら、今後どのような形で整備をしていくか考えていくところでございます。

○委員長（東口隆弘） ほかに。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 2点伺います。

まず50ページ、6目札内コミュニティプラザ管理費です。13節の委託料、3節警備委託料になります。

先般、札内コミプラの中で体調が悪くなりまして、女性ですが、トイレに行き、そのまま亡くなるという事故がありました。札内のコミプラには、人の動きに反応する人感センサーというのが設置されておりましたが、その場で意識を失い動かなくなってしまって人感センサーが反応できず、その次の日の朝まで発見されませんでした。そういった発見が遅れてしまいました。その後、コミプラの警備体制に何か変更等あったかどうかについて1点伺います。

もう一点が、68ページに戸籍住民登録費になろうかと思えます。マイナンバーについてです。毎度

聞いておりますが、マイナンバーの発行実績について伺います。

それと、先般、記載しなくてもいいようにというような、総務省からの変更がなされたというふうに聞いております。その後、マイナンバーの取り扱いに変更はあるのかどうか伺います。

○委員長（東口隆弘） 住民課長。

○住民課長（杉崎峰之） 札内コミュニティプラザの警備体制のその後についてであります。通常、今までも、それ以前につきましても、必ず管理人が10時にコミュニティプラザの利用が終わった際に、各部屋とか設備を点検することにはなっていたのですが、より人の意識とか、そのときの業務体制ももっと明確化して、きちんと確実に履行したかどうかをわかるようにするというので、まずはマニュアル等を改正しまして、チェック体制を強化したと。確実に第三者が見て、そのときに各部屋を定期的に巡回して確認したかどうかということで、今回のこのようなちょっと残念な事故を防ぐような体制というのを強化しまして、委託している会社だけではなくて、私たちの職員のほうにもすぐ翌日報告するような体制を強化しました。

○委員長（東口隆弘） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） ご質問の個人番号カードの交付状況についてご説明いたします。

平成30年2月末現在で、交付済みとなった枚数につきましては、1,953枚でございます。人口に占める取得率といたしましては7.2%となっております。

以上でございます。

○委員長（東口隆弘） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） マイナンバーの記載が不要になったものという質問でしたので、何がというのはなかったのですけれども、心当たりは、道町民税の特別徴収で事業所用に通知するところの個人番号が記載が不要になりまして、次年度から、平成30年度から記載しなくてよくなりました。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） まず、コミプラのほうからです。履行したか、ちゃんとチェック確認したかどうかのチェックリストみたいなものをつくっているということでありました。多分この人感センサーは、人が、不審者が潜んでいるということを想定してつくられたものだというふうに思うところなのですが、たまたまこれがコミプラで起こりましたが、ほかの施設でも起こり得ることだというふうに思います。今後も警備の体制について改めて検討し直していただきたいというふうに思います。

マイナンバーのほう、わかりました。発行実績1,953枚、7.2%ということですよ。

その後のマイナンバーの取り扱いです。変更があったというふうなことで、そういったことに該当するような対象の人に対する周知徹底などを行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。されておりますでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） マイナンバーを記載して通知するのは町がすることですので、記載しなくなったということを周知しろということでしょうか。通知しないのはもう我々わかっていますので、ほかに周知する必要はなく、30年度から番号は書かないで送るという対応をしたいと思っております。

○委員長（東口隆弘） ほかに。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 3点伺います。

1点目がどの項目に該当するかかわからないのですけれども、この予算の中でも各種委員会の委員報酬が計上されています。今年度は広報紙2月号で、附属機関の委員を募集しておりました。今回掲載されている委員会以外にも各種委員会があるかと思いますが、各委員会の委員の構成状況と女性の比率についてお答え願います。

2点目が、54ページ、9目企画費、細節8のとから航空宇宙産業基地誘致期成会、負担金のところ

なのですけれども、この期成会というのは大樹町のロケット打ち上げ射場をはじめ、航空宇宙関連施設の誘致を目指して活動されている会というふうに認識しておりますが、この事業が現在どのくらいまで進んでいるか、また今後の見通しなどわかる範囲でお知らせ願います。

3点目が、55 ページ、10 目協働のまちづくり支援事業のところの、19 節負担金、事業メニューに公区環境美化支援事業があるかと思えます。この中に道路植樹ますなどへの芝桜の苗等の購入費がありますが、実際にどのくらいの公区がこの事業を利用して芝桜を植えたのか伺います。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） とから航空宇宙産業基地誘致期成会負担金の部分でございます。

こちらにつきましては、基本的に全体で総額では負担金としては十勝で 100 万円、これを帯広と大樹町で 25 万円ずつ、隣接する 5 町村、中札内村、更別、広尾、幕別、豊頃が 4 万円ずつという形で残りを 12 町村が 2 万 5,000 円ずつ負担しているものでございます。

実際のこの期成会の取組といたしましては、オール十勝でこういった誘致を進めていくといった上で、機運の盛り上げということで、各種講演会等の部分でそういった取組に対して参加していきましようというような流れで、大きな事業的な项目的な部分という位置付けで、今こちらのほうでは伺っている部分ではないので、ソフト的な部分ということでの捉えとして考えております。

○委員長（東口隆弘） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 協働のまちづくり支援事業の芝桜の植栽の実績でございますが、この事業につきましては平成 28 年度からメニュー化されておまして、28 年度、29 年度、2 年間で実績はゼロ件でございます。

芝桜が町の花ということで、公区長会議の際にはやっぱり町花の普及ということで、公区長会議の際には植栽の協力をお願いしておりますけれども、なかなか花の咲く期間が 5 月、6 月と短くて、残りがずっと緑のままということになってしまうので、ちょっと取り組む効果がなかなか少ないという状況ですけれども、やはり町の花ということで、これにつきましては普及を目指して再度公区長会議等を通じてお願いしたいと考えております。

○委員長（東口隆弘） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 各種公募委員の募集の状況ということでございますが、今年度 8 委員会に対しまして 32 人の公募を行いまして、それで第 1 希望から第 3 希望までという公募になりますので、延べ 42 人の募集状況でございました。

その中で、女性の申込者については 3 名ということになっております。

○委員長（東口隆弘） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1 点目からもう一度質問させていただきます。

8 委員の中で応募の中、42 人のうち 3 人ということでありまして、1 割にも満たないということがあります。男女共同参画社会とか女性活躍推進といった観点から、公募委員については女性の構成比率について配慮するというお考えはないのか、もう一度伺います。

2 点目です。期成会のことなのですけれども、ソフト的な事業ということで機運を盛り上げるということでも伺いました。とても夢のある事業で、産業振興や観光などさまざまな面で十勝にメリットがあるというふうに思っております。今後も十勝丸となって取り組んでいただきたいと思います。

3 点目です。芝桜が今回のまちづくり支援事業の中で、事業として実績がゼロということでありましたけれども、この利用がなかった理由をどういうふうに捉えていますでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 内山委員、2 点目は答弁は必要ですか。

○委員（内山美穂子） よろしいです。2 点目はいいです。

○委員長（東口隆弘） それでは 1 点目、3 点目の答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（新居友敬） 女性委員の配慮ということでございますけれども、公募委員のみならず、学

識経験者とかそういった中で選考の基準として、いろいろと女性の委員については配慮を今までもしてきてはおります。ただ、実際に公募委員ということで公募をすると、なかなか女性が入ってこないというような状況でございます。

○委員長（東口隆弘） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 芝桜の苗の植栽です。なかなか取り組まれていないのは、先ほども言いましたけれども、やっぱり花の咲く期間が5月、6月と2か月ということで、それ以降が植樹ですが緑色だけになってしまってちょっと彩りが無いというのがありますし、あと雑草等の管理も大変だということもお聞きしております。

また、苗も前もって予約しなければ購入できないという部分もありますので、その辺がちょっと公区の方で取組が少ないという理由ではないのかなというふうにつかんでおります。

○委員長（東口隆弘） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1点目に関しては、実際に応募してくる方が少ないということではありますが、ちょっと声かけするなど、今までも努力してきたかもしれないですけれども、今後もそういうことを念頭に努力していただければと思います。

答弁はいいです。

3点目なのですが、花の咲く時期が短いということと、あと予約しないと購入できないということなのですが、せっかく町の花ということで皆さんに親しんでもらうように決めたということでもあります。実際に町の花が芝桜ということってあまり浸透していないのではないかなというふうに私は認識しています。せっかく町の花になったのですから、PRも一つなのですが、今、予約して購入するまでになかなかそういう手続というのが大変だということであれば、一つの提案なのですが、町で造成地みたいなところを確保して、そこで芝桜を植えて増やして、何年か計画で増やして、ある程度数が確保できたら、毎年期間を決めて公区とか、公区ではなくても町民に自由に持っていってもらおうという、そういう具体策も必要だと思いますが、少しずつでも町の花が増えて多くの町民に認知されて親しまれるよう取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 答弁は。

○委員（内山美穂子） もしあれば。

○委員長（東口隆弘） 答弁ありますか。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、内山委員からのご提案もお聞きしました。

確かに購入しづらいという状況があるというのはお聞きしているところでございますので、どういう手法で町としてこの芝桜というものを確保していくかということも含めて、検討してまいりたいと思います。

ただ、庁舎周りも今回多くの面積に芝桜を植えておりますので、そういう芝桜を見ていただいて、芝桜のすばらしさなんか、徐々にではございますけれども、PRしてまいりたいというふうに考えております。

（関連の声あり）

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 協働のまちづくり事業の質問がありましたので、メニューはちょっと違うのですが、関連で質問をさせていただきます。

昨年と同じような形の予算計上ではあるのですが、たくさんのメニューがある中で、なかなか実績のないものがあります。多く利用されているのは資源回収事業などが圧倒的に多いのですが、私いつも除雪問題で改善ができないかということでお尋ねしてきているのですが、この協働のまちづくり事業の中の雪かき支援、あるいは堆積場の確保、それから地域内除雪あるいは地域内排雪と四つのメニューがありますよね。ここの利用というのは昨年全部合わせて9件と、昨年28年の実績で9件ということで、もっともっと使い勝手のよいものにして、今の除雪に対する要望が大

変多いものに、地域住民の方の声に伝えられる中身になってほしいなとずっと思ってきました。ことしの計画は、この事業に、特に今の4点に限って改善に向けての取組はお考えでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 質問の途中ですが、ここで11時15分まで休憩をします。

休憩 11:04

再開 11:15

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長(山本 充) 協働のまちづくり支援事業の公区の助け合い活動支援事業につきまして、平成29年度、平成30年2月末現在につきまして、雪かき支援で4件、雪堆積場確保で2件、6件の申請が上がってきております。

まだ年度の途中ですので、これから申請が上がってくるかもしれませんが、現状では今のところ6件の申請が上がってきております。

雪かき支援につきましては、複数の公区でボランティアで雪かき支援をしているという話も聞いておりますし、公区の中でもボランティアでやっているというグループもあるというふうに聞いております。

現在、町だけではなく、高齢者のそういった雪かき支援対策ということで、社会福祉協議会でも雪かき支援事業を実施しておりますので、現在、社会福祉協議会と平成30年度の冬に向けて、そういった事業ができないかということで協議中でございます。具体的な内容についてはこれから決まると思うのですが、そういったことで取組について、今現在、協議を進めているところでございます。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 協議をされているということであれば、ぜひこの四つの事業について有効に活用されるようなものに改善されたらというふうに思います。

一つは単身者、まず周知ですよ。この協働のまちづくり事業の周知、このことをまだまだ知られていない。ですから、町内の中で高齢者のひとり暮らし世帯に応援している、あるいは障害者のところに応援しているという実際にあるのですけれども、そこに対して一戸につき5,000円の支援をしますよということですが、なかなか知られていないというのが一つあります。

それからもう一つは、特に交差点の排雪などにつきまして、これは地域内排雪事業ということで、排雪区間1メートルにつき500円出しますよと、4差路の交差点では3万4,000円、丁字路交差点では1万7,000円という、こういうメニューになっていますよね。ところがこれは、なかなか交差点のかたい雪を手で作業をするというのは難しいので、結局機械を頼らないとできない。ところが、機械でよけると排雪場所がない、機械では持っていける場所がない。近くにあるところはいいのですけれども、住宅の密集しているところなどはなかなかそれができないということであれば、その交差点の排雪と、それから雪を捨てていく場所の両方連携した支援体制が必要ではないかなというふうに思うのですが、なかなかその組み立てができないというのがあります。

それからもう一つは、排雪区間の問題なのですけれども、例えば町内会の班単位で排雪をお願いしようとすると、その路線全部の排雪をしないと支援の対象にならない。つまり、全員の合意がなかったらできないということになりまして、町内会の形成もいろいろあって、なかなかそこが難しいのだということであれば、例えば7割方合意されればいいのか、いろんなもっと柔軟な対応が要るのだと思うのです。

具体的には、前段申し上げました機械での排雪などについては、これは例えばそういった応援してくれる人たちなどの、住民の方の応援をしてくれる人の登録制度などもつくってみて、そういった方にその町内、一定程度の地域をお願いして支援をするとか、このまちづくり事業の改善ということ

につながるような新しい発想が要るのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） まず、1点目の周知ということなのですが、もちろん公区長会議を通じながら、この協働まちづくり事業については周知しているところであります。

やはり除雪関係になると、冬という状況からすると、夏、春先の公区長会議でいきますとやっぱり時期が、また秋にもやっておりますので、そこは徹底して周知と。あと、こういった雪かきも含めた支援の必要な方というのは、やはりケアマネジャーさんだとか、そういった状況もありますので、雪かき自体ではなくてその周知ですね。雪かきが必要な方というのは、必ず介護でいくとケアマネジャーとかいきますので、そういった方にもこういった事業がありますよと、こういったものを活用していただきたいという部分は、町の地域包括支援センターのケアマネ部会の中でも、町の事業については十分に周知を図りながら、より使っていただける中身にしていきたいと考えております。

また、先ほど2点目、3点目の中で、交差点だとか道路の状況でいきますと、なかなか柔軟な発想、そういったことも必要かと思っておりますので、より使っていただけるような中身で、これが未来永劫変わらないような内容ではなくて、やはり使っていただくためにはどうしたほうがいいのかというのは、協働のまちづくり検討委員会の中でも意見をいただきながら、より柔軟な発想と使っていただけるような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 福祉部門、社会福祉協議会などとの連携というのも今もやっていらっしゃいますから、ここも大事だと思うのですが、なかなか社協自体もその作業をしてくださる方がだんだん高齢になってきていて、そして高齢者のところに向いていくというのが非常に難しくなっている悩みも聞いております。

ですから、もうちょっと、福祉部門も大事なのですけれども、その協働のまちづくり、つまり町内会、班、その人たちの力、連携で借りるような、そこに起爆剤になれるような、そういった応援が協働のまちづくりの本来のあり方ではないかというふうに思うのです。どこの町内にも、ちょっと重複しますが、例えば重機関係のところにお勤めで機械を持って行って、かなり町内の人たちを手助けしているという場面はあると思うのです。そういう人たちに対して、そこそこの町内で対応は違うと思うのですけれども、お礼をしたりいろんな形で連携しながらやっていると思うのですけれども、そういった方たちの登録というふうになるとまたちょっとかた苦しくなるのかなとは思いますが、この事業の中で町の人たちの持っている力をもっと発揮してもらえて、そこに協働の町として応援できるよという仕組みにつなげていけることが大事だなというふうに思うのです。

これから検討されるということでもありますから、ぜひそういったことも一つ押さえていただいて、計画を練っていただければと思います。

○委員長（東口隆弘） それでは、ほかに質疑のある方。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） まずページ数、50ページ、7目近隣センター管理費、次に56ページ、13目防災諸費2点でございますけれども、まず50ページの近隣センター管理費、忠類総合支所のトイレについてでございますけれども、平成28年度に忠類総合支所でトイレ洋式化したわけでございます。忠類においては、コミセンのホールというものが住民にとって利用率が高い施設でございまして、特に高齢者、ナウマン大学等の皆さんも利用されるところでございます。洋式化されたのはいいのですけれども、車椅子の方々のトイレが完備されていない。

そこで、平成28年度に整備したときに一緒にやればよかったのかなとは思っているのですけれども、これからの整備の計画状況についてお尋ねいたします。

続きまして、56ページの13目防災諸費でございますけれども、避難所における防災等に資するWi-Fi環境の整備計画についてなのですけれども、平成28年の12月に総務省におきまして、ある程度の指

針が出されました。28年から31年までにおいて防災施設拠点になるところにおいて公共のWi-Fi等に係る整備計画というところから出されたものでございますけれども、近年、スマホ等の情報を自分で取得するというか、防災に関しては、やはりいかに情報を自分で素早く手に入れるかというところも必要な、大変重要なところでございます。

ここの庁舎は建設当時町の防災拠点として、免震ですね、最新の設備を有している施設でございますけれども、できたらそのときにWi-Fi環境も整備されたのではよかったですのかなと今になって思うのですけれども、これからのWi-Fi環境の整備計画についてお尋ねします。

○委員長（東口隆弘） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 忠類コミュニティセンターのトイレの関係なのでございますけれども、委員おっしゃるように平成28年に和式のトイレから洋式化させていただきました。そのときに洗浄器もあわせて整備したような状況でございます。

今年度、住民の方からも、車椅子対応のトイレの設置について検討していただきたいという要望もありましたことから、現行のトイレの中でどのような方策ができるかということを検討させていただきました。トイレにつきましては、給水の水もそうなのですが排水路も必要になってくるものですから、地下ピットがないとなかなかうまくそういうことができないということで、現行のトイレの中にまた新しく身障者用のトイレを確保できるような形がいいのではないかとというふうに検討はしたところではありますが、忠類コミュニティセンターは避難所にもなっております。町内の避難所も含めて、30年の予算の中には、今現在トイレの整備は計上できていないのですけれども、30年に3か年に計上しながら、計画的に避難所の整備ということも含めて検討してまいりたいと考えております。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 避難所のWi-Fi環境の整備についてでございますけれども、近年町議がおっしゃるように環境の整備が求められているといたしますか、災害時の住民に対する情報伝達の整備の中で、非常に重要なことだというふうに認識しているところでございます。避難所のWi-Fi環境の整備につきまして、現在、具体的な計画はまだ立てておりませんが、今後、いろいろな先進事例などを参考にしながら、どういった避難所に対して整備していったら有効なのかも含めまして検討していただきたいというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹賀） まず、忠類総合支所のトイレのほうでございますけれども、今答弁ございましたように早急に考えていただきたいと。オストメイトも含めた中でこれは検討していく必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

次に、Wi-Fiの環境なのでございますけれども、近年、地震等、十勝沖、緊急性があるというふうに新聞報道等では言われていまして、いつになるかわからない、これは本当に今なるかもわからないし早急な対応が必要だと思うのですけれども、やはり町の庁舎、札内、忠類の総合支所、この三つにつきましては、これは早急に考える必要があるのではないかと。といいますと、やはり防災対策本部をつくるにしても、有線LANで全部やるのだと思うのですけれども、職員が帰ってきたときにWi-Fiですぐつながるような環境も必要ですし、ロビー等に町民が集まるときの情報というのが、これは絶対に必要なわけです。これは早急にしていただきたいと。避難所というのは結構あるものですから、これはやはり順次計画的に整備を進めていく必要があるのではないかと。

それと教育費のほうになるのでございますけれども、学校施設というのは避難所も当然兼ねているところがございます。小学校、中学校というのは、ICT関係によってWi-Fi環境もある程度整えてあるところがございます。それによって防災避難所になるときに、ふだんは教育に使うと、避難所ときは避難の方たちのWi-Fiを使用するようにすると、そのようなことも考えられるのです。

そして、やはり総務省が言っているのは、1番目に災害発生以降、災害の危険性がなくなるまで滞在し、避難生活を送る避難所、避難場所については整備する必要があると。2番目、避難場所として

想定され、災害対応の強化が望まれる公的な拠点などにおいて、整備箇所、整備時期などを示す整備計画に基づき整備を着実に実施することで、災害時の必要な情報伝達手段を確保する。なお、平時においては、観光関連情報の収集、教育での活用などにより利便性の向上を図るとい、2点の柱があるわけでございますけれども、その点について理事者側の考え方をお聞かせ願います。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今 Wi-Fi の整備についてのご意見いただきました。委員おっしゃっているとおり、まず学校施設については3か年で事業実施しまして Wi-Fi の環境にあるということでございます。

今ご指摘がありました避難施設、また庁舎等における Wi-Fi の環境の整備でございますけれども、庁舎においては情報のセキュリティーだとか、そういうのもございまして、どういうふうに設定すればいいかという部分はちょっと難しい部分がございます。ただ、ご意見ございましたように、その中でも札内のコンプラなんかは避難所にも指定されているということもございますので、今後、避難所全体を見渡してどこの避難所にどういう設備をしたらいいのかということは検討することが必要かなというふうに思います。

また、財源につきましても、去年からだったでしょうか、緊急防災対策事業債の整備対象になっているということもございまして、あわせてその事業の進め方を十分検討しながら、効果的な整備というのを図っていかねばならないというふうに思っております。

○委員長（東口隆弘） ほかに。

（関連の声あり）

○委員長（東口隆弘） 関連、小島委員。

○委員（小島智恵） 済みません。防災諸費というところで、Wi-Fi ではないのですが、避難所というところでお聞きしたいのですが、新聞報道によりますと十勝管内の自治体で避難所運営に当たりまして、ペットを飼われている方の受け入れ態勢について、これをどうするかということで議論がなされたり、取り決めを考えられていたりしているのですが、我が町としましても台風の被害、水害で避難所を開設されたことがありましたけれども、その際どういった対応をされたのか、また今後ペットを、そういった飼われている方の受け入れ態勢だとか考え方、どういったふうに考えられているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 避難所入所時のペットの取り扱いということでございますけれども、一昨年の台風災害のときの避難所を開設した際には、ペットの取り扱いにつきましては決められた場所への係留、あるいはケージでの、場所を決めてペットにつきましてはそこに置いていただいたというような状況でございました。

委員おっしゃるようにペットの取り扱いにつきましては、各先進自治体ではいろいろな取り扱いで進めているところがございます。

本町につきましても、現在はそのようにある場所を決めて、ペットについてはここに係留、ケージを置いてくださいというような取り扱いには現在しておりますけれども、今後ペットも家族の一員でございますので、あるいはペットがいることから車の中で一夜を過ごされた方もいらっしゃるということも聞いておりますので、そういうことのないようにペットの取り扱いについては、今後、十分検討をして、本町についても考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（東口隆弘） 小島委員。

○委員（小島智恵） その決められた場所は室内ということで、隔離してということによろしかったですか。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 外の倉庫あるいは自転車小屋というようなところに係留をしていただいたというところでございます。

○委員長（東口隆弘） 小島委員。

○委員（小島知恵） 今のところは外でということですね。冬場なんかの災害だと、例えば寒いのでなかなか外でのペットを連れての避難というのは難しいのかなと思うのですけれども、だからといってペットと一緒に室内に入るようなことがあっては衛生面だとかアレルギーだとか鳴き声の問題だとかいろいろあるわけですし、何か私としてはすごく難しい問題だなというふうには思っているのですけれども、今後もそういった同じような対応で考えられていくのか、ちょっと再度お聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） まだ具体的に検討は始めてはいませんが、先ほども申しましたとおり、ペットの取り扱いについて先進自治体なども参考にしながら、今後、幕別町ではどうあるべきかということを考えていきたいというふうに先ほど申しあげましたので、今のところは委員おっしゃるように、外に係留をしていただくような形になっておりますので、冬場についてはやはり係留できるような環境にないことから、車の中での避難というようなことにもつながりますので、そういった問題を整理しまして、先進自治体の事例などを参考にして、本町の避難所のマニュアルの中に入れていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（東口隆弘） ほかに。

野原委員。

○委員（野原恵子） 60 ページ、15 目職員厚生費の 13 節委託料、職員研修委託料について質問をいたします。

決算資料を見ますと、平成 28 年度の決算なのですけれども、職場のハラスメント研修を平成 27 年度に行っております。28 年度は行っておりません。29 年度はまだ決算資料が出ておりませんので明らかではありませんけれども、今年度のこの職場のハラスメント研修をどのように行うのかお聞きしたいと思います。

といいますのは、近年、労働基準監督署には、この事業所、ここは庁舎というふうになりますけれども、事業所への是正勧告が年々増加している、こういうことが報道されております。それでこのハラスメントということになりますと、内在していてなかなか声が上げられない、こういう状況が全国的な調査でも明らかになっております。そのためには、やはり職場のアンケートを実施するのですとか、そういうこともされている事業所もあると聞いております。

それで、この調査では、この研修を実施するという項目に掲げられておりますけれども、このことはメンター研修にも連動してくると思います。今年度の研修の状況をお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 野原委員、今年度というのは 29 年の実績ということでよろしいですか。

○委員（野原恵子） この予算に関してです。予算に関してですので、30 年度。どのように計画されているかをお聞きしたいと。

○委員長（東口隆弘） 30 年度。

総務課長。

○総務課長（新居友敬） 今年度の研修につきましては、例年職場内研修のほかに自治体研修とか、そういった町村会主催の新任、初級、中級とか、また十勝定住自立圏の広域研修とか、そういったところの研修は例年どおり行っていこうというふうには思っております。

また、職場内研修という中身の中では、新任職員の研修のほか今年度におきましてはコミュニケーションに対する研修、言いたいことをわかりやすく伝える手法を学ぶということでコミュニケーションの研修、また説明能力の向上を図るという目的でロジカルシンキング研修、まだ内容については未定でございますけれども、そういった内容でことは考えております。

それで今年度については、ハラスメントの研修については今のところ考えておりません。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、前段でも申しましたように、このハラスメントに関しましては、全国的に年々

増加の傾向にあるということで、この庁舎の中でそういう事実があるという、そういうことではありません。もし、そういうことが内在している可能性もあるのではないかという、そういうことで全国的な調査の中で連動しまして、そういう思いもありまして、27年度では96の方が研修を受けております。

それで、この問題につきましては、自分で気がつかないで発言しているですとか、そういうこともあり得るわけですし、しっかりと研修をしていく、このことがやはり町民への対応ですとか、そういうところに連動してくるのではないかという危惧がありまして、ぜひハラスメントに対する研修も今年度も計画の中に入れていただきたいと、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今お話あった部分、大変大切なことで委員がお話があったようにそれが原因で心の病になったりだとか、そういうことというのはあり得ることなのかなというふうに思います。

そういう面から、今年度の研修の中身はまだ具体的に何の研修をいつやるかというのは定まっておりますので、今後そういうハラスメントも含めて心だとか、あとは職場の人間関係だとか、そういうことの中でどういうふうにやれるかというのは検討してまいりたいというふうに思っています。

○委員長（東口隆弘） ほかに。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 64ページ、20目地方創生推進事業費の中のページ、18節備品購入費です。体育施設用備品の購入のことでお尋ねしたいと思います。

説明の中ではバッティングゲージを購入されるということでありました。スポーツ合宿誘致事業の中の一環として、この金額で幕別運動公園野球場にバッティングゲージを購入するということの説明でありました。球場を使う球技、種目というと、ボールの種類でいうとソフトボールも入れたら、硬式野球、準硬式、軟式、そしてソフトボール、4種類あるのかなというふうに思います。

常々私も嫌いではないものですから野球場を訪れるに当たっては、その危険性のことについては感ずるものがありました。バッティングゲージがあるということは、練習で打ち損じた球がその枠の中におさまって余計なところに飛ぶ機会が減るわけですから、その分フィールドの中よりもその柵の外に出た球場内の、あるいはちょっと離れた駐車場の人たちにぶつかる、車にぶつかるそんな機会が少なくなるのかな、この予算についてはその趣旨も含めて歓迎したい、評価したいというふうに思っているのです。

それで、このバッティングゲージというふうになりますと、今はボールの種類のことを申し上げましたけれども、やはり軟式、ソフトボールでも球場の外に球は出ることにはあるのですけれども、硬式、準硬式のボールが外に出ることが大変怖いのかなというふうに思っていて、そういうことの中では、プロや大学等のスポーツ合宿の誘致ということで書かれていますから、そういったチームが練習で使うことを想定して、硬式のボールを使うそういうチームを想定してこのバッティングゲージを買うのかなというふうに思うわけなのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） ただいまのご質問でございますが、委員おっしゃるように今私どもで合宿誘致想定しておりますのが大学野球部クラスということで想定してございます。

それで当然大学野球部ですので、硬式ボールを想定したバッティングゲージということでございます。現状、町営球場には、運動公園野球場には、バッティングゲージ1台設置はしてございますが、大学野球部の合宿を受け入れる、練習を受け入れるようなレベルになりますと、ゲージは最低2台必要だということでもう一台設置させていただくということで計上させていただいたものでございます。

ただ、これ大学野球をこの機にということで、合宿誘致を機にということでございますが、決して大学合宿誘致専用のものであるということではございませんので、一般の利用の方にもお使いいただいて、練習ですとか試合のときの練習も含めまして、利用の向上が図れるという前提で考えているものでござ

ざいます。

○委員長（東口隆弘） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） ご説明はわかりました。具体的なものもきつとあるのかなということも想像しながら、質問を続けさせていただきましても、バッティングゲージは必要なものであるということの中では理解するという事は先ほど申し上げました。

当然その合宿の中では、練習だけではなくに交流試合もするような、そういうことにもなってくるのだというふうに思うわけです。ゲージを試合のときには片づけて試合をします。ゲージを使わない形で練習形式でやるというのは往々にあるわけですが、幕別運動公園野球場、十勝管内では大変立派なほうな球場で、こけら落としで高校野球十勝支部大会の春季大会が開催されたり、プロ野球の2軍戦も開催された、硬式野球ができるということはもう広く管内外に知らしめているところがありますけれども、ファウルボールが特にと思うのですが、やはり球場の外に出るボールは硬式野球になってくると球の軌道が違うものから往々にあるのですよね。プロ野球の試合ですと笛を吹いて注意を喚起するとかとあるわけですが、そういうことができないのであろうということになってくる。

お尋ねしたいことは、これからの球場のあり方として駐車場等に出ないようにゲージだけでなく柵なんかもないことには、そういった合宿の誘致にたえられないのではないかなと思うものですから、その計画があるのかどうなのか。実際、来年度そういったことが行われて車がボールが当たってへこんだとか、けがをしたとかというようなことが発生する可能性はなきにしもあらずだと思うのです。そのときはどういったことになってくるのだろうと。誘致側の責任として何かあるのだろうか、そのことをお尋ねしたいし、そうであれば早くにそういった外フェンスですね、外網ですか、そういったことの対策なんかも研究する必要があるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 野球場の件であります。先ほど課長から答弁させていただきましたとおり、新年度は大学野球の誘致を予定しております。その中でも19節の負担金補助及び交付金の中で予算計上させていただいておりますけれども、実行委員会を組織いたしまして、今回モニターという形で誘致をしたいというふうに思っております。

といいますのは、体育連盟ですとか町の軟式野球協会、そういった方たちで実行委員会を組織することによって、例えば野球を例にとりますと、専門的な会話ができると。我が町にとってどういったメリットがあるのか、また施設の面も含めてどういったところが足りないのか、そういったこともありますので、今、谷口委員おっしゃいましたようにファウルボール対策をどうするのかということも含めて、今回の合宿誘致、モニター誘致を通じて、今の段階では野球場をどうするこうするという整備計画はございませんが、その中でよりよい施設にするためにこの合宿誘致を通じて研究してまいりたいというふうに考えております。

また、過去にもプロ野球のイースタンリーグ、公式戦を誘致したこともありますけれども、そういったときのファウルボールの対策状況がどうだったのかということもさらに検討して、現状においては町の保険も入っておりますので、もし車にぶつかったとかいうことになりますと施設の管理責任ということで、町の保険対応にはなるというふうには考えております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） よろしいですか。ほかに質問ありますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 2点あります。

57 ページ、15 節工事請負費、細節1 全国瞬時警報システム受信機等整備工事、まずこれが1 点目なのですけれども、昨年、北朝鮮ミサイルが発射しまして北海道のそばまで落下をしたり、上空を飛んだりということで依然として脅威にさらされている状況ではあるのですけれども、説明では更新をし

たり、また忠類の地域については受信機の購入等も行っていくといった説明もあったかと思うのですが、Jアラートが鳴りましてから手動で消防サイレンを使って、町民の方に知らせる方法をとるといったことを行うということだったと思うのですが、実際には不具合があって消防サイレンが鳴らなかったりといったことが起きておりましたけれども、この整備工事によってそういったことも改善されていくのかお伺いしたいと思います。

あと、2点目なのですが、59ページ、14目交通防災費の中の19節負担金補助及び交付金、細節7コミュニティバス運行費補助金ということで1,400万円余りの金額になっているのですが、札内線のバスを1台増車するというので、協議会のほうでもいろいろご議論あったと思いますけれども、待ち時間の短縮ということで増車されるようですが、この増やすことによってどのぐらい乗車人数と見込みますか、乗車率が増える見込みなのか。

それとバスなのですが、現在使用されているものは結構大き目のタイプだと思うのですが、この増車する1台はどういったタイプのものを考えられているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） まず1点目、全国瞬時警報システム、通称Jアラートと言いますが、この工事請負費についてでございますけれども、委員おっしゃるように本町のJアラートにつきましては現在もありますものですからその機械の更新と、さらに忠類地区につきましてはJアラートの新設及び自動起動装置の設置ということでございます。

本町の工事につきましては、古い機械を新しい機械に更新してさまざまな情報を受けられるようにするというのでございます。忠類につきましては、今までなかったものですからJアラートを新設しまして、受信機、そして自動起動装置、そして衛星アンテナの設置をすることでございます。この整備によりましてミサイルが飛んできたとしたら、忠類地区につきましてはJアラートが自動起動して各世帯に設置されております防災無線に流れるということになります。これは市町村で整備されているところと同じような整備内容になるということでございます。

本町地区につきましては、戸別受信機がありませんものですから、そういった形にはならないのですが、十勝広域消防の協力によりまして十勝管内、たしか1市8町村ぐらいだったと思うのですが、消防の消防サイレンを使ってJアラートと見えますか、そういった情報が入りますと十勝広域消防から消防のサイレンを鳴らすという形で協議が整ってございまして、そういう形で住民の皆さんにお知らせをするということでございます。

次に、コミバスの補助金でございますけれども、今回新たに平成30年10月から新たな運行が始まるわけなのでございますが、新聞報道でもされておりますとおり、札内地区につきましては現在1台のバスで運行しておりましたのが、1台増車をいたしまして順回り便と逆回り便という形で運行をさせて待ち時間の解消、要はアンケート調査の要望にもありましたが、買い物をしやすくするような形にダイヤも調整をさせていただいているところでございます。

幕別線につきましては、今までと同じバス1台での運行でございますが、町内にあるスーパーに、これも買い物をしやすいような時間帯に設定をしているところでございます。

また、一部希望のありました路線についても、変更をして新たな経路で回るというようなことで、経路につきましても修正をさせていただくということでございます。

この改正によりまして、どのぐらい乗車率を見ているのかということでございますけれども、これちょっと想定が難しく、1便当たり何人以上ということは想定はしておりませんが、十勝管内先進地であります芽室町でありますとか音更町の乗車率を目指してPR活動に努めて、利用しやすいコミバスに今後もしていきたいというふうに思っているところでございます。

それからもう一つ、増車するバスにつきましては、これまで札内1台、幕別1台と同じ32人乗りのバスを導入する予定でございます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 小島委員。

○委員（小島智恵） 全国瞬時警報システムのほうなのですけれども、忠類地区のほうは自動で起動になる、自動でということ、これは不具合が起きないことを願うだけなのですけれども、本町の地区に対しては古いのを更新ということですね。あくまで広域の関係もありますけれども、あくまで手動というのは変わらないということの理解でよろしかったですか。

あと、コミュニティバスなのですけれども、これまでと同じような型を購入されるかと思うのですけれども、思ったのですけれども費用の面が安く抑えられるかなと思ったのですけれども、小さめのタイプでも対応できるのではないかというふうには思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 1点目のJアラートについてでございますけれども、本町地区につきましては委員おっしゃるとおり、十勝広域消防局の職員の方の手動により消防サイレンを鳴らすという形になります。

コミュニティバスのバスの大きさでございますけれども、小さいバスも検討をさせていただきましたが、確かに費用につきましては購入費が安くなるのですが、今、低床バスということで32人乗りの低床バスで運行しているのですけれども、段差のない乗りおりがしやすい形で皆さんにご利用いただいているのですが、これを小さいバスにしますと蹴上がりが高い2段ぐらいの階段を上り下りしなければならないというような状況もあり、また音更や芽室のように幕別町も乗車率の向上を目指すこととしておりますので、乗車率の向上を目指すためには小さいバスではなくて大きいバスをということ考えているところでございます。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では同じく負担金、59ページの交通防災費の負担金及び補助金のところの、私は10番の地方バス維持費補助金で、昨年の予算よりも370万円増えまして1,478万1,000円になっております。

これは国との関係で補助金の負担割合が変更することによって町とバス会社の負担が増えていくという仕組みになっているということでありました。昨年、地方の負担が重過ぎるというような声が上がって、国のほうで負担金を削るという動きがあったのですけれども従来どおりになったということではありますが、平成30年度のいわゆるこれに対する補償ですね、補助金は一体どのぐらい交付金として見ていただけるのか、必要な政策でありますから維持していかなければならないと思うのですが、バス路線に1,400万円というのはかなりの経費だなというふう思うものですかからお伺いをいたします。

それとページ数では66ページ、賦課徴収費の委託料13、10番の地方納税システム導入プログラム改修委託料、これは説明によりますと全く新規の事業でありました。平成31年から実施するための準備ということではありますが、町民にとってのメリットと申しますか、先ほど説明はあったのですけれども、具体的にどんなふうに住民にはかかわってくるのかが見えなかったものですから、説明をいただきたいこのように思います。

○委員長（東口隆弘） 説明の途中ですが、13時まで休憩をいたします。

12:04 休憩

13:00 再開

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで私からお願いが一つございます。質問をされる方、答弁をされる方はなるべく発言を簡略にお願いをいたします。

それでは、中橋委員の答弁をお願いします。

防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 地方バス路線維持費補助金の上昇についてのご質問だと思いますけれども、この上昇についての主な要因として、大きな要因として国の補助金の減少もあるというふうに考えております。全国的にこの補助金の減少につきましては、路線バスの利用者数の減少に伴いまして、年々赤字路線が全国的にも増えているというふうに聞いておまして、そういった理由から国庫補助金が下がっているというふうに認識しているところでございます。

そして、地方路線バスにつきましては、北海道町村会におきまして地域住民の生活に必要な不可欠な地方バス路線の維持、確保対策として、必要な財源措置をとっていただくように国等に要請を行っているところでありまして、今後におきましても、本町といたしましても継続して要請をしていただくよう働きかけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（東口隆弘） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 地方共通納税システム導入プログラム改修委託料につきましては、さきに平成 20 年から地方税電子化協議会が地方税の申告、個人の住民税、法人の住民税、固定資産税の償却資産のみの申告を行っておりました。これが実証されまして、今回、今度納税についてもこれを利用して納税をするということになります。

メリットというお話で質問がありましたが、事務の簡素化ですね。町としては受ける窓口が 1 か所になりますので、お金が動くわけではなくて数字が来て、後でお金 comes ということになりますので、そういう集計等が簡単になるということと、もう一つ企業としては、例えば何町村にもまたがって特別徴収をしている会社もあるでしょうし、そこは同じ 1 か所にお金を入金することによって振り分けをしてくれるということもあります。それと法人の住民税の申告をする場合は一緒に道税の事業税の申告もしていると思いますので、それについても同じような取り扱いで納税ができるということです。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず地方路線の赤字の負担金のことであります。年々増えてきていますので伺いますが、一体その赤字というのが平成 30 年度であれば幾ら見込まれて、幕別町のこの金額というのは、どういう積算基準でこの金額になっているのか、これからも赤字が見込まれるということであれば、これがどんどん増えていくことになるのか伺いたいと思います。

それと納税のほうで、わかりました。ただ、これは義務化なのでしょう。国は納税に関しては電子化をずっと促進してきた経過があります。したがって、それに沿ってそれぞれが活用してきている経過があるのですけれども、義務化ということになってくると、これまたいろんな負担もかかってくるのかなというふうに思っていて、義務化なのかどうか伺います。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 地方バス路線維持補助金の関係でございまして、十勝管内の関係市町村で構成いたします十勝地域生活公共交通確保対策協議会において運行事業者も入っているのですけれども、そういった中で、平成 30 年度の運行について各関係沿線市町村がそれぞれの路線バスの負担を補助金として負担するわけなのですけれども、そういった想定をしまして、国の補助金がこれぐらい入る、そして運行経費がこれぐらいかかる、運賃収入はこれぐらい見込む、でありますから幕別町さんの負担はこれぐらいですよ、あるいは隣の池田町の負担はこれぐらいですよという形で、例えば帯広・陸別線でありましたら陸別町までそういった案分をされた形で、そういった各沿線自治体から補助金として負担をしているというような計算になっております。

ちょっと具体的に言いますと複雑になりますけれども、概要としては以上のような概要になります。

○委員長（東口隆弘） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 共通納税システムの義務化かということですが、「平成 30 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」ということで 30 年の 1 月 23 日に総務省から通知が来ております。

ちょっとここでは義務ですとか、任意ですというような書き方はしておりませんが、共同として運営することとしたということになりますので、これを抜けて特別、幕別町だけが電子申告を外れて取り扱いしてくれるというようなことは不可能、ちょっと考えづらいかなというふうに思っております。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） バスのほうなのですけれども、今お答えいただいたようなことは当然想定できるのです。ですからどんな割合で、つまり幾ら赤字になって、見込まれるから恐らく帯広から陸別までの総距離で、そこで運行する乗客数とかかる経費というのが差し引かれて赤字というのが出てくるのだと思うのですけれども、それが一体幾らなのか。これ、増え方が半端ではないのですよ。もうことしは約400万円の引き上げですけれども、たしか前年度もそうでした、前々年度も。どんどん地域の過疎化に伴って負担する金額が増えてきているのです。私は国鉄がなくなってバスの運行になり、これが公共交通機関としてはとても重要な役割を果たしているのです。全市町村で協力しながら維持するというのは、もうそれは理解するのです。

しかし、負担にも限度というのが出てくると思いますので、今の時点でわかる範囲の赤字と、その赤字のうち幕別町が1,470万円になったその理由、それと、これからどんな見通しなのか伺います。

あと、納税のほうは義務化ではないということです。課長がおっしゃられたように平成30年度に法改正されて、事業主については2020年、31年から使っていただくということでありまして。幕別町だけが抜けるかとか、そういうことを望んでいるものではありません。

しかし、電子化が促進される、なかなかなじまないうちに電子化を促進させるがために、どんどん周りが埋められてきているという感じがするものですから、その辺の事業所に対する指導や町民に対する指導などもきちっと行っていかないと、なかなか法改正についていけない現状があるのではないかと思います。いかがですか。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 基本的には沿線自治体の距離案分という形で赤字分を皆さん補助金として負担をしているという形なのですけれども、例えば帯広陸別線でありまして、6市町で負担をしているわけなのですが、経常経費が1億2,989万2,000円という経常経費になりまして、国の補助金が7,379万円、6市町で負担します負担額が5,610万2,000円というような状況になっております。これがあと残り3路線あるわけなのですけれども、そういった費用を沿線自治体で基本的には距離案分で負担をしているというようなことになっております。

今後の見通しといいますか、私が見通しを言うのがいいのかわかりませんが、先ほど委員がおっしゃるような年々各町が負担する負担金というのは増えているのが現状であります。これはやはり、今後も、先ほど申しましたけれども路線バスの利用者数の減少、人口減少、そして年々赤字路線が増えてくるというようなことで、こういったことはなかなか好転はしていかないのかなというふうに思うのですけれども、やはり町の負担金を減らすためには、やはり路線バスに乗ることが一番負担を減らすことにつながると思いますので、そういったことを今後、十勝地域生活公共交通確保対策協議会でいろいろ対策を今講じている最中でありまして、そういったところと協力して進めていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（東口隆弘） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） このシステム改修におきましては、国のほうから財政措置がありますというふうに通知があります。幾らとか何%とかとそういう話はありませんけれども、財政措置を講ずることとしたというような文書が参っております。

普及の関係だと思っておりますけれども、全然使わないのにこういう設備をしなければならないのかというようなお尋ねだったと思うのですが、今までの申告につきましては個人の住民税においては40%程度、法人町民税については75%がこれを利用して申告をいただいております。国税連携といいますか、確定申告書のやりとりもありますけれども、これは68%がこのeLTAXを利用して行っております。

事務を直接してみますと企業支払報告書ですとか個人町民税の申告書も、75%逆に手元に来たら大変な処理をしなければなりませんし、企業支払報告書のこの40%が、これが紙で来ますと段ボールで何箱ということになりますので、やはりこれは利用して事務の効率化というのはなっていると実感しております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 納税のほうはわかりました。

バスのほうなのですけれども、それは乗ったほうが、利用する人がたくさん増えたほうがいいというのはそのとおりでと思いますけれども、現実としてこういった人口減少の中で、年々減っていく、来年だって増えていくという見通しは立たないというのが現状ではないでしょうか。そうやってきた場合に、この地方バス路線というのはもともと先ほども言いましたように、国鉄を廃止する中で、地方路線バスは本来は交付金が増えてたのですけれども、それもだんだん減って行って、そして今のようになっているのだと思うのです。

ですから、根本的には国の、公共交通の、要するに体系のあり方、そういうところに起因してくるのだと思うのです。そこがだんだん赤字になってきて各市町村の負担が増えていくということでありますから、町村会を通して声を出しているということでありますけれども、去年は、私はどうして質問をしたかという運行経費の45%を国と道で見えてきたものが、去年の10月から、平成29年の10月から平成30年の9月までの1年間について40%に下げるというのをマスコミ報道もあったのですよ。

そうすると、赤字はどんどん増えていくのに国の補助はどんどん減っていくという逆現象が起きてきて、それがまたこういった400万円も上がっていくということに実際なっているのだと思うのです。

ですから私はやっぱり、利用が増えるというのは望むところではありますけれども、現実的ではない。したがって根本的な対策としては公共交通機関を維持する国に対して、きちっとした負担を求めていく以外にないのではないかと思いますので、どうですか。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 確かに地方路線バスの補助金につきましては昨年4月、5月ですか、国のほうで20分の9から20分の8、45%から40%に削減するとそういった動きもあった中で、町村会としてはやっぱり地方路線のバス、地域の足の交通、足を確保するという中では、補助金の削減については反対するような形で国に要請したところでございます。

ですから現状でいきますと、29年度、30年度につきましては削減45%の中で計算されているというところでもあります。

ただ、うちの補助金については4路線ございまして、その4路線の中でも全体経費、補助金でいきますと年々上がっておりますが、その路線ごとにいきますと、やはりこれは収入と経費の差額を国の補助金を除いた中で沿線自治体が負担しているわけですが、実際には4路線がずれて上がっているというわけではなく、補助金として上がっている路線もあれば実際に補助金が下がっていると、ただトータルとしては補助金が上がっているという状況もありますので、その部分も含めて、今後補助金が増えていくのかどうかというのはなかなか読めないところですが、やはり増えていくのだろうなという中では考えておりますが、やはり先ほど課長が申しましたように、一つはやっぱり地域の足の確保という中では、皆さんが乗っていただくことによって町の負担も少なくなるということもあります。ここはそういった中で町の負担を減らす中では、町も一生懸命努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方は。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3 款民生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 3 款民生費についてご説明申し上げます。

71 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、予算額 3 億 5,463 万 6,000 円であります。

本目は、福祉施策全般に要する経費であります。

1 節報酬、細節 1 は、社会福祉委員 65 人分の報酬であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、社会福祉協議会の運営及び各種福祉団体への支援に係る補助金であります。

細節 4 は、民生委員の活動に対する交付金であります。

72 ページになります。

2 目国民年金事務費、予算額 331 万 8,000 円であります。

本目は、国民年金事務に要する経費であります。

3 目障害者福祉費、予算額 8 億 2,684 万 1,000 円であります。

本目は、主に障害者支援に要する経費であります。

11 節需用費、細節 4、本年度はヘルプマークを独自に購入し、援助や配慮が必要な方に対する町民への理解が一層深まるよう努めてまいります。

13 節委託料は、障害者の自助生活支援に係る各種の委託事業であります。

74 ページになりますが、20 節扶助費は、障害者の福祉サービスなどに係る支援費、日常生活用具や交通費などに係る扶助であります。

75 ページになります。

4 目東十勝障害認定審査会費、予算額 293 万 9,000 円であります。

本目は、東部 4 町で共同設置している障害支援区分認定審査会の運営に要する経費であります。

5 目福祉医療費、予算額 7,358 万 6,000 円であります。

本目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療の扶助に係る経費、その事務に要する経費であります。

76 ページになります。

6 目老人福祉費、予算額 4 億 7,168 万円あります。

本目は、高齢者福祉全般に要する経費であります。

77 ページになりますが、13 節委託料は、介護を補完する各種サービスの委託事業が主なものであります。

78 ページになります。

18 節備品購入費、細節 2 は福祉バスの更新、細節 3 は高齢者宅への訪問業務に係る公用車の購入であります。

19 節負担金補助及び交付金は、老人クラブ連合会の活動に対する助成や地域が主催する敬老行事の奨励金が主なものであります。

20 節扶助費は、主に細節 2 養護老人ホーム入所者に係る老人保護措置費や、79 ページの細節 3 社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合の扶助が主なものとなります。

7 目後期高齢者医療費、予算額 4 億 5,954 万 8,000 円あります。

本目は、後期高齢者医療制度に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、療養給付費等に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額となります。

8 目介護支援費、予算額 1,483 万 4,000 円あります。

本目は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要する経費であります。

80 ページになります。

9目社会福祉施設費、予算額 335 万 5,000 円であります。
本目は、「千住生活館」の管理運営に要する経費であります。

81 ページになります。

10目保健福祉センター管理費、予算額 2,233 万円であります。
本目は、保健福祉センターの管理運営に要する経費であります。

15節工事請負費は、保健福祉センターの屋上防水改修工事に要する費用であります。

82 ページになります。

11目老人福祉センター管理費、予算額 971 万 4,000 円であります。
本目は、老人福祉センターの管理運営に要する経費であります。

83 ページになりますが、15節工事請負費は、防災カーペットの張りかえ工事であります。

83 ページになります。

12目ふれあいセンター福寿管理費、予算額 4,546 万 6,000 円であります。
本目は、ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費であります。

84 ページになりますが、15節工事請負費、細節 1 は、駐車場の路面及び雨水処理に係る工事、細節 2 は防水シートの張りかえ工事であります。

19節負担金補助及び交付金は、忠類デイサービスセンターの運営費補助であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算額 4 億 1,552 万 6,000 円であります。
本目は、児童福祉全般に要する経費であります。

85 ページになりますが、13節委託料、細節 6 は子育て世帯の経済状況と生活環境や学校、家庭での過ごし方など、子供の貧困実態調査に係る委託料であります。

20節扶助費、細節 2 は、延べおよそ 3 万 7,000 人に対する児童手当であります。

86 ページになります。

2目児童医療費、予算額 1 億 2,591 万 8,000 円であります。
本目は、中学校卒業までの子供に係る医療費扶助及びその事務に要する経費であります。

87 ページになります。

3目施設型・地域型保育施設費、予算額 4 億 6,055 万 9,000 円であります。
本目は、幕別地域 5 か所の認可保育所の管理運営に要する経費が主なものであります。
本年度は、当初定員 510 名に対し、503 人が入所の予定となっております。

88 ページになりますが、13節委託料は、細節 11 札内青葉保育園、細節 12 は、札内南保育園の運営に係る委託料が主なものであります。

15節工事請負費は、町立 3 保育所の熱中症対策としてエアコンの設置に要する費用であります。

89 ページになりますが、19節負担金補助及び交付金は、細節 6 認定こども園等施設型給付費の負担金が主なものであり、事業所内保育所の利用者増によって増額となっております。

4目へき地保育所費、予算額 9,027 万 3,000 円であります。
本目は、幕別 5 か所、忠類 1 か所のへき地保育所の管理運営に要する経費であり、91 ページになりますが、15節工事請負費は、町立 3 保育所の熱中症対策としてエアコンの設置に要する費用であります。

5目発達支援センター費、予算額 1,072 万 5,000 円であります。
本目は、発達に心配のあるお子さんに対する相談や支援などに要する経費であります。
本年度から新たに切れ目のない支援を目的に、成長の記録や健診の内容を 1 冊にまとめられるサポートファイルを導入いたします。

92 ページになります。

6目児童館費、予算額 5,825 万 4,000 円であります。
本目は、児童館 3 か所及び学童保育所 6 か所の管理運営に要する経費であります。
本年度は、学童 6 か所で、384 人が入所の予定となっております。

93 ページになります。

7 目子育て支援センター費、予算額 1,586 万円であります。

本目は、幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営並びにファミリーサポートセンター事業に要する経費であります。

95 ページになります。

3 項 1 目災害救助費、予算額 550 万円であります。

本目は、災害見舞い等に要する経費であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 77 ページ、6 目老人福祉費、13 節委託料、細節 7 外出支援サービス委託料であります。これ去年から見てみますと、まず 28 年度が忠類における外出支援サービスを拡充していただきまして、医療にかかわる帯広への外出支援サービスと大樹買い物に関する支援サービスということで、715 万 4,000 円ということで拡充した経緯がございます。29 年度が 923 万 8,000 円で、今年度が 1,003 万円ということで、これは利用が多いということで多分毎年度上がってきているものと想像しております。

1 点目に、平成 29 年における利用状況、できましたら地域別に教えていただきたい。

2 番目に、こうやって増えてきている外出支援サービスでございますけれども、今後の外出支援サービスについてお聞きしたいと思っております。

3 点目、先ほどの地域交通、交通防災費の中でもお尋ねしようと思ったのですが、忠類にかかわる部分があったので、外出支援サービスというところで主に聞かせていただいているのでありますけれども、地域公共交通ということで札内便が拡充されて予算計上されているわけがございますけれども、忠類は地域公共交通というものが今のところない状態であります。そのかわりスクールバスの同乗というか、住民の便乗も認めている部分がございます、なかなか忠類の地域公共サービスというところまで至っていない部分が現状でございます。3 点目に、忠類の今後の地域公共サービスについてのお考えをお聞きしたいと思っております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金田一宏美） 1 点目のご質問にお答えいたします。

忠類地域におけます平成 29 年度の利用状況でございます。2 月末現在の数字になりますが、登録者が 35 名、延べ利用者数としては 261 名となっております。

忠類地区の利用の内訳といたしましては、忠類地区内をご利用いただいた方は延べ 99 名、大樹町へのご利用いただいた方は 109 名、帯広までご利用いただいた方は延べ 53 名ということになっております。このうち、ほとんどのご利用が病院への利用というふうになっておりますが、大樹町への買い物でご利用いただいた方が 3 名おります。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 私のほうからは、利用状況で地区別ということだったので幕別本町地域においてどれぐらいの利用があるかということでご説明させていただきますけれども、こちらの実利用人員ということで 28 年度は 228 人に対しまして、29 年度、今年度は 216 人となっております。

廃止のほうがちよっと今年度については多かったので、昨年から見ると若干減というところとなっております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 忠類地域の公共交通のサービスの関係だったのですけれども、現在スクールバスの便乗という部分がございますが、それと今お答えしました外出支援サービスということになってございます。コミバスは忠類地域はありませんが、コミバスの場合は最寄りの路線バスのところまでコミュニティバスが迎えに行くみたいな形の公共体系になってくるものですから、忠類地域でいいますと、利用者がなかなかそういった状況のときに望めないのではないか、利用する方の要望としてもそういうものはないのではないかとということで、今考えてございます。

ですから忠類地域で今後望まれるのが、外出支援サービスの部分の利用の拡大、皆さんにたくさん利用してもらうような形で何とか内容を充実させていく、もしくは周知していくというようなことになってくるかなと考えてございます。

○委員長（東口隆弘） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 済みません。先ほどの数字なのですけれども、幕別、札内合わせた数字となっております。

済みません。申しわけございません。

○委員長（東口隆弘） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 外出支援サービス、忠類は細かくどういうふうにご利用されたということが分析されているのですけれども、幕別、札内は28年度は228人から216人と減っているという状況にあるということで、忠類のほうなのですけれども、この2月末の35人が登録されていて261人が利用されていると。その前年から見たら増えているのか、増えていないのかその点をお聞きます。

それと、忠類のコミバスの関係ですけれども、今説明ありましたように地域からの要望が少ないという部分で、やはりきつバス、まくバスのようなものは、やはり忠類にはちょっとそぐわないかなという、自分の考えも正直言ってございます。

ただ、今いろんな地域で乗り合いのタクシーだとか、いろんな事例が出てきております。公区内での交通サービスであるとか、いろんな仕組みを試している先例地域というのがございまして、以前も私忠類の公共交通について質問をさせていただいたのですけれども、どういう形が一番マッチするかということこそろそろ考えていかないと、外出支援サービスもこれ、予算的にだんだん上がっていただければいいのですけれども、やはり町全体的に使うものでもあると思うのです。忠類だけという部分で考えていただけのものよろしいかと思うのですけれども、根本的な地域公共交通というものも考えていかないといけないのではないかと考えております。

その辺についてご答弁願いたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金田一宏美） 前年度の忠類の利用との比較でございまして、平成28年度におきましては延べ利用者数としては381人の方に利用いただいておりますので、あと1か月、今月の利用ということ考えたときに今年度は全体数では若干減るかなというふうと考えております。

ただ内訳としましては、忠類地域、大樹地域の利用としましては若干減っている傾向にあります。帯広への利用は28年度は年度で49名というところが2月時点で今53名となっておりますので、こちらについては伸びているところになります。

○委員長（東口隆弘） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（伊藤博明） 幾つになっても地域で生きていくためには、食と、食べることで、それから移動できること、この二つの手段が確保できれば地域の中で生きていけるということで、介護保険のときから幕別町においては外出支援サービス、それから給食サービス等を展開してきたところであります。

その足の部分に関していえば、市街地にあつてはコミバス、それから旧幕別地域の農村部にあつてはデマンドタクシーということで、今、藤谷委員がおっしゃるとおり、忠類地域にあつては現状はスクールバスの住民利用しか手段はありません。

現状、国の補助金の考え方というのが、どうしても先ほど来話題になっております地域公共交通で

ある民間のバス事業者の生き残りといいたまいますか、やっぱり必要なのだという考え方に立っておりますから、そのバスにつなぐという考え方があって、いきなり忠類地域の中でデマンドタクシーを展開して帯広駅まで行くというのが、現状の制度上はできません。

ですので、やはりそこは、では地域の方々、過去に私、企画室時代に公区長の皆さんともお話ししたことがあるのですが、そのときにもやはり忠類の十勝バスのバス停まで運んでもらっても、やっぱりそれだけではやっぱり十分ではないよなという話で、コミバスというのは忠類地域にあっては今は必要とは言えないねという話を5年以上前に一度したことがあります。

ですので、そういった点を考えていったときに、現状さまざまな手段として出てきているのが、その外出支援サービス以外にもNPOが運行する有償サービスですとか、それから福祉系の有償サービスですとか、過疎地にあってはさまざま制度上認められるものがありますので、こういった形がいいものなのかというのを、まさしく藤谷委員がおっしゃられるとおり、私たちもなるべく早い時期にそのあり方というものを皆様にお示しをしていかなければならないものだという認識でおりまして、今そういう他の自治体の先行事例とかを研究しているところですので、今しばらくお時間をいただければと思っております。

以上です。

(関連の声あり)

○委員長(東口隆弘) 藤谷委員。

○委員(藤谷謹至) コミバスについてはわかりました。今後、調査研究していただきたいと思います。

1点、外出支援サービスでちょっと聞いておきたいのが、現在平成29年2月現在35名の登録というところの数字はお聞かせいただいたのですけれども、実際自分で登録していなくて、この人は登録に値するよねという、自分で登録していない人の数というのはわかるでしょうか。

例えば、前も言ったのですけれども、実際病院に行きたくて大樹の町立に行く。でも自分で役場の行政には登録するまでも、自分で行ってそれこそ十勝バスで大樹まで行って、大樹は国道から中に入らないものですから大樹の国道でおいて、そこから大樹の町立までタクシーを呼んで行く。これ実際にいるのですよ、こういう方が。大樹町内でありながら町立病院までタクシーを使うとかなりの金額になるということを考えると、やっぱり担当課からこういうサービスがありますよということを知知することも必要なかなというふうに思っていて、その登録してもいい方なのに登録していない方の人数がもしわかれば。

○委員長(東口隆弘) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(金田一宏美) 日ごろの活動の中では、そのような方をお見かけしたり、お聞きした場合には、必ず保健師が訪問をするなどして状況を確認するという活動を行っておりますので、今のところとしましては必要なのというところは、もしもお声として届いていないというところがあれば申しわけないのですが、こちらとしてはそのようなことがないようにということでは、日ごろから活動の中で気をつけているところであります。

○委員長(東口隆弘) 野原委員。

○委員(野原恵子) 関連で質問いたします。

外出支援サービス委託料です。今、幕別町、札内合わせまして228人、それから平成29年は216人というお答えでした。いつも質問しているのですが、この外出支援サービスですが条件がありまして、言うまでもないのですが、家族のいる方、こういう方は、今、対象外になっております。地域の中でも家族のいる方というのは対象外なのですが、その中には働いている方、そういう方もなかなか仕事は休めない、また家族であっても病弱で高齢の方に一緒に病院まで行けない、そういう方もいらっしやいます。

それで、そういう人たちも利用できないかと、そういう声が随分届けられております。平成30年度のこの外出支援サービス、どのようにしていこうと思っていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○委員長(東口隆弘) 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 外出支援サービスの関係なのですけれども、いつもご質問いただいておりますが家族がいた場合というような状況なのですけれども、現在も、過去の答弁にもいろいろありましたが状況に応じて判断というはしております、子供がいらっしゃるのか、同居の方がいらっしゃるのか一律対象外ということはしておりません、それぞれ状況に応じてこちらのほうで対応するようなことはしておりますので、30年度以降につきましても同じような形で、必要な方についてサービスのほうを提供していくということで考えています。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） 状況に応じてというお答えでしたけれども、この判断はどこで行うのでしょうか。項目とか、そういうものがはっきりしてしまっていて、誰に説明してもその状況に応じてというところがはっきり町民に伝わらなければ、一人一人によって違うというふうになりますと、不公平感が生じると思うのです。

ですから、状況に応じてというところを、誰にでもはっきりわかるようなそういう対応が必要ではないかと思いますがその点はどうなのでしょう。

○委員長（東口隆弘） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 一律こういった条件ですと示せば、一番確かにわかりやすいのかなとは思いますが、それぞれやっぱり個々に応じてケースが違うものなので、それに合わせた形で、相手方にとって不利にならないような、どうしても必要な方についてはこちらとしても認定するというような形はしております。

例えば例えば、同居していてもその方が免許がないですとか、あとはご家族が仕事で日中いらっしゃらないとか、そういった方で実際に私どものほうで認定しているという方もいらっしゃいますので、そのような形で、ちょっと繰り返しになってしまうのですけれども、それぞれの個々の状況に応じて対応はしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） ご家族の中にも免許がないとかそういう条件の中で、何度も町に相談をしているけれども利用できないという声が実際に届いております。

ですから、それは誰にでもはっきりわかるような基準をきちんと設けるべきではないかというふうに思いますが、再度その点についてお聞きいたします。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 外出支援サービスは基本的には独居並びに高齢者のみの世帯というのが基本となっております。その中で必要な方にはという部分が課長答弁であったのですが、外出支援サービスは基本的に経済状況を判断しておりません。その人が公共交通を使えないという中で、あとは家族の状況を含めた中で、総合的な判断をさせていただいております。これは、これならいいよとかというのを示すのはなかなか難しいのかなと、基本はやはり高齢者のみ、高齢者の世帯という中で、その方の身体状況を見てやっております。

ですから、ここまで緩和ということではないのですけれども、やはり個々のケースを見ながら判断していかないと、今、外出支援サービス年間約二千四、五百件ほど、帯広にほとんど9割方行っています。これをこのまま維持するには、やはり条件という中は、一定の条件はつけなければならないと思っています。これをフリーに、どうぞ自由にとなれば、このサービスをもうちょっと、車の台数も含めて拡充していかないと、今の状況では難しいものと思っておりますので、やはりこれから高齢者の方の足の確保というのは十分必要だと思っておりますので、その辺は全体も見ながら、決してだめということではないのですけれども、考えるべきことだと思っておりますので、今後も検討を重ねていきたいと考えております。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） この総合的判断というところが、町民には非常にわかりづらいというふうに私は思っております。

ですから、これから独居老人、それから家族がいても何らかの条件で介護できないとか、そういう方が増えていく可能性は大です、これから高齢化社会に入っていきます。

ですからこそ、こういう本当に高齢者にとっては喜ばれている制度なのです。ですからきちっと誰が見ても、こういう条件に当てはまれば私は適用するという、そういう基準をはっきりさせて利用していただく、そういう方向でぜひ検討していただきたいと思います。

以上、お答えがあればお答えをお願いいたします。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 誰もが見てもわかるというのは、先ほど私がお答えしたとおり高齢者のみということなのですが、やはり今後、条件としては今出ているとおりなのですが、やはり野原委員おっしゃる部分も含めまして、わかりやすく、誰もが使いやすいというわけにはいかないでしょうけれども、条件の合う人が利用できるようなサービスというのは、今後も内容を含めて検討は進めさせていただきたいと考えております。

○委員長（東口隆弘） ほかにございませんか。

岡本委員

○委員（岡本眞利子） ページ数 72 ページ、3 目の障害福祉費について 1 点だけお伺いしたいと思います。

資料でもいただいているのですが、ヘルプマークの配布事業ということで新しい新規事業でございます。これ昨年の 12 月にうちの町は配布をしたのですが、12 月から 2 月までということで配布期間、今のところは本当に期間が短いので、どのくらい配布されたのかということで、また平成 30 年度は周知方法をどのように周知をしながら配布をしていく予定か、またその数はどのくらいを用意するのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 福祉課長

○福祉課長（榎木良美） ヘルプマークの交付数のご質問かと思えます。昨年 12 月に配布を始めましてから 3 月 9 日時点になりますが、全部で 27 個交付をさせていただいております。内訳としましては、福祉課窓口で 10、社会福祉協議会の窓口で一つ、忠類福祉のほうで二つ、札内支所のほうで 14 の配布の内訳となっております。

新年度からの交付につきましては、12 月の段階では道のほうからこういったヘルプマークが給付がありましてそれを配布するという形でしたので、道の交付要綱に見習いまして申請書をいただいて交付したような形ですが、新年度につきましては、町で予算をみて購入して配布ということになりますので、そういった申請書をもらうというようなことはなくすような方向で考えております。

通知方法につきましては、前回広報のほうで通知させていただいたのですが、同じように広報、またホームページ等を使って周知をしていきたいなというふうに考えております。

本年度の予算で見ている数は、一応 500 個を予定しております。

ただ、この 12 月から 3 月までで今 27 個出ているということなので、500 までは出ないかもしれないかなというふうにちょっと思っているところですが、予算上は 500 個を予算計上させていただいております。

以上になります。

○委員長（東口隆弘） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 内容につきましてはよくわかったのですが、周知方法というところにやはり問題があるのではないかなと思います。これ、広報に一度載せたきり、また役場の保健課とかのところにポスターは若干張ってありますけれども、住民の方がこれ知らないということがすごく多いと思います。

ですから、周知方法がやはり弱いのではないかなと思います。このマークは全国的に共通のマークです。2012 年に東京で始まったのが始まりであり、もう結構年数がたっていて去年から道が力を入れているという事業でありますので、しっかりと周知方法、一度広報に載せたらいいというような

問題ではないので、やはりこのマークは外側から見てわかる障害だけではなく、内面の障害ということにかかわってくるかと思しますので、そういう点をもう少し考慮しながらしっかりとした周知方法をしていただきたいと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 周知の方法ですが、先ほど一度広報に載せただけでおしまいということではなく、定期的にそういった広報、ホームページでの周知のほかに窓口のほうでもきちんと職員がそういったマークがあるよということを相談の中で説明できるような形で窓口職員にもそういったことを伝えて、周知していただけるようにも考えて検討していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかにありませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2点お伺いたします。

72 ページ、3 目障害者福祉費、7 節賃金のチャレンジ雇用事業賃金についてお伺いたします。

前年度予算から比べまして半減しているのですが、この理由についてお伺いしたいと思います。

ことしの4月から障害者雇用率が、雇用法定率なのですが公的機関で2.5%に引き上がることになりました。チャレンジ雇用の賃金が引き下がった中で、これが達成できるのかどうかちょっと疑問だったものですからお伺いたします。

次です、93 ページの6 目児童館費、18 節備品購入費で学童の保育所用備品についてお伺いしたいと思います。毎年10万円計上されているのですが、平成26年度から子ども・子育て支援制度がスタートしまして、学童保育所の入所年齢が引き上がっております。そうした中で、中高学年への備品購入が進んでいるのか、この金額で足りるのかどうかお伺いたします。

○委員長（東口隆弘） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） チャレンジ雇用の賃金のご質問にお答えいたします。

チャレンジ雇用、ちょっとわかりづらくて大変申しわけなかったのですが、今年度も昨年と同じ2人分のチャレンジ雇用費用を見てはいるのですが、63 ページの総務費のほうの地方創生推進事業費のほうで一人分を見させていただいております。ことしはチャレンジ雇用の働く場所として、昨年と同じ札内のカフェと図書館を予定しております。図書館の事業がありますので、予算のほうはそちらのほうで見させていただいている状況になります。

以上になります。

○委員長（東口隆弘） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） 学童保育所の備品の購入について話させていただきます。

高学年用の備品が各学童保育所で足りているのかということのご質問だと思います。各学童で決まって高学年用というものを決めて使っていることはございませんが、できるだけ必要なもの、高学年向けのものを、毎年、順次拡充していっている方向でございます。

以上でございます。

○委員長（東口隆弘） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 法定雇用率の関係かというふうに思いますけれども、幕別町における法定雇用率ということではよろしいでしょうか。

庁舎における、庁舎内で働いている職員に対する法定雇用率、次年度からたしか2.5%から1%上がるのだったでしょうか、その辺、数字が今持っていないのであれなのですが、どちらにいたしましたも平成29年度はクリアしております、平成30年度においても現段階においてはクリアすることでは確認しております。

○委員長（東口隆弘） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） わかりました。障害者に対する差別の禁止や合理的配慮ということが大変進んでおりますので、町としても引き続き取り組んでいただければと思っております。

特に社会的にまだまだ浸透していない部分がありますので、障害のある方でもしっかり働く場を提供できるよう、引き続き取り組んでいただければと思います。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに。

（関連の声あり）

○委員長（東口隆弘） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 児童館費の質問が出ましたものですから、そのことにかかわって質問させていただきたいと思います。

6か所の学童保育所についての予算であるということで説明があったわけでありまして、6か所ということは今までの学童保育所の数と同じで、このことは少なくとも平成30年度の当初予算においては、農村部の小学校においては学童保育所は増やす予定はないのだということの考え方が示されたのだというふうに思うわけでありまして。

以前にもこのことでは質問をさせていただいたことがあるのですが、どういう経過、どういう判断の中で6校の予算でいいのだということの結論に至ったのか、その経過をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今現在6か所ということでありまして、農村部の学童保育の設置ということなのですが、農村部から実際要望がありまして、昨年も1か所から学童設置という要望はいただいたところであります。

その中で、農村部、小学校単位ではほかにもございますが、実際、昨年8月に一つの地域から要望をいただきまして、その中でほかの小学校区域のほうにもいろいろ放課後の過ごし方という状況を確認したところ、現段階ではまだ放課後の過ごし方については、学童ということについては地域では考えていないといった状況もありまして、町全体としては農村部にはまだ学童の設置の必要性といいますか、地域の声を聞く中では、新年度において設置をするというのはまだまだ難しいのかなということ、要望があった地域に対しても全く設置しないという決定ではないのですが、全体の中で農村部の学童の設置については引き続き検討をさせていただくということから、30年度においては設置には至っていないという経過であります。

○委員長（東口隆弘） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 説明はわかりましたけれども、住宅の場所がどこにあっても受けたいというサービスがあればやっぱりひとしく受けられる、そういう条件をちゃんと自治体としてつくるべきなのだというふうに思うのです。その住んでいる場所によって差別を受けるということがあってはならない、そういうことの中では利用の希望があるのになんかということ、やはりそれは十分ではないのだというふうに思います。

ファミリーサポートセンターなどの利用の中では、今のところクリアもされているようなお話も聞きますけれども、今、放課後保育のこともありましたけれども、長期休みのときの保育のこともありますし、このことについてはやはり各学校の関係者、保護者、よく要望を聞いて、しかるべく判断をするように、早急にするように期待したいと思うのですが、改めてもう一回答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 児童の放課後の過ごし方というのは、今こうだから将来もこうということはありませんので、やはりその時々状況、地域、また学校、父兄、そういった意見をやっぱり時期時期において適切に聞きながら判断していくということが必要かと思っておりますので、すぐということではないのですが、やはり地域の声を聞きながら必要性については今後も庁内において検討してまいりたいと考えております。

○委員長（東口隆弘） ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋恵子） 3点お尋ねいたします。

はじめに、85 ページ民生費、児童福祉費の 13 節委託料、子どもの貧困実態調査委託料、今年度はじめて幕別町の子供の貧困実態に取り組みれるということで、期待をしているところです。

この実態調査の具体的にどういうふうにされるのかということでお尋ねいたします。

説明いただいた資料では、学年を特定して保護者、そして生徒児童にというふうになっているのですが、内容、対象はどんな人が対象になって、対象となる世帯はその全世帯になるのかどうか。子供、幼児は対象になっているのかどうか伺います。

次に、89 ページ、87 ページにもあるのですが、それぞれ施設型保育所、あるいはへき地保育所、休職職員、臨時職員、代替職員というふうになっています。この 87 ページのほうのそれぞれの人数、それぞれの賃金、勤務時間等を示してください。

それから、同じく 89 ページなのですが 7 節へき地保育所の賃金であります。ここでは、同じへき地保育所なのですが臨時職員、嘱託職員、へき地保育士、準職員保育士、臨時保育士、代替保育士というふうに分かれております。代替保育士というのは休まれたときにかわりに行かれる方だろうと思うのですが、この上の 5 人のそれぞれの区分、どういう条件であるのか、何が違ってこういうふうな臨職ですとか準職ですとか分かれているのか伺います。

それと、89 ページの同じく施設型・地域型保育所のところの 19 節の負担金補助及び交付金の細節 6 認定こども園等施設型給付費負担金、これはご説明では事業所内の保育所ということでお聞きしましたが、幕別町内に事業所内保育所が幾つあって、その保育所にいわゆる事業所だけのお子さんではなくて町民の方のお子さんが通っておられるのかどうか伺います。

○委員長（東口隆弘） 審査の途中ですが、この際、14 時 15 分まで休憩いたします。

14 : 04 休憩

14 : 15 再開

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いします。

○こども支援係長（田村真由美） 質問の 1 点目ですけれども、子どもの貧困実態調査委託料についてでございます。

調査の内容といたしましては、平成 28 年に北海道が実施しています子どもの生活実態調査の項目を基本とし、調査の対象につきましては、町内全小学校 2 年生の保護者 250 名と、小学 5 年生 250 名の保護者と、中学 2 年生 250 名の保護者と、小学校 5 年生 250 名と、中学 2 年生 250 名の児童生徒、約 1,300 人を対象とする予定でございます。

幼児につきましては、子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の中で、生活実態に係る質問を設けて調査する予定でございます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） 施設型・地域型保育施設費の賃金についてご説明いたします。

賃金の内訳でございますが、まず給食調理員賃金、こちらが月額 14 万 9,650 円の 7 名の予定で積算しております。

次に、臨時保育士賃金でございます。

こちらが、月額 16 万 6,940 円の 29 名で積算しております。

代替保育士賃金につきましては、保育士の休暇ですとか、あと保育補助のためということですので、特段人数設定はしてございませんが、月額 7,180 円でございます。

続いて、へき地保育所の賃金のうちで、細節 6 番のへき地保育士賃金、こちらが幕別地域のへき地

保育所に係る分でございますので、こちらの賃金が日額8,660円の10人の雇用で積算してございます。

各保育所の臨時職員の勤務時間でございますが、常設保育所の臨時職員につきましては、午前7時30分から午後6時30分までの間のシフト制で勤務してございますので、この間の7時間45分の週5日勤務となっております。

調理員につきましては、午前8時から16時50分、これの2交代制でございまして、実働時間は6時間50分となっております。

へき地保育所の勤務時間につきましては、こちらもシフト制でございまして、1日の勤務時間が、月曜日から金曜日までが7時間の5日間、土曜日が3時間50分の勤務となっております。

続いて、19節の認定こども園等施設型給付費負担金でございます。

こちらにつきましては、先ほどお話のありました事業所内保育所と合わせて、認定こども園、また幼稚園に通園するお子さんの負担金でございます。

内訳といたしましては、認定こども園に10名、帯広市内の幼稚園に3名、事業所内保育所、幕別町内に1か所ございます、こちらに従業員枠として2名、地域枠といたしまして3名を想定してございます。

以上でございます。

○委員長（東口隆弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金田一宏美） 私のほうからは、忠類へき地保育所の賃金についてお答えしたいと思います。

へき地保育所費の賃金のうち、準職員保育士賃金と申しますのは忠類保育所におけます職員の賃金でございます。

忠類保育所につきましては、平成29年から町直営という形で運営をしておりますが、そのうちの職員4名を準職員として、忠類保育所運営委員会での保育士をそのまま引き続き保育士として雇用しております。

この4人の方の賃金が、4人分合わせまして82万3,100円というのが9か月分、4人分です。

昇給がございますので、85万100円というのが3か月分ということで計上しております。

細節8の臨時保育士賃金につきましては、このうちの1名分が忠類保育所の臨時保育士の賃金となっております。金額につきましては町の認可保育所の臨時職員の賃金と同じでございます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 後ろからいきますけれども、忠類の保育所のほうで、ここに職種が2、4、6、職種と申しますか同じ保育士なのですからけれども、それぞれ雇用形態が違うのだと思います。

代替は代替で、休んだ人のときに行かれるのでわかりますけれども、どういうことこんなふうに分かれているのかということもお尋ねしたのです。

今、お聞きしましたら、準職員というのが、今までの忠類の運営委員会のときの職員の保育士さん4名ということで、そのほかに、へき地保育士あるいは臨時保育士と申すのだけれども、それぞれどんなふうに分かってくるのですか、臨時の方、嘱託の方、また臨時職員というのは、これ、保育士ではないのですか。

要するに、正職員ではない方の職員の人たちがどんな条件で働いていらっしゃるのか、厳しい条件ではないかということも、この間一般質問でもさせていただいたのですけれども、こんなふうに細かく分かれていて、それぞれがどういう保障をされているのか、時間は今わかりましたけれども、賃金の差だとか、それから安定しているのか、不安定なのかということまで含めて、雇用日数ですよ、それから1年雇用なのか半年雇用なのか、なぜここまで細かく分ける必要があるのか伺います。

その上の認定こども園のところですよ。

事業所の中は1か所ということでありました。札内ではないかと思うのですけれども、お尋ねしたのは、事業所枠で2名、ほか3名いらっしゃるということですから、恐らく常設の保育所、町営、

民営あるのですけれども、そこの待機者の方がこちらのほうに入られているということではないかと思うのです。

そのときの、いわゆる保育料ですとか、保育時間ですとか、そういったことが常設などと同じように保障されているのかどうか伺います。

調査のほうであります、どこに委託されるのでしょうか。

内容はわかりました、北海道と同じということでもありますから、小学校の2年生と5年生、中学校の2年生の保護者と児童生徒ということですね。

これ、250名と、ちょっさり区切っていますけれども、この学年の中では対象にならない方も出てくるのではないかと思うのですが、その辺はどんなふうにして選ばれるのでしょうか。

委託業者と、どんなふうに使われるのか伺います。

○委員長（東口隆弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金田一宏美） 忠類の賃金につきましては、忠類ではなかなか保育士の雇用というのが、実は非常に難しい状況にあります。

29年から直営にするということで、保育士の確保ということもありますし、これまで忠類保育所運営委員会で働き続けていただいた保育士さんに引き続きということで、働き続けていただけるように月額賃金という形で雇用をしております。

臨時保育士さんにつきましては、臨時的な保育士さんということで補助をしていただくという形で、認可保育所と同じ賃金ということでお仕事をいただいております。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 89ページのへき地保育所費の賃金、細節ごとに申し上げますと、2の臨時職員賃金と申しますのは、保育士の資格のない一般的な臨時職員という形で保育業務に当たっております。

4番の嘱託職員というのは、忠類のへき地保育所の所長であります。

へき地保育士賃金というのは、忠類を除く幕別のへき地保育士の賃金であります。

準職員保育士賃金といいますのは、忠類のへき地保育所の保育士です。

臨時保育士というのは、幕別、忠類を含めた、保育士の資格を持った職員でありまして、代替は先ほど申し上げたとおり、指定がない、かわりに来る職員ということで、6種目、忠類と幕別が混在になっておりますので、こういった職種の中で賃金設定をされているということでございます。

○委員長（東口隆弘） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 少々わかりづらかったと思うのですけれども、忠類のへき地保育所につきましては経緯があります。

ご存じのとおり、忠類保育所は幕別の常設保育所に近い形で運営をずっとしてきました。

それで、町で直接運営をするということに切りかわりました。

そのときに、速やかに移行するようということもありましたので、まず園長についてはそのまま嘱託職員で残したと。

それと、その次にベテランの保育士がいました。そのうち2名につきましては、181ページをごらんいただきたいと思うのですけれども、職員費の中で常雇職員の賃金というのがあります。

7番賃金で、常雇職員の臨時職員賃金、この中に2名分が含まれておりまして、これは常雇職員ということで2人は中心的な保育を担っていくという意味合いで、ここで賃金は位置付けております。

それと、準職員につきましては、これは常雇職員よりも若干賃金が安い形で設定して、常雇職員に準じる形で安定的に保育を進めていくための身分ということで取り扱っております。

そのようなことで、忠類へき地保育所の勤務のあり方と、へき地保育所のほうの職員の待遇については若干違いがあると、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 先ほど、私が申し上げました、2番の臨時職員賃金というのが、資格の

ないというふうにならなくてお話しいたしました。

訂正させていただきますと、へき地保育所の管理を行っている一般的な方ということですので、保育に当たっておりません。

訂正させていただきます。

○委員長（東口隆弘） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） 事業所内保育所に係る部分でご説明いたします。

まず、幕別町内に1か所ございます事業所内保育所の開所時間につきましては、9時間保育ということで、常設保育所と比べると短い時間となっております。

あと、入所している地域枠のお子さんでございますが、平成29年度で申し上げますと、入れかわりありまして4名の方ご利用いただいております。

ただ、こちら、先ほどお話のあった待機児童が回っているということではございませんで、最初から町内にあります事業所内保育所、こちらをご希望された方が地域枠として入っております。

保育料につきましては、認可保育所と同一の保育料ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（東口隆弘） こども支援係長。

○こども支援係長（田村真由美） 三つ目にご質問がありました、調査はどこに委託するのかというご質問ですけれども、今のところ指名競争入札を考えております。

あと、私の言い方が悪かったですけれども、250人とかと言ってしまったのは、約です。ですから、全町内の小学校2年生、小学校5年生、中学2年生の保護者の方と、あと小学校5年生と中学2年生の児童生徒、全ての方を調査対象とする予定でございます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 貧困調査につきましてははじめてのことです。委託業者によっても随分対応は変わってくるのかな、つまりこの貧困調査というのは最近取り組まれているところが多くて、早くは沖縄とかもやりましたけれども、どちらかというところ、この問題の研究をされている大学の先生方を中心としたプロジェクトチームがいろんな提言をしながら、北海道の貧困調査あるいは旭川の貧困調査というような形で取り組んでこられていると思うのです。

ですから、幕別町もそういった少しでも精通されている方たちにぜひ委ねていただければと、もちろん競争入札ということでもありますから特定ということではないのですけれども、そういったこれまでの経験を積まれたところにぜひ正確な調査ができるようにしていただきたい、このように思います。

それと施設内保育所のこと、4名いらっしゃって、最初から希望されたということでもありますけれども、実はそうではない人もいらっしゃるのです。

例えば、特に乳児などは、1年たつとか、産休明けから入れなければならない、途中入所が出てきますよね。ほかの年齢でも出るのですけれども、特に最初から4月の時点で入れないというような人たちが途中から入るときに、実はことしの1月も札内地区で保育所が1歳未満児満室で、それで施設に行っているという事例もあるのです。

希望を最初からしたわけではない、ほかに希望したのだけれどもあいていなくて、企業が実施している施設に入っているという事例ありますので、そういった方たちに差が生じないようにと、保育時間が若干違うのだということでもありましたけれども、そういう状況も押さえていただいて、恐らくその方は1月から入所されて3月までなのか、それ以降どうされるかちょっとわかりませんが、町の政策がきちっと行き届くように、それぞれの子供さんの状況、待機児も含めて正確に把握をしておいていただきたい、このように思います。

それと、職員のことが副町長のご説明でわかりました。運営委員会方式から、長年個々にお仕事をしてくださった方たちが、それぞれの身分といいますか、それで雇用をされているのだろうかというふうになります。まだ嘱託職員と準職員とかというふうになぜ分かれるのかなというふうな思いはあり

ます。

一般質問のときも、それぞれ相当 20 年を超えていらっしゃる方もいるようですので、そういった方たちの年数なども賃金などに十分反映できるような仕組みになっているのかどうか、最後にお聞きしておきたいと思います。

つまり、これだけ職種が違いますけれども、それぞれ示していただきました賃金、これは決められた月額だと思えるのですが、仕事をしている期間が長ければ長いほど、その分を見て加算がされていくのが望まれると思うのですが、そういう実態になっているのかどうか伺います。

○委員長（東口隆弘） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（伊藤博明） 今お尋ねの忠類のへき地保育所のことで、私から答弁させていただきます。

昨年の 4 月に直営化に踏み切ったわけですが、それまで、昨年の 3 月までは町が運営委員会に委託をして、運営委員会の職員という身分で働いていただきました。その中でも身分が幾つかに分かれています。まずは、先ほども副町長も申し上げましたとおり、現状、職員費の中で見ている常雇職員という、いわば運営委員会としては正職員の方ですね、その方が 2 人いました。運営委員会の準職員、正職員に準ずる職員という方が 4 人いました。それ以外に、本当の町の認可保育所とかと同じような、今は民間と言いませんけれども、臨時職員がいらっしゃいました。嘱託というのは所長先生ですので、これはもう嘱託という位置付けで、町の嘱託職員の賃金と同じ条件で運営委員会の中でも働いていただいております。

昨年の 4 月に移行するに当たって、確かに職員の身分をどうするかというのが一番大きな問題なわけですが、前段、課長も申し上げましたとおり、やはり帯広、札内から離れているということから、なかなか通常の職員の募集をしても、臨時職員の場合は人が集まらないという実態があります。

現状、昨年の 3 月の時点で、正職員の 2 人と、それから準職員の 4 人の方については、基本的に忠類の住民として、結婚されてほかの町に住まれている方もいますけれども、地域で生活されてきました。

ですから、基本的には担任の先生については常雇、正職員あるいは準職員という、私たちの言葉で言うところの常勤的な臨時職員というのでしょうか、そういう方に委ねたいという思いがあって、昨年の 4 月から引き継いだときに、いわば私と同じような正職員ではなくて準職員という、正職員に準ずるのだけでも臨時職員よりは待遇の面でもいい、ですから勤務年数と同時に昇給もしておりますので、そういう位置付けにさせていただいたということがあります。

ですので、少なくとも私たちとしては、担任の先生については今後とも準職員でもって、常勤的な臨時職員でもって担っていただきたいという考え方で、このままそういう常勤的な臨時職員がいなくなって、本当の臨時職員になるようなことにはならないように当然配慮していきたいという考えであります。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今までの経過を踏まえて、雇用をされるということは大切なことだと思うのです。そして、少なくとも、それに見合った報酬、賃金がきちんと支払われるということが大前提だと思います。

せっかく同じ町内で忠類保育所の中で、経過があるといってもそういう形態をとられてきたということになれば、それはそれとしてよしとしながらも、では幕別町全体でそういう状況の人はいないのか、運営委員会の職員ではなかったけれども臨時職員あるいは嘱託職員というような形がとられてきているのかなと思うのですが、やはりその辺は整合性も含めてきちんと改善される方向で整理されていくということが大事ではないかというふうに思います。

それで、委員長にお願いなのですが、きょう、ここですぐは無理だと思いますので、ぜひ保育所、できれば保育所だけに限らず、幕別町の職員の正規職員と非正規職員の所属部署ごとの配置数、それぞれの勤務時間、そして賃金、これらを一覧にしたものを可能な限りこの委員会に提出をしてい

ただければというふうに思います。

諮っていただければと思います。

○委員長（東口隆弘） ただいま、中橋委員から資料の請求がございました。

このことについて、ほかにご意見はありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議がないようでありますので、資料を要求することに決定いたしました。

理事者におかれましては、速やかにこの資料の提出をお願いします。

ほか質疑はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 質疑はありませんようです。

3款民生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

96ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算額5,755万5,000円であります。

本目は、保健衛生全般に要する経費であります。

1節報酬、細節1は、内科医師6名と歯科医師10名に係る嘱託医師報酬であります。

8節報償費、細節1の講師謝礼は、本年度から新たに妊産婦の方を対象に、保健福祉センター、札内コミュニティプラザ及び忠類ふれあいセンター福寿において、助産師が妊娠、出産、育児に係る相談に応じる通所型の産前産後サポート事業を実施する費用であります。

97ページになります。

13節委託料は、妊婦及び乳幼児に係る各種健康診査のほか、細節9産後ケア事業は、出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートが必要な方を対象に、助産師の個別訪問を実施いたします。

19節負担金補助及び交付金については、細節3の高等看護学院に係る負担金や細節9の帯広厚生病院運営費補助金のほか、妊婦及び産婦健診に対する費用や不妊治療及び不育症治療に対する一部費用の助成が主なものであります。

98ページになります。

2目予防費、予算額5,813万4,000円であります。

本目は、感染症予防のための予防接種などに要する経費であります。

11節需用費は、細節70の定期予防接種に係る医薬材料費が主なものであり、13節委託料は、定期予防接種に係る委託料が主なものとなります。

99ページになります。

3目保健特別対策費、予算額3,439万6,000円あります。

本目は、健康に関する啓発事業や各種健康診査などに要する経費であります。

100ページになりますが、13節委託料は、各種検診に係る委託料が主なものであり、細節14のがん検診推進事業では、大腸がん検診の受診率向上を目指し、平成29年度に引き続き町単独で無料クーポンを配布いたします。

101ページになりますが、18節備品購入費は、乳がんの自己検診の普及啓発のために触診モデルを購入するものであります。

4目診療所費、予算額4,753万5,000円あります。

本目は、幕別地区5か所及び忠類地区2か所の診療所の管理運営に要する経費であります。

102ページになりますが、13節委託料については、細節5の忠類診療所の管理運営に係る委託料と、細節6の本年度から指定管理となる歯科診療所の指定管理料が主なものであります。

5目環境衛生費、予算額1億4,675万1,000円であります。

本目は、葬斎場、墓地の管理運営に要する経費であります。

103ページになりますが、12節役務費及び13節委託料は、葬斎場の管理運営委に係る経費が主なものであります。

104ページになりますが、15節工事請負費、細節1は葬斎場火葬炉の維持管理工事、細節2は忠類墓地の改修工事に係る経費であります。

6目水道費、予算額2億387万5,000円であります。

本目は、十勝中部広域水道企業団への出資金、簡易水道特別会計への繰出金などに要する経費であります。

105ページになります。

2項清掃費、1目清掃総務費、予算額4億556万1,000円あります。

本目は、ごみの収集及び処理に要する経費であります。

11節需用費は、細節30ごみカレンダー及び指定ごみ袋の作成に係る費用が主なものであります。

13節委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの収集運搬に係る経費が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の幕別地区のごみを1市8町村で共同処理していることに係る本町の負担金及び細節4は、忠類地区のごみを3町で共同処理していることに係る本町の負担金が主なものであります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 100ページですが、3目保健特別対策費、委託料、子宮がん検診、乳がん検診なのですが、今、若い方でも乳がんで亡くなる、そういう状況も増えてきております。

それで、幕別町では、偶数年に乳がん検診、子宮がん検診を定期的に行っております。

今のご説明の中では、101ページでは、自分で検診もできる、それに助成するというのも、予算も計上されておりますけれども、やはり検診は命を守る、このことが目的になっております。

それで、若い方の早期発見ということでは、20代、30代、この子宮がんは出産に大きく影響する、大きな対策のために20代、30代の若い方にも検診を受けてもらう、この手だてが必要ではないかと思えます。自分で検診をできるという予算もついているところなのですが、やはり啓蒙などもして、奇数年にも検診を受けられるような手だてが必要ではないかと思えます。

乳がんは50代の罹患率が高いと言われております。手術となりますと医療費も高くなりますし、やはり早期発見が大事です。ですから、奇数年も助成することが大事だというふうに考えております。

今年度、若い20代、30代の方の検診はどのぐらい見込んでいるのか、町として、若い方の検診の予想人数をお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 若い世代の人数、どのくらい見込んでいるかということなのですが、こちらの部分については、正直、何人という形で町として見込んでいるというものはちょっと今ございません。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） 見込んでいないというふうになりますと、受診された年齢というのは経年調べればわかると思うのですが、やはり20代、30代、若い方の検診というのは非常に大事だと思うのです。なかなか、若いので、検診に行くという状況にはならないのかなと思うのですが、ぜひそういう方たちにも検診に足を向けていただくような、そういう手だてが大事だと思います。2年

ごとなのですけれども、人数があまり多いという状況にはないと思うのです。ですから、毎年検診の助成の対象にしても、予算上はそんなに多くはないのではないかと思います。

ですから、いかに検診を受けていただけるか、そういう手だてをとっていくということが大事だというふうに思うのですが、どのように対策を考えているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 町のがん検診につきましては、国の基準に基づいて実施しているものでありまして、国のほうで、乳がん検診、子宮がん検診については2年に1度ということで実施するということが言われていますので、それに沿ってうちのほうでも2年に1度という形で実施をしているところであります。

若い人、若い世代ということなのですけれども、子宮がん検診については20代から、こちら受診の対象ということではあるのですけれども、乳がんについては40歳以上ということとなっております。

こちらにつきましては、過去にも一般質問の答弁でもさせていただいたのですけれども、国のほうとしては、若い世代、確かにがん発症する方もいらっしゃるのですけれども、検診をすることによって擬陽性ですとか過剰診断、そういったことも含めて、メリットよりもデメリットのほうが大きいというような判断を国のほうではしているということなので推奨していないというような形でしたので、町におきましても国のほうの基準に基づいて実施をしているというような状況であります。

啓発云々に関しましては、私どももホームページですとか広報紙だとかを使って、いろいろ周知のほうはしているのですけれども、例えば、それこそ乳がん、子宮がんについては、昨年、岡本議員からのご質問をいただいた中で、パネル展ですとか、町のほうでピンクリボン月間に合わせて開催させていただいたとか、そういったこともありまして、また広報紙も「女性特有のがん」ということで9月号において特集記事を組ませていただいております、その月にスマイル検診を当然やるので、ぜひそちらのほうに申し込んでくださいというようなことで、周知活動、考え得る範囲内では今のところやっているというふうには認識はしております。

ただ、それにしても受診率がという部分もありますので、これにつきましては、いろいろほかの自治体とかの事例なんかも調べながら、より皆さんに届くような形で周知のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） 国の方針が2年に1回偶数年ということで、町もそれに倣ってということなのですけれども、近年、私の周りでも若い世代が乳がんが見つかって、ちょっと遅くなったとか、手術をしなければならないとか多々聞く、そういう状況になっております。ですから、国の方針は2年に1回であっても、町独自で対策を立てていく、そのことが十勝管内に波及していく、そういう状況を手だてをとっていくということが、若い世代のこれからの命を救う、子供をきちっと産んで育ててもらえる、そういう対策になると私は思っております。ですから、毎年、検診を受けられる、そういう状況が必要だと思います。

今、若い方は働く方が多いのですね。ですから1年検診を逃してしまうと、今度2年、4年というふうに間を置かないと無料で受けられない、助成を受けられないという状況になると思うのです。ですから、町独自の対策として、毎年受けられるのですよ、まして乳がんの場合は40歳からの助成ですよ、若い世代がやっぱり必要だと思いますので、そういう手だてをとっていくことが大事だと思いますのでぜひ検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 確かに、早期発見・早期治療に向けては、毎年受診することがつながっていくということであります。

そういう中では、2年に一度まずは受診していただくきっかけをつくるというのが、町としても基本と考えていますので、例えば子宮がん検診、20歳からはじまりますが、最初にクーポンを配りなが

ら、まず受診をしていただく、そして意識を持っていただくと。まず、本人の意識がないことには、例えば、毎年受診してくださいと言っても、なかなかそこにはつながっていかない。やはり、その意識啓発を、まずは土壌づくりといいますか、そういうことをしながら、本人の意識を改革していただくようにまず努めることが町の役割だと思っておりますので、毎年ご自身で受けてもらうことはできますが、まずは意識改革も含めた中で今後も力を入れてやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方は。

寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 1点お伺いしたいと思います。

ページ数は97ページ、1目保健衛生総務費、19節、9番の帯広厚生病院運営費補助金ということで、お聞きしたいというふうに思います。

30年度秋には、帯広厚生病院、新築を終えまして運営開始ということをお聞きしておりますけれども、その中においてこの補助金が変わってくることはないのかということと、いろんなところをちょっと今回の予算の中で見てみたのですけれども、建設費の負担という形で項目が載っておりませんでしたので、その点についても、どのような形で建設費についての幕別町の負担が求められるのかということと、もう一つ合わせて、救急搬送体制が、十勝圏においてもドクターヘリ、また道の防災ヘリ等の輸送がなされるということをお聞きしておりますけれども、この点についての負担の部分については町としてないのかどうかということもお伺いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 本年度予算組みで、帯広厚生病院の運営補助金としておりますのは、帯広厚生病院における救急救命センターや周産期医療、こういった赤字補填分につきまして、帯広厚生病院が担う、帯広圏、十勝全体の中で全ての医療を賄えるという病院でありまして、十勝全体の住民が受ける恩恵といいますか、これに対して十勝全体で応援しようと、赤字分に対する補填ということで、今、予算組みをしております。

まさに今、帯広厚生病院は建て替えになっておりますが、建て替えに関する費用については、今、十勝のほうでは負担云々という話は、私どもはまだ聞いておりませんが、ここに予算組みしているのはあくまでも赤字補填という状況でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

救急搬送ということで、ドクターヘリということでよろしいでしょうか。

ドクターヘリにつきましては、今から2年前ですか、「道東ドクターヘリ」ということで、十勝全体で釧路の市立病院に対して負担をしておりますが、あくまでも加入時負担金ということで、その後、搬送している搬送回数だとか、そういったことに対する負担は一切生じないと、加入したときの負担が一度きりということになっておりますので、今後、将来的なことは今わかりませんが、現時点ではその負担は一度したきりということになります。

以上であります。

○委員長（東口隆弘） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） おおむね理解いたしました。

言われるとおり、帯広厚生病院は、十勝圏においても高度医療のかなめということになります。

地域住民としても期待が大きいわけでありまして、赤字補填ということでもありますけれども、やはりそこにはしっかりと住民福祉の観点からも、高度医療に関してしっかりと手だてをしていただくことが必要だろうというふうに思いますし、また、先ほど2年前にドクターヘリの関係で、釧路ということでありましたけれども、今現在建設されている帯広厚生病院もヘリポートを用意して、そこに対応していくというようなこともお伺いしております。

今後のことになってくるかと思っておりますけれども、しっかりと手だてをしながら、幕別だけではないですけれども、十勝の高度医療のことで地域全体として取り組んでいただくことを望んで終わります。

（関連の声あり）

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いつまで続くのかと、この赤字補填運営費補助金というのはこれからもずっと出し続けると性格のものかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 1市と十勝町村会全体の中でこの赤字補填について、赤字補填といいますが、十勝全体の住民が受ける医療に対して全体で負担していくということは決めておりますが、年限については特に私の記憶の中ではちょっとないものと。

ですから、当時の状況でいきますと、国の負担がなくなれば、交付税措置がなくなればやめるといったような話もしておりましたので、永遠に続くということではなくて、情勢が変われば当然1市18町村で今後のことについては決めていくものと思っております。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） これ、平成27年から始まったのですよね。当時、調べましたら、平成27年と平成28年は1,191万円をそれぞれ町が負担しておりました。去年は822万円と、ことしよりは少なかったのですけれども、今年はまた949万円ということで引き上がっております。拠点病院でありますから、それなりの市町村の負担というのはあるだろうなというふうには思うのですけれども、性格的に運営費の補助金という位置付けといいますか、救急搬送やあるいは周産期のところの赤字分の補填なのだということは、確かにそうなのだろうとは思いますが、部分的に赤字であっても、たしかこういう議論もあったと思うのですけれども、病院の経営のトータルで見たときには必ずしも赤字ではない、マスコミ報道では、北海道の中で黒字に転じている厚生病院の一つに帯広病院が挙がっておりました。

そういうことを考えれば、限られた財源の中で市町村やるわけですから、トータルで黒字と見たときには、やはり病院経営、病院を運営する側の経営の努力で生み出していくというのが病院経営の筋ではないかというふうには思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 確かに委員おっしゃるとおり、厚生病院全体の中でということは当然私も考えているものはあります。

今、ひとつ、町村会と1市の中で決めたことについては、赤字、全体で3億円、差し引きの中で3億円赤字という中を19市町村で負担していくと。

昨年、決算でおきますと、若干おとしの1,191万円からは減少していると、そこはやはり努力の部分は必要だと思っておりますので、全体的な厚生病院一つの中でのものごとを進めていただくのが私も同感だと思いますが、ここは先ほどの繰り返しの答弁になりますが、十勝住民が受ける医療の部分、そこをちょっと重視していかないといけないのではないかという思いがありますので、少しご理解のほういただきたいと思っております。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 第4款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時15分まで休憩をいたします。

15:05 休憩

15:15 再開

○委員長（東口隆弘） 次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 5 款労働費についてご説明申し上げます。

107 ページをお開きください。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、予算額 923 万円、本目につきましては、労働者対策にかかわる経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 5 の援農協力会への補助金が主なものであります。

21 節貸付金につきましては、勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸しつけるための運用原資を労働金庫に預託するものであります。

2 目雇用対策費、予算額 841 万 4,000 円、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

7 節賃金につきましては、新規学卒者等で就職未内定の方を町の臨時職員として雇用するための半年間 4 人分の賃金であります。

13 節委託料につきましては、いずれも季節労働者の雇用対策にかかわるもので、細節 5 は町道の清掃、細節 6 は町道の除排雪等、細節 7 は近隣センター等、公共施設の清掃等を行うものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2 目雇用対策費について、お伺いいたします。13 節委託料です。

ここでは、3 件の雇用対策が町として行われておりますけれども、今、季節労働者の冬期の雇用保険が 40 日ということで、冬場の暮らしが大変という、そういう声が届けられております。

それで、雇用対策といたしまして、公共施設、公営住宅とか、そういう解体の計画があると思いますが、その公共施設の解体など、計画的に解体をしていき雇用対策を行っていくという、そういうことはできないかどうか、前年度も解体の仕事がありまして、冬場の生活が少し安定しているという声も届けられておまして、そういう対策が今年度行われているのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） ただいまご質問のごさいました雇用対策の面で、解体事業に係るものでありますけれども、今、町内の建物におきまして計画的な解体という部分はまだ計画は上がっておりません。解体の必要な物件が出てきたときに、またそういった検討は出てくるかと思っておりますけれども、30 年度におきましては解体の計画はないところであります。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） では、今後の計画の中で、解体物件はあるというふうに押さえていてよろしいのでしょうか。

もし解体の施設があった場合に、それを前倒して年間ずつ解体する、公営住宅などでもう誰も住んでいなくて解体してもいいのではないかという公営住宅も確かにあると思うのです、本町のほうにありますので、誰も住んでいなくて、もう解体してもいいという、そういう状況の建物を計画的に、一気に解体するのではなくて年間計画を立てて解体していく、そういう方法をとれないのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 今、公営住宅等の解体を前倒しというか、計画的にというようなお話ですけれども、公営住宅につきましては、建て替え事業の計画に合わせて解体等も含めて計画といたしまししょうか、考えているところでありまして、3 か年実施計画の中で財政状況等を勘案しながら計画を立てているところなのですけれども、それがやはり、かなり前もって早い段階から、この年度に解体するというようなことがなかなか見えてこないような実態がございますので、そういった解体の案件が出てきたときに、こういった雇用対策事業に活用させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今まで冬期講習などありまして、季節労働者の生活が冬場、一定安定しているという状況もあったのですが、それがなくなってから本当に冬場の仕事の確保という相談が寄せられるのです。ですから、今回、この委託料の7、ここでは新しい事業だと思っておりますけれども、そういう事業も考えながら、冬場の雇用対策もぜひこれから検討していただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はございませんか。
（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 質疑がないようでありますので、5款労働費につきましては以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 6款農林業費についてご説明申し上げます。

108 ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額1,641万5,000円、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び事務局経費が主なものであります。

109 ページになります。

2目農業振興費、予算額1億5,402万1,000円、本目につきましては、農業振興にかかわる補助金、負担金、各種事務経費が主なものであります。

1節報酬は、新年度見直しを予定しております農業・農村振興計画に係る外部の検討委員の3回分の報酬であります。

外部委員には、農業に関して見識を有する者として、関係農協の代表者、指導農業士、農業委員、生産者などを予定しております。

19節負担金補助及び交付金は、農業関係団体への負担金のほか、110 ページになりますが、細節9、10及び11は制度資金等借入金に対する利子補給、細節14は町と関係4農協で設立した農業振興公社への運営費補助、細節15は堆肥や緑肥、種子の購入及び堆肥の切り返しにかかわる補助であります。

細節19は、ゆとりみらい21推進協議会内に設置された鳥獣害対策委員会により実施しておりますエゾシカの一斉駆除、わなの購入、狩猟免許予備講習費補助などの経費であります。

細節20は、経営所得安定対策制度の推進事務にかかわる幕別町農業再生協議会に対する補助、111 ページになりますが、細節21は、エコファーマーの認定を受けた農業者で組織される団体に対し、化学肥料、化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルの5割以上低減する取組に対する補助金、細節22は、忠類地域における中山間地域等直接支払交付金、細節24は、経営開始直後の就農者を支援する国費事業で、本年度は3組5名の新規就農者を支援するものであります。

細節25は、新規就農者に対して支援を行う町単独事業で、本年度は3組の新規就農者に係る固定資産税相当額や、土地、施設のリース代などに対して助成を行うものであります。

3目農業試験圃場費、予算額336万7,000円、本目につきましては新和の試験圃場の運営経費であります。

本年度は、品種比較試験や施肥試験など22の課題の試験のほか、農業体験塾などを実施する予定であります。

112 ページになります。

4目農業施設管理費、予算額746万9,000円、本目につきましては、農業担い手支援センターとふるさと味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

7節賃金は、味覚工房で管理指導に当たる臨時職員2名分の賃金ですが、利用者に対する指導のほか、みそや豆腐づくりなどの講習会を開催する予定であります。

113 ページになります。

5 目畜産業費、予算額 2,300 万 2,000 円、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。

13 節は、公社営畜産担い手育成事業で、忠類地域における草地や暗渠整備に係る委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金、114 ページになりますが、細節 13、14、15 につきましては、畜産関係団体に対する運営補助、細節 17 は、幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が事業主体となって実施する特定の伝染病発生農家の消毒や治療、自主淘汰に係る経費の一部を給付する互助事業に対する補助、細節 18 は、平成 28 年の台風により流出した河川敷地内の草地を緊急的に復旧しなければならないことから、その更新費用の一部を 29 年度からの 2 か年で補助するものであります。

細節 20 は、乳用牛性別別精液購入及び子牛の保護を目的とした、産後用温風式保育器カーフウオーマーの購入に対する補助金であります。

115 ページになります。

6 目町営牧場費、予算額 5,709 万 1,000 円、本目につきましては幕別地域 1 か所、忠類地域 2 か所の町営牧場の管理運営費であります。

7 節賃金、細節 4 は嘱託職員賃金 6 名分、細節 6 は臨時牧夫の賃金であり、11 節需用費は細節 5 の肥料費が主なものであります。

本年度の預託頭数は、幕別地域 420 頭、忠類地域 620 頭程度を見込んでおります。

116 ページになります。

7 目農地費、予算額 3 億 1,996 万 3,000 円、本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営事業の償還に要する経費であります。

117 ページになります。

13 節委託料は、上統内排水機場と幕別ダムの点検等の委託に要する費用が主なものであります。

118 ページになりますが、15 節工事請負費は、細節 3 の道道豊頃糠内芽室線の栄橋架け替えに伴う畑地かんがい用水管の移設工事などであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は国営事業幕別地区の償還金、細節 5 は 1 ヘクタール未満の小規模暗渠整備、明渠の新設や床ざらいの機械借り上げなどにかかわる町単独の補助事業、細節 6 は、平成 28 年の長雨や台風被害の状況を受け、緊急に排水向上対策が必要な農地の明渠や縦孔暗渠を含む暗渠などの整備補助で、農家負担を通常の事業の 2 分の 1 から 4 分の 1 に軽減する平成 30 年度までの町単独の補助事業であります。

119 ページになりますが、細節 8 は、町内 14 地区、約 1 万 4,600 ヘクタールの農地にかかわる明渠や農道などの基幹施設の維持管理や植栽などによる景観形成といった活動を行う地域の組織に対する交付金であります。

28 節繰出金につきましては、忠類地域の農業集落排水特別会計に対する繰出金であります。

8 目土地改良事業費、予算額 3 億 3,952 万円、本目につきましては、土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 から 120 ページになりますが、細節 11 までは、道営農地整備事業 7 地区の負担金であります。

細節 12 は、平成 31 年度に新規事業着手を目指しております地区の計画樹立調査の負担金であり、細節 13 は、本年度から新規事業として着手いたします古舞地区の道営農道整備事業で、古舞小学校の通学路 1,600 メートルの歩道整備に係る調査設計の負担金であります。

また、細節 14 は、土地改良事業の円滑な実施のため、本年度から新たに配置する土地改良事業団体連合会からの出向職員に係る負担金であります。

121 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額 3,481 万 7,000 円、本目につきましては林業振興にかかわる経費であります。

7節賃金、8節報償費につきましては、鹿、キツネなど有害鳥獣駆除にかかわる経費であります、本年度につきましては、鹿 600 頭、キツネ 200 匹、ハト・カラス類 1,000 羽を捕獲する計画としております。

122 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 9、10 は、民有林振興にかかわる補助金であります、細節 9 は森林組合に対する補助、細節 10 は除間伐事業に対する補助、123 ページになりますが、細節 11 につきましては造林にかかわる補助として、一般民有林についてそれぞれの森林整備事業を実施する森林組合に交付するものであります。

細節 12 は、国の事業で、有害鳥獣の捕獲にかかわる経費に対して補助するものであります。

2 目町有林管理経営費、予算額 5,120 万 7,000 円、本目は町有林の管理経費であります。

15 節工事請負費が主なものであります、細節 1 は町有林の下草刈り 98.11 ヘクタール及び除間伐 44 ヘクタール、細節 2 は町有林の皆伐 20 ヘクタール、細節 3 は町有林の地ごしらえ 12.27 ヘクタール、植栽を 23.96 ヘクタール、台風被害跡地の特殊地ごしらえ 1.40 ヘクタールを実施するものであります。

3 目育苗センター管理費、予算額 4,659 万 3,000 円、本目につきましては、忠類育苗センターの管理運営に要する経費で、124 ページの 13 節管理委託料が主なものであります。

また、本年度におきましては、トドマツ 10 万 5,000 本、アカエゾマツ 1 万 3,000 本、合わせて 11 万 8,000 本の出荷を見込んでおります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 109 ページの 2 目農業振興費、項目はちょっとわからないのですが、全般についてなのですが、農産物の直売所について質問をしたいと思います。

今まで、札内の若草町と幕別農協の前で農産物の直売所がありまして、消費者から大変喜ばれていまして、私は幕別のほうなのですが、毎週火曜日というふうになると、主婦の方が大きなかごを持ってきて 1 週間分をぱっと買って、本当に幕別の野菜は町内だけでなく町外の方々からも野菜がおいしいという評価をいただいております。

それで、今、幕別農協前と札内の若草町のところの直売所が、生産者の高齢化、さまざまな理由で廃止されております。今、38 号線にも野菜の直売所があるのですが、そこもさまざまな理由で今年度ちょっと困難か、これから続けていかれるかどうかという声も聞いております。

そういう中で、やはり消費者の立場からも、それから生産者の立場からも、おいしい野菜をつくって町民に提供する、そういう意味からも、やはりこの直売所というのは、大きな直売所も必要かもしれませんが、小さな直売所があちこちにあるということが、広く町民に幕別町の農産物を広めていくという大きな役割を果たしていくと思います。

それで、個人的にはなかなかそういう維持をしていくというのは大変なのかなというふうに思いまして、町と農協とで連携をとって野菜の直売所をつくっていく、そういうことは考えられないのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 農産物の直売所の関係でございますけれども、この関係、議会報告会でも出ていたかと思えます。町としましては、若草、それと幕別農協前の直売所がなくなってしまったということで、これについては非常に残念な思いでおります。

現在、国道沿いにトマトハウスがあるのと、あとフクハラさんの前で青年部が直売所、いつきですけれども、そういった直売所も設けたりだとか、あと場合によっては、忠類にもベジタ、農産物を販売しているところがございます。そういったところは、今後どうなっていくのかということところはちょっと把握はしていませんけれども、町としましては地産地消という観点から、こういった施設を継

続されることを願っていますし、今後新たなものをつくっていくような機運が高まれば、町としても応援をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） 機運が高まればということになりますと、個々の努力に任せられるという、そういうことになると思うのですが、消費者としては本当に喜ばれている直売所でもあったのですよ。ですから、個々のところではなくて、やはり町としてどういうふうに手だてをとっていくか、それによって個々も、では私も頑張ってみようかというふうになっていく、そういうことも考えられます。

ですから、毎日でなくてもいいのですけれども、収穫の時期に週に1回とか2回とか、そういう形、さまざまな方法あると思うのです、毎日というそういうのが一番本当はいいのでしょうけれども。やはり交通弱者のためには、地域が分かれておりますので、そういうことでやはり手だてをとっていくということも大事だと思ひまして、個々でさまざまな声を聞いているのですが、それをまとめていくというのも町の役割ではないかと思ひまして、そういう手だてを、今後、計画の中に盛り込んでいくことも必要ではないかと思ひまして、再度質問をいたします。

○委員長（東口隆弘） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 町としてリーダーシップを発揮してほしいというお話かなと思ひますけれども、基本は、地産地消という部分でいきますと、町としても支援していかねばならないというふうに考えておりますけれども、あとは経営といひますか、営農的な部分もかかわってきますので、こちら辺は農協も含めた、ゆとりみらい21推進協議会の中で協議をさせていただいて、支援の方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） ゆとりみらいのところで検討していくということでしたけれども、町民の声としては、やはり自分たちが消費するだけではなくて地方にも発送する、そういうこともされておりました、地方発送ということになりますと、幕別の農産物ということが広く皆さんに周知していただく、そういうことにもつながると思ひます。今、幕別が非常に話題になっているときに、農業は幕別の基幹産業ですので、そういうところからもしっかりと発信していく必要があると思ひますので、ぜひ前向きに検討をしていっていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

田口委員。

○委員（田口廣之） 113ページの5目です、畜産振興全般に係ってで質問したいと思ひます。

バイオガスプラントです。今、もうブームでなくて、失敗しているプラント、近年建設されている中では、失敗しているというか、運営がうまくいっていないプラントはないと思ひます。結局、このバイオガスプラントは、技術、機械面でも失敗しないように建設されていると思ひます。

その中で、きょうの新聞報道にもありましたが、芽室町は町でプラントを建設して農協に運営を委託する等の新聞記事が出ていました。幕別町も、ぜひとも、酪農家がやっぱり一番処理しづらいふん尿をぜひとも有効な資源に変えるべく、町がリーダーシップをとってバイオガスプラントを建設したらどうかと思ひますが、少し思いを聞かせていただきたいと思ひます。

○委員長（東口隆弘） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） バイオガスの関係でございますけれども、バイオガスにつきましては、28年に導入可能性調査ということで、町内のふん尿の状況、さらにバイオガス整備に係ります規模を調査しまして、プラントを建設した場合のシミュレーションにつきまして検討してきたところでございます。29年度につきましては、予算的には措置はしておりませんでしたけれども、道のアドバイザーを派遣していただきまして、勉強会等を開催してまいりました。町としましては、こうしたアドバイザーですとか、そういった農業者の方々のまず理解をいただく、さらには農協の理解をいただくということがまず重要なところかなということで、現在、そういう機運を高めるような事業を行っている

ころでございます。

バイオガスの有効性につきましては、町としても十分理解しているところでございますけれども、まずは十分農協さんなり協議をさせていただいて、実施に向けて町としても努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 田口委員。

○委員（田口廣之） バイオガスにつきましては、幕別町も予算をつけて十分調査して冊子までできまして、すごいうまくまとまっていると思います。

その中で、ここで立ちどまらないで、その調査をもとにして建設の可能性の方向性をきちんと農協とか農家にもリーダーシップを持って示すべきときだと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） バイオガスプラントの関係でございます。

まず、芽室町の事例もお話がありましたけれども、本町につきましては、以前にもお答えしましたように、町といたしましては、町が事業主体となってバイオガスプラントを建設するという考えは、今、現段階では持っておりません。

バイオガスプラント、先ほど課長からの答弁にもありましたように、全体として、農協、それから農業者を含めて、町全体の機運を高めるべく、セミナーの開催ですとか説明会の開催ですとか、そういったことを今盛んにやっているところなのですが、なかなかやはりネックになるのが建設費、あるいは維持管理費用、そういった費用的な問題、それとあわせて、北電への売電の関係で、さらなる費用負担がかかるというようなことがございます。

ここ最近の状況を申し上げますと、プラント建設にかかわる費用というのは、建設費自体が上昇しているような状況でございます。それと、建設にかかわる国庫補助率も引き下げになっているというようなこともございまして、どちらかという、流れ的には、何となく建てづらく、建設しづらいような流れになってきているような状況にはありますけれども、町といたしましては、ただ、必要な施設であると、環境等を含めて農業経営、酪農経営にとって必要な施設であるというふうに認識はしておりますので、引き続き機運の醸成に努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（東口隆弘） 田口委員。

○委員（田口廣之） 部長がそこまで言うということは、本当に結構熟している課題だと思います。もうあと一押しで、建設に向けてのかじが切れると思うのですけれども、ことし、予算措置なりとか、調査とか、もう終わっているような段階で建設費が高騰するとか、それはやはり今、乳価も高くなったり、酪農家の経済情勢も好転してきている中で、町も、酪農家の牛乳とか牛の価格が高値安定している中で、躊躇することはないのではないかなと思います。かえって、逆に町から農協とかにそういう話を持っていけば、逆に農協のほうに待っているような機運でもあると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 昨年、一昨年度の調査報告の結果を受けまして、各 JA の常勤の方にも結果報告等も含めてお話をする機会を設けていただいて、調査結果の報告もさせていただきながら、何度か農協さんも一緒になってやっていきたいと思いますというふうなお話はしているところであります。

ただ、例えば土幌の例で言いますと、土幌なんかは農協が建てたものを、最初にやったやつは町が実施したのもあるのですけれども、その後のものは農協さんが建てて、それを農家の方にリースしているというような手法もございます。そういったような事例もお話ししながら、いろいろ相談はさせていただいているところなのですが、いざやるということになると、なかなかやっぱり踏ん切りがつかないというのが現状かなというふうには思っております。

ただ、今後の動向等を踏まえて、さらに農協と関係機関ともお話し合いをしながら、機運を盛り上げていくと同時に、もし建設するということがなれば、町の支援といいたいでしょうか、かわりも含め

ていろいろ協議をさせていただきたいというふうには思っております。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では、二つあります、一つは 111 ページ、農業振興費の 19 節負担金補助及び交付金の一番最後の新規就農者支援奨励金、これ、何名分を平成 30 年度は予算化されたのでしょうか。

新規就農、つまり後継者も含めて、農業の担い手が不足しているということがずっと問題になってきています。町としても、この点では打開をしていかなければならないというふうに思っておられると思いますので、その政策的な方向性について伺います。

次、114 ページ、5 目畜産業費の、同じく 19 節負担金補助及び交付金の細節 15 酪農ヘルパー有限責任事業組合補助金 184 万 2,000 円と、前年度より若干金額が減っております。これは、幕別町とそれから忠類、両方のそれぞれの有限責任事業組合に対する補助だと思っておりますけれども、それぞれ加入のこししの予算の配分と、幕別、池田に対するものと、南十勝とあると思うのですが、予算の配分と加入農家戸数、さらにヘルパーは何人で対応されているのか、農家が減ってきていることによって利用できづらくなっていると聞いているものですから、お答えください。

○委員長（東口隆弘） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） ご質問の 1 点目の、新規就農者支援奨励金の関係でございますけれども、この奨励金につきましては、幕別町新規就農者の育成に関する条例、これに基づきまして、5 年間の農用地の賃貸借相当額、それから取得した農用地の 5 年間の固定資産税相当額、それから借入金の 5 年間の 1%に相当する利子補給金、最後に受け入れ農家への営農指導費ということで、制度としては奨励金を設けております。

この中で、平成 30 年度の奨励金でございますけれども、いずれも忠類地域の農家の方でございます。平成 24 年に新規参入されました方が、固定資産税の相当額の予算、これは昨年を引き続きなのですけれども、計上しております。

それから、平成 30 年度に新規参入する方が、忠類地域でいずれもユリ根農家ですが、2 件ございます。この 2 件に対する土地・施設リース料の 2 分の 1 の金額、それからその 2 件を 2 年間にわたりフロンティアコースで営農指導いただいた農家に営農指導費として 2 件分の金額を予定しております。

ですから、新規参入の農家については 3 戸分、それから営農指導費については 2 戸分ということで計上しております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 酪農ヘルパーの関係でございます。

私のほうからは、幕別池田酪農ヘルパー組合の関係でご説明させていただきたいと思っております。

まず、幕別池田酪農ヘルパー組合の総戸数でございますけれども、59 戸ございます。そのうち、幕別が 32 戸、池田町が 27 戸となっております。

負担金につきましては、戸数割で、幕別町と池田町と、100 万円を戸数割で案分してございます。こししにつきましては、幕別町が 54 万 2,000 円となっております。昨年若干減っておりますけれども、これは戸数が若干減っているということから、この負担金が減っているところでございます。

それと次に、ヘルパーの数でございますけれども、ヘルパーの人数につきましては、30 年度につきましては 7 人を予定しております。

ヘルパー組合の利用状況からいいますと、平成 27 年ぐらいからかなり利用率が上がっております。頭数もかなり増えているということで、28 年度から今まで 5 人だったものを 7 人に増やして対応してございます。

以上でございます。

○委員長（東口隆弘） 経済建設課長。

○経済建設課長（川瀬康彦） 私のほうからは、南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合の関係についてお答えさせていただきます。

平成 28 年度末の数字でございますけれども、南十勝、大樹町 85 戸、広尾町 74 戸、忠類地区で 50 戸、都合 209 戸の加入戸数ということになっております。

ヘルパーにつきましては、平成 28 年度末で専任ヘルパーが 17 人、サブヘルパー 1 人の 18 人、平成 27 年につきましても 18 人と、同数で変わらないというふうになっております。

ヘルパーの責任事業組合の助成金でございますけれども、大樹町が 280 万円、幕別町忠類が 130 万円、広尾町が 190 万円というような内容となっているところであります。

以上であります。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 新規就農支援奨励金のほうであります、内容はわかりました。

それぞれ戸数にして 3 戸分、2 戸分ということでありましたけれども、これ、5 年間の限りがある支援金だと思います。5 年後もそういった支援を行って、新規に就農していただく、農家になっていただくということが目的なのですけれども、それは実際には新規就農、幕別町で長期営農するという姿になっているのでしょうか。

それと、酪農ヘルパーのほうなのですけれども、それぞれ、これも恐らく幕別町と利用者と、それから農協、池田は利別まで入ると思うのですけれども、そういったところが連携しながら、南十勝は南十勝での連携があってやっておられると思うのですけれども、これは幕別の利用者さんからの声であるのですけれども、このヘルパー組合を維持するために、計画的に各酪農家がヘルパーさんに入っただけ日を決めて活用してきていると。

それと同時に、緊急に仕事を休まなければならないときに対応していただく、冠婚葬祭などがそうなのですけれども、こういったところで、昨今の事例として緊急のときの対応、ここにヘルパーさんが来てもらえない、利用が増えているのだけれどもヘルパーさんそのものがそのときには少ないという言い方だったのですけれども、そういう状況があるということで、この組合そのものを維持していくための抜本的な支援、町だけではないのですけれども、リーダーシップをとって支援のために力を注いでいただきたいという声がありました。町としては、どんなふうにも押しえていращやるのでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） 新規就農者支援奨励金の 5 年後の話ということだと思いますけれども、先ほどご紹介いたしました 1 件、固定資産税相当額を奨励金として支給する方なのですけれども、先ほども説明しましたように、平成 24 年に新規就農しております。この間、道公社が行っておりますリース事業で賃金が発生しております、5 年間奨励金として相当額を支払っております。その 5 年間で済むと、今度は所有権が本人にいきます。ここではじめて固定資産税の相当額というのが発生してまいります、今後これから 5 年間と、昨年からののですけれども、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間について固定資産税相当額を支給するというようなものですから、借りてその後、所有権が移転した後さらに 5 年間ということで、一般的な話なのですけれども、10 年ほどの奨励金という形になるかと思えます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） ヘルパーさんの関係でございますけれども、利用率が増えて人数も増やしてはいるのですが、そういった頭数が増えたりだとか、さらにそういう緊急時の状況もありまして、なかなか人が足りないという話は聞いております。

酪農ヘルパー組合としても、人を確保するのに、今、苦慮をしている状況でございます。組合長とか事務局の方が東京まで足を運んで酪農ヘルパーを募集したりだとか、そういった活動もしながら、何とか人数を確保している状況でございますけれども、今、7 人という体制で運営しておりますけれ

ども、こういったところも今後事業が増えてくれば、さらにそういった緊急も増えてくれば、7人で足りない状況があれば増やす必要があるのではないかなというふうに、町としては思っております。

ヘルパーにつきましては、組合からも要望が寄せられていますけれども、東京まで足を運んで確保する努力もしていますけれども、町としても努力をしてほしいと、いい人がいれば紹介していただきたいという話を聞いておりますので、町としても酪農ヘルパーに興味がある方がいれば、組合のほうに紹介をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 新規就農の事業の成果、なるべく大きくあらわれてほしいなとは思っていますが、そういった応援をしながらも、実際に幕別町に新規就農される方というのは、今、明確におっしゃられたのは1件だと思うのですけれども、1件しかないのでしょうか。全体ではこの事業をずっと長く取り組んできていますけれども、1件を効果がないとは言いませんけれども、もうちょっと効果を期待するところなのですけれども、どうなのでしょう。

それから、酪農ヘルパーのほう、現実には利用者の方から、もう7人では足りないのだということなのです。大学を卒業された方ですとか、いろんな方に声をかけながら来ていただくということなのですけれども、できればそういう方たちも経営者になっていきたいというような希望を持たれる方もいらっしゃるのだと思うし、またそれはそれで効果的なことだと思うのです。町も、そういったヘルパーさん確保も含めて、支援、この予算でできるのかどうか、これは補助金だからこの予算ではできませんね。ヘルパーさんを確保するための応援などは考えられないのでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） この新規就農者奨励金の実績ですけれども、過去に平成9年からのデータですけれども、11人受給しております。

新規参入、幕別地域につきましては7組、それから忠類地域につきましては2組、合計9組がこのフロンティアを卒業した形になります。

今、11組といいましたけれども、当初一番最初に言いましたけれども、平成30年度から2組が新規参入されるということでございますので、2組が増えるという形で、全部で13組という形になります。

○委員長（東口隆弘） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 酪農ヘルパーの人の確保についてでございますけれども、町が出します補助金、五十何万円と小さい金額となっております。この補助金につきましては、酪農ヘルパー組合の運営に一部充てていただいているという状況でございますので、例えば人を増やしたりだとか、そういったところは、利用料ですとか負担金にはね返ってくるという状況はあるのかなというふうに考えております。

町としての応援でございますけれども、今考えられるのは、金銭的な部分は無理かなとは思いますが、例えば農業振興公社でやっています新規就農者アカデミー関係でございますけれども、酪農を希望されて入ってこられる方もおります。そういった研修をされる方ですとか、例えば場合によっては挫折される方も中にはいるのですけれども、そういった方々を公社との連携で酪農ヘルパーも紹介しながら、人の確保については努めてまいりたいと思います。

（関連の声あり）

○委員長（東口隆弘） 田口委員。

○委員（田口廣之） 今の酪農ヘルパー組合ですね、決算委員会でも指摘させてもらったのですけれども、運営が不公平な状況にありました。それは改善されたのでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 組合員の資格の関係だと思いますけれども、これにつきましては、過去、生乳を農協に出荷する者という捉え方で組合員を加入等をさせていたという実態がございます。

ただ、規約上は、農協に生乳を出荷する者という記載はないのですけれども、ここら辺がちょっと

あやふやだったということで、これにつきましては、いろいろ総会の中でも意見をいただきましたが、今後、農協以外に出荷する方も資格を有するというので取り扱いが決定されましたので、そこら辺は今後きちっと組合としても運営されるというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） 田口委員。

○委員（田口廣之） やはり血税というか税金ですね、町民の税金を公平に使う、運営上そういう補助金を出せばいいという問題ではなく、その使い道もきちんと公平に使われているかということ、監視、監督をきちんとしていってもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 町としても、補助金を出している以上、指導監督する立場でございますので、そういった部分につきましては、今後も引き続ききちっと酪農ヘルパー組合に対して物を言っていきたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 6款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 7款商工費につきましてご説明申し上げます。

125 ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、予算額4億8,098万9,000円、本目につきましては商工振興と中小企業融資に要する経費であります。

8節報償費の住宅新築リフォーム奨励事業商品券につきましては、新築3件分、リフォーム160件分を見込んでおります。

19節負担金補助及び交付金、細節5は幕別町商工会に対する補助金、細節6、7は中小企業融資にかかわる保証料及び利息補給補助金、細節11は、空き店舗対策事業で、新規開業1件分の補助金、細節12は、退職金共済制度に加入する中小企業の事業所に対して共済掛金の一部を補助するもの、細節13は、商工会が行うプレミアム商品券発行事業に対する補助金で、プレミアム分800万円と事業者取扱手数料のうち1%分48万円を補助するものでありますが、本年度も昨年度と同様にプレミアム率は2割とし、総額4,800万円分の商品券が夏と年末の2回に分けて発行される予定であります。

126 ページになりますが、21節貸付金は中小企業融資の原資を金融機関に預託するものであります。

2目消費者行政推進費、予算額917万2,000円、本目は消費者行政に要する経費で、7節の消費生活相談員3名分の賃金、11節需用費、細節4消耗品費の全世帯を対象に配布する訪問販売お断りステッカーの購入が主なものであります。

3目観光費、予算額1億7,621万1,000円、本目につきましては、観光振興にかかわる経費であります。

4節共済費、7節賃金につきましては、本年度から導入を予定しております地域おこし協力隊に係る経費であります。

協力隊員につきましては、忠類地域に配置し、忠類地域魅力発信事業実行委員会と連携を図りながら、忠類地域の魅力の発掘や地域情報の発信等に取り組んでいく予定であります。

127 ページになりますが、11節需用費は、細節21の道の駅トイレなどの電気料や、細節30の観光パンフレットの増刷が主なものであり、13節委託料は、細節5のアルコ236及び道の駅忠類の指定管理料が主なものであります。

128 ページになりますが、15節工事請負費は、アルコ236の長寿命化対策として実施するボイラー

設備の更新工事や誘客対策として実施する客室の一部改修に係る経費で、18 節備品購入費は、客室改修に伴うベッドなどの購入費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 は観光物産協会に対する補助金、細節 7 は特産品研究開発事業補助金 1 件分であります。

21 節貸付金は、株式会社忠類振興公社に対する貸付金であります。

4 目スキー場管理費、予算額 6,069 万 8,000 円、本目につきましては、明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

7 節賃金は、スキー場を管理する嘱託職員 6 人分と臨時職員 7 人分の賃金が主なものであります。

129 ページになりますが、11 節需用費では、細節 21 のリフトの電気料や、細節 40 の圧雪車の整備料が主なものであり、13 節委託料は、130 ページになりますが、細節 8 の明野ヶ丘スキー場のリフト管理委託料が主なものであります。

15 節工事請負費では、細節 2 の白銀台スキー場の受変電設備の改修工事が主なもので、18 節備品購入費は、平成 28 年度に明野ヶ丘スキー場に導入した圧雪車に係る北海道市町村備荒資金組合への償還金であります。

5 目企業誘致対策費、予算額 1 億 9,401 万 2,000 円、本目につきましては企業誘致等に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、131 ページになりますが、細節 4 の企業開発促進補助金は、固定資産税相当額補助では 14 社、投資額補助では 5 社を予定しており、細節 5 の工業用地取得促進補助金は、投資額補助と同じく 5 社を予定しております。

21 節貸付金は、工業団地取得資金の融資に係る原資を金融機関に預託するものであります。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたが、ここで質問を予定している方の確認をさせていただきます。

挙手をお願いします。

（挙手する者あり）

○委員長（東口隆弘） わかりました。

この際、16 時 20 分まで休憩いたします。

16：13 休憩

16：20 再開

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

挙手をお願いします。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） ページは 128 ページ、3 目観光費の 15 節工事請負費、アルコ 236 整備工事であります。

ボイラーの工事ですね、今までのボイラーとは少し違った発想をしております、全員協議会でそのような説明を受けたのですが、三つのボイラーがありまして、そのうちの二つが同じような働きをして、一つのボイラーがちょっと事故等で動かなくなったとしても、もう片方のボイラーで 7 割の熱量を供給できるというふうな設計になっていたというふうに説明を受けておりました。

この 7 割についてなのですが、いつの時点の 7 割なのでしょう。予想される最高の熱量の 7 割ということでしょうか、伺います。

○委員長（東口隆弘） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） ボイラーの容量の関係なのですけれども、7割というのは、現在のボイラーが整備されております中で、必要量というのを、以前、委託で計算しているのですけれども、その合計値としてボイラーが一つずつで運行したとき、それから二つで運行したときで、一つが支障があったときでも全体の7割程度がいけるということで、実際に運転している容量ということでございます。

○委員長（東口隆弘） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 1年間の総量の中で7割を見込んでいるということですね。お願いします。

○委員長（東口隆弘） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 済みません。一番ボイラーを使う冬場を想定したものでございます。

○委員長（東口隆弘） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 予想される最高の、冬場最高を使うであろうときの熱量の7割を見込んでいるということですね、一つのボイラーに支障があって使えなくなったとしてもということですね。

少し技術的な話になるかもしれませんが、そのボイラーの系統といいたいまいしょうか、使っている用途の中に、その季節であったり気温で全く使わないもの、例えば床暖とか、あるいは使ったとしても程度がすごく大きく上下するといいたいまいしょうか、そういったものが含まれております。全く使わない、使ってもそのときによって程度が全然違うというものには、こういった発想のものは適切でないのではないかというふうに考えているところです。そのときそのときの必要な熱量に対して、過剰な設備投資、オーバースペックになってしまうのではないかというふうに感じているところです。

温泉施設ありますから、温泉の温度を上げるといったような、年中同じ程度の熱量を必要とするものにのみ利用するといった考えはありませんでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 今、板垣委員がおっしゃったような形でボイラーを整備する場合に、ボイラーの数が増えていくような形になりますので、大きくはなってくるのですけれども、それで床暖、給湯、温泉等、複数を賄うことによって、ボイラーの設備として経済的に配置できるということで、今回は複数を賄うということで、賄うときに一つでは支障がありますので、二つで補い合いながら整備するというような考え方でございます。

○委員長（東口隆弘） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） ボイラーの性能に余剰を持たせることでリスクに備えるという発想自体を否定しているつもりはありません。

なのですが、必要な分を大幅に超えるようなリスクをとるといいたいまいしょうか、大幅な余剰といいたいまいしょうか、夏であったら床暖は全く使わない、あるいは温水系統とありますが、温水系統も多分これは調理であったりでお湯を使ったりとか、そういった給湯ボイラーも兼ねるということだと思います。そういった利用の程度が全然違うというものには適さないのではないかというふうな観点なのですが、改めていかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 現在のボイラーが80万キロカロリー、それから50万キロカロリー、30万キロカロリーという三つのボイラーですが、現在想定しているボイラーは80万キロカロリー二つ、この二つで補い合おうという考えでございます。

もう一つの30万キロカロリーのボイラーは、別途温泉水の昇温用ということで考えてございますので、その際に50万キロカロリーにしたときに、トラブルがあったときに補い合うことが難しいということで、80万キロカロリー二つということで、今、想定しているところでございます。

○委員長（東口隆弘） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） わかりました。

そうですね。80万キロカロリー、80万キロカロリー、そして50万キロカロリーという中で、その80万キロカロリー同士が補完し合っているということではありますが、単純な話、80万キロカロリー

も果たして要るだろうかというようなことであつたりします。今言ったような理由で、ダウンサイジングといいましょうか、ボイラーの規模を、熱量を、性能を少し下げたりするというようなこともあ
るのではないかなというふうに思っています。

この程度にしたいと思いますが、最後に何かありましたらお願いします。

○委員長（東口隆弘） 建築係長。

○建築係長（河村伸二） 先ほどボイラーのご質問をいただきましたけれども、先般、全員協議会の席
でお示しました資料で、大きく言いますと4系統ございます。

先ほど質問をお受けしたことなのですけれども、確かに床暖ですとか暖房系は夏場は使いませんの
で、それぞれ使わないものを別にするとしましたら、この4系統をそれぞれ分けたときには、先ほど
説明がありましたけれども、ボイラーの数が増えてしまうと。さらには、4系統ですので4台最低必
要で、そのバックアップ機能をつけるということになりますと、最低8台のボイラーが必要になっ
てしまうという、極端な話そういうことになってしまいますので、ボイラーの容量は大きくなるので
すが、ある程度集約したほうがコスト的には安くなるというようなことで、現段階このような設計を
しているところであります。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方は。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 130、131 ページの企業誘致対策費にかかわって、お尋ねをいたします。

負担金補助の4、5では、ことしも促進のための補助金、4社、5社と予定されているようなので
すけれども、進出していただく企業の条件についてお尋ねしたいと思います。

実は、札内のリバーサイド幕別なのですけれども、最近、ペット霊園が建設されました。お尋ねす
ると、条件にかなっているからだということではあったのですけれども、工業団地という性格上、違
和感を感じる、住民の皆さんからも、なぜ認められたのだろうかというような声も聞いております。
経過と、それからどのように企業を選択されていくのか伺いたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 工業団地の企業進出に関してであります。

まず、工業団地に進出される企業につきましては、補助金上においては業種の制限等はございま
すけれども、補助金ではない部分におきましては、そこに制限というのはございません。都市計画法上
の建築制限のようなものはございますけれども、業種に係るそういった部分の制限がないというこ
ろでございます。

あと、今、ペット霊園が進出されたという案件ですけれども、当時、計画上、補助の適用は受けて
はいないですけれども、そのような事業をやるということで、そこについては制限が特段ないもの
ですから、そのままお受けしているということになります。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 制限はないということではあるのですけれども、しかし望まれる事業主体とい
うところには、製造業あるいはバイオ・ソフト産業、運輸、倉庫業と書かれているわけですよ、町のPR、
ホームページに載っているのですけれども。厳密にいけば、そういうことではなくて認められたのだ
とは思うのですけれども、片や100メートルぐらい離れたところに住宅団地を造成し、あの辺は一带
そうですね。そして工業団地をつくったと。今回、ペット霊園も比較的住宅のほうにぐんと寄ったと
ころにつくられてきているという経過がありまして、私は、土地開発公社でつくった工業団地ではあ
るのですけれども、基本、町としては制限はないのだよと言いながらも、工業団地リバーサイドとし
てつくっているわけですから、やはりその名前にふさわしい企業の誘致が望まれるのではないかと
いうふうに思うのですよ。その辺はどうでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 幕別町は、帯広圏の都市計画ということで、1市3町で都市計画を設定しております。この中において、幕別町にある工業団地の中には、特別工業団地の条例でもって建設できる施設を制限しております。特に、有害な物質を排出するですとか、においがきついですとか、騒音が著しく激しいというものについては、特別工業団地の条例の中で、その地域に建設できないということになっております。一方、都市計画を引いておりますので、市街化を促進すべき市街化区域と、幕別町においては市街化調整区域と、市街化をなるべく進めない区域ということで設定をしております。

です。工業団地という名目でいけば、ご質問にあるように、製造業ですとか、そういうものがふさわしいような印象はあるのかもしれませんが、ペット霊園というものも今の世の中必要な状況になっておりますので、これらを適切な土地に適切に建てていただくということで、ペット霊園については特別工業団地の条例の中では排除されておられませんので、今回の建築については適切に建築されたということになります。

特に、建築するに当たって、霊園という名称もありますので、どのような建築物なのかということは、都市計画法上もそうですし、それから建築基準法上も、建てる前に、申請していただく前にご相談はいただいております。その内容を確認した上で、適切に建築されましたということです。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 既に建っておりますので、法的といいますか、基準からいって許容範囲であったから認められたのだらうなというふうには思っておりました。

しかし、町は、こういうまちづくりにおいて、住宅団地に良好なエリアあるいは工業都市として必要なエリアというようなふうを考えていったときに、やはりあそこは工業都市に必要なエリアということを描かれて造成されましたよね。

片や住宅団地のほうは住宅団地でそういうふうにされていますから、皆さんそういった環境のもとの良好な土地であるということで、求められて住んでいたと。そこに突如、ペット霊園ができた。単純なペット霊園といいますが、焼却炉もみんなありまして、今はおいの苦情までは冬の時期ということもありまして聞いてはいないのですけれども、しかし単なる霊園ではなくて、火葬場もそこに設置されていると。

もちろん、それこそペット、動物、家族と一緒にということ飼われてますから、利用される方たちにとっては、それはもう必要な施設だとは思いますが、しかし火葬の場所というふうになると、例えば町でも、町の火葬場は人里離れたところに、周りを考慮してつくっていますよね。そういう感覚で言えば、やはりペット霊園についてもそういう配慮が欲しいのだというような、そういう姿勢で臨まれることが大事だったのではないかと思うのですけれども、そういう配慮という点については考えられなかったのでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） ご質問にありますように、ペット霊園ですから、確かに火葬施設もあります。ただ、現在の条例だとか法律上、建てられるとはいっても配慮したほうがよかったのではないかと思います。

です。建てる施設がどのような機能であるのか、今ご質問にありましたように、においとかそういうものがどうなのかということは、建てる前にきちんと聞き取りをした上で、それが今回の条例上、法律上、排除すべき施設ではないということでございますので、町としては、そこに進出したい、そこに建てたいといったときに、それをお断りするということとはできないのかなというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） これからのこともありますから、まだ何区画でしょうか、リバーサイドについては残っておりますね、今、売れたところも実はまだ分譲予定のところになっているのですけれども、私は、やはりそういった長い目で見て、住宅環境は住宅環境として守っていく、そして工業団地は工

業団地としての機能を果たしていただく、そういったお話があったときには、それにふさわしい土地が紹介できないかどうか、そういったところまで町が親身に相談も受けながら提言をしていくという町の考え方を持って臨むべきではなかったのかなというふうに思います。

いずれにしても、できてしまっている施設ですから、今後そういった使用のあり方で、住民の方からは複数声が寄せられています、表通りではわからなかった、そういう看板ではないですからね。しかし実際に接するとそうだったということで、あそこはみずほ町の方たちががっちりおうちを建てていて、本当に近い距離ですから、やっぱり私は配慮が必要ではなかったかなということをお聞きして終わりたいと思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方はありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 1点だけお伺いさせていただきます。

ページ数、125ページの細節11の商店街活性化店舗開店等支援事業補助金のところでございますが、これ、前年度は320万円ということで計上されており、今回はその半分の160万円に減額されております。これはどのような理由で減額をしたのか。

また、空き店舗1件分ということで先ほどご説明がありましたが、1件分というのはいかななものかなと、前年もその倍で2件分だったのかもしれないかもしれませんが、これ、使いやすい補助金なのかなというところを考えるとあります。幕別地域を見ましても、1店舗1店舗とお店が減っていく中で、そういうことを考えてのこの予算計上なのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 空き店舗対策に対します予算計上であります。

今お話のありましたとおり、例年2店舗計上しておりましたが、30年度の予算につきましては1店舗としたところであります。これは、例年、空き店舗に対するこの事業の活用に対する問い合わせ等が来ておりますけれども、29年度は2件、例年に比べますとちょっと少ないという状況がございました。そして、本年の実績につきましてもゼロ件ということで、実績を捉えまして、今回、予算としては規模を縮小して1件分というふうにしたところでございます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 問い合わせはゼロ件ということで、何かすごく寂しいなというふうに思いますけれども、これも今、本町地区ばかりを言うわけではないのですが、店舗つき住宅ということで、お店と住宅がくっついているような住宅店舗がございまして。そういうところは、なかなか借りるのに大変だということもお聞きしているところでございますが、その中で商工会の会員さんたちともお話をさせていただいているのではないかと思います、アンケート調査などはされているのかをお聞きいたします。

○委員長（東口隆弘） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） アンケート調査のお話ですけれども、今、空き物件に対するアンケート調査というのは、現在、商工会等に対してのアンケート調査を行ってはおりません。

町としましては、空き物件については一定程度把握をしておりますが、その空き物件に対して、いわゆる貸し出しが可能なかどうか、そういった部分は所有者の意向等の確認ができたものをホームページで公開をしているところであります。この辺につきましては、随時、空き店舗を確認した上で、貸し出しが可能なかどうかといった部分は所有者の意向等の確認ができ次第、そういったものの形状にしていきたいと思っております。

あと1点、私の説明、先ほどちょっと申しわけなかったのですけれども、問い合わせの件数は29年度は2件になります。そして、補助金の活用がゼロ件ということであります。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 失礼いたしました、私の言い間違いでございます。

やはり本町地区なんかは衰退するおそれがとても危惧されるところでございますので、使いやすい補助金ということで、札内地域、また忠類地域、本町地域に開業したいというようなところをできるだけ条件緩和をしながら、借りやすいような補助金にするべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 補助金を使いやすくなるようにという部分ですけれども、これまでこの事業を活用されて店舗のほうを運営されている方が多くいらっしゃいますので、まずはそういった利用されている方の声を聞くなどをしながら、今後どういった活用が、町の支援事業としてどういった形が望ましいのか、そういったものは検討してまいりたいと思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 2点あるのですけれども、125 ページ、一番下の細節 13 商工会プレミアム商品券発行事業補助金なのですけれども、確認させていただきますけれども、ことしについては実施を考えていらっしゃるということでもありますけれども、第 6 期幕別町総合計画を見ますと、平成 31 年度からは空欄となっております、この事業が載っていないということでありまして、この事業は平成 30 年度まででやめられるのか、今後の見通しについてお考えをお聞きしたいと思います。

次に、128 ページ、19 節負担金補助及び交付金の細節 7 特産品研究開発事業補助金に関連してなのですけれども、先日 2 月 10 日、新聞で報道がありまして、幕別町が「ふるさと名物応援宣言」をしたといった発表がございました。何か国から補助金を受けられるようなことも書かれていたのですけれども、ちょっと全体像が全く見えなかったものでして、ちょっと中身のほうについてお聞きしたいと思いますけれども、事業内容と、あと宣言することによってのメリット、これについてお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） まずはじめに、プレミアム商品券についてご説明をいたします。

今、6 期総の計画の中で、30 年度までということで、31 年度以降はないのでしょうかというお話ですけれども、まず、この事業につきましては幕別町商工会が行う事業となっております。そちらの事業の分野、そこをまずは確認をした上で、必要となれば、またその先の事業継続ということになるかと思いますが、現時点におきましては、計画上、31 年度以降というのが計上されていない状況であります。

続いて、「ふるさと名物応援宣言」についてであります。

こちらの制度につきましては、国のほうにおきまして、地域資源を活用した中小企業の方の新商品や新サービスの開発、こういったものを支援するために平成 19 年に中小企業地域資源活用促進法という法律が施行されております。この法律の中で、いわゆる地域の強みとなります地域産業資源を活用したふるさと名物を開発したり生産したりする事業者、これらを補助金や融資制度などの施策によって総合的に支援をしようというものであります。こちらが、19 年にこのように法律ができて進められたところでありまして、これまでの間、この制度を活用した認定事業のほとんどが、地域ブランドの創出には至っていないという問題もございまして、27 年にもう一度、今度は法律の改正がありまして、この地域資源の活用に対しまして市町村が応援宣言をするなど積極的な関与をするということによりまして、地域ぐるみの取組を促進するというところとなっております。

これを受けまして、本町としましても、この「ふるさと名物応援宣言」、いわゆる市町村がふるさと名物を特定して、町みずからが旗振り役となりまして関係者との連携や情報発信を進めるということで、宣言を今回させていただいたところでありまして、この内容につきましては、町内企業におきまして、ブランド豚を活用した加工品開発という計画を持っておりまして、町に対してその相談があったところがございます。法の趣旨からも、協議の結果、この宣言に至ったところでありまして、

この事業を活用してのメリットでありますけれども、中小企業庁の「ミラサポ」というサイトがございますけれども、このサイトにおいてこういう取組が全国的に情報発信されるというのが、まず一つのメリットであります。そしてもう一つは、国の補助事業におきまして、町の応援宣言があったことにより優先的に採択されるというメリットがございます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 小島委員。

○委員（小島智恵） プレミアム商品券につきましては、主体が商工会ということで、商工会の方々から要望がありましたら継続していくということで理解したのですが、それでよろしかったでしょうか。商工会のほうから要請がなければ、これはしないというような形になっていくのでしょうか。再度確認させていただきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） プレミアム商品券でありますけれども、この事業につきましては、プレミアム商品券だけではない、例えば住宅リフォーム奨励事業であったり、商工会を通じた各種の新事業をこれまでも行ってまいりました。こうした取組をきっかけに、新たな顧客の獲得であったり、リピーターの獲得につなげていただけるようということで、これまでもずっと町としては期待をしてきたところでございます。

このため、今後の展開につきましては、事業効果を検証したり、そうしながらまたどういった形がよろしいのか、いわゆる継続事業ということになって続けるのか、その辺も含めて商工会等とも協議をしながら進めていくことになろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方は。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 質疑がないようなので、審査の途中ですが、お諮りをいたします。

本委員会は、第8款土木費まで審査が終了するまで行いたいと思いますが、これに異議のある方ありますか。異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議がないようでございます。

8款土木費までの審査を終了するまで行いたいと思います。

大変失礼をいたしました。7款商工費につきまして、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

土木費の説明を求めます。

○委員長（東口隆弘） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 8款土木費について説明いたします。

132 ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、本年度予算額2億5,254万6,000円、本目は町道の維持管理に要する経費であります。

13節委託料、細節1は幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた年間を通しての町道管理委託料、細節2は植樹ますなどの除草作業などに当たる就労センター等への委託料、細節6は札内駅人道跨線橋のエレベーターの保守点検に係る委託料であります。

14節使用料及び賃借料の細節5は、除排雪に係ります民間の除排雪機械43台及び排雪用のダンプなどを借り上げる費用であります。

新雪の一斉出動のほか、幹線道路の路面整正や拡幅作業などの2次除雪及び排雪作業や吹き込み除雪などの経費を想定しております。

除雪につきましては、町道1,029路線883キロメートルのうち、車道除雪は955路線658キロメートル、歩道除雪は135路線110キロメートルを予定しております。

16節原材料費は、町道維持管理のために、切り込み砂利や舗装用合材の資材購入費であります。

133 ページになります。

2 目地籍調査費、本年度予算額 5,130 万 1,000 円、本目は地籍調査に要する経費で、13 節委託料、細節 6 は、字勢雄、字駒島及び字中里の各一部、18.62 平方キロメートルを調査するための費用であります。

細節 7、細節 8 は、土地の異動に伴う地番図及び地籍管理システムの修正に要する費用であります。

134 ページになります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費、本年度予算額 749 万 2,000 円、本目は 107 か所の樋門の管理及び道路河川の管理に要する経常的な経費であります。

13 節委託料は、道路台帳などの修正に係る委託料であります。

135 ページになります。

2 目道路新設改良費、本年度予算額 1 億 5,711 万 2,000 円、本目は町道の改良舗装など、道路の整備に要する経費であります。

13 節委託料、細節 5 は、北海道に管理を移管する予定であります町道幕別札内線の道路敷地境界を復元するための調査測量に係る委託料が主なものであります。

15 節工事請負費は、道路改良舗装工事や歩道の新設、再構築並びに車道オーバーレイ工事などであります。

平成 30 年度は、継続事業 5 路線、新規事業 4 路線の工事を予定しておりまして、地域別では幕別地区 6 路線、忠類地区で 3 路線の予定となっております。

なお、工事ごとの事業量といたしましては、道路改良舗装が 461 メートル、道路改良が 143 メートル、歩道の整備が延べ 792 メートル、車道オーバーレイが 575 メートルを予定しております。

136 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金は、工事及び業務の積算に使用する北海道土木積算システムを利用するための負担金であります。

22 節補償補填及び賠償金は、忠類 24 号線整備工事に係る水道管移設補償費であります。

3 目道路維持費、本年度予算額 4,665 万円、本目は町道維持補修に係る経費であります。

15 節工事請負費は、舗装並びに縁石、雨水ますなどの補修のほか、区画線の引き直しなどに係る経費、さらには突発的な復旧工事に要する経費であります。

4 目橋梁維持費、本年度予算額 5,180 万円、本目は町道に架設されております橋梁の維持補修費及び音更町と共同で管理しております十勝中央大橋の管理費負担金に要する経費であります。

13 節委託料、細節 5 は、幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、法律で 5 年に 1 度義務づけられている橋梁の定期点検のうち、13 橋の点検に要する費用であります。

さらに、稲志別大橋橋梁補修工事に係ります設計に要する委託料であります。

15 節工事請負費、細節 2 は、同じく幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、千住 12 号橋の橋梁補修工事に要する経費であります。

137 ページになります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額 4 億 6,294 万 8,000 円、本目は都市計画に関する計画整備に要する費用でありまして、1 節報酬は、都市計画審議会 4 回分の委員報酬であります。

13 節委託料、細節 5 は、都市計画の変更に係る資料作成、各種調査検討に係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 7 札内新北町地区開発行為負担金が主なものでありまして、当該開発地につきましては、一部下水道受益者負担金を納付済みでありますことから、下水道新設工事に係る費用の一部を町が負担するものであります。

28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

138 ページになります。

2 目都市環境管理費、本年度予算額 1 億 3,245 万 8,000 円、本目は公園及びパークゴルフ場の維持管理に要する経費であります。

11 節需用費のうち、細節 21 から 25 は主に公園の照明やトイレなどに係る光熱水費であり、細節 40 は公園施設や草刈り機械の修繕料であります。

139 ページになります。

13 節委託料、細節 5 は、パークゴルフ場や公園緑地などの草刈り及び清掃委託料のほか、フラワーガーデンの管理委託料であります。

細節 11 公園施設管理委託料は、公園やパークゴルフ場の日常管理、草刈り機械の公区への貸し出しや遊具の定期点検などの業務委託料であります。

細節 12 公園環境整備委託料は、主に就労センターに委託する公園トイレの清掃や公園花壇の管理に要する費用であります。

15 節工事請負費、細節 1 は春先の定期点検後に行う遊具の補修、細節 2 は各種施設の維持補修に要する費用であります。

16 節原材料費は、公園の花壇に植える花の苗やパークゴルフ場の芝生用の肥料などの購入費であります。

3 目都市施設整備費、本年度予算額 5,352 万 3,000 円、本目は公園施設の整備に要する経費であります。

140 ページになります。

13 節委託料は、いなほ公園のポンプ施設、遊戯施設更新の実施設計に係る費用が主なものであります。

15 節工事請負費は、猿別川河川緑地の木製施設改築更新工事、止若公園の駐車場整備に係る費用が主なものであります。

4 目都市防災施設整備費、本年度予算額 1 億 1,000 万円、本目は防災まちづくり拠点の都市防災施設整備に要する費用であります。

15 節工事請負費は、札生北通整備工事及び札内コミュニティプラザ外構工事に要する費用であります。

141 ページになります。

4 項住宅費、1 目住宅総務費、本年度予算額 243 万 9,000 円、本目は公営住宅関係の事務などに要する経常的な経費で、嘱託職員の賃金などが主なものであります。

2 目住宅管理費、本年度予算額 4,098 万円、本目は町が管理する 872 戸の公営住宅等の維持管理及び修繕などに要する経費であります。

7 節賃金は、公営住宅管理人 22 人分の賃金。

142 ページになります。

11 節需用費、細節 40 は、公営住宅等の一般的な修繕費用であります。

15 節工事請負費は、営繕工事に要する経費であります。

3 目公営住宅建設事業費、本年度予算額 2 億 1,679 万 4,000 円、本目は春日東団地建て替え事業に係る経費であり、13 節委託料は 3 年次目となります春日東団地建て替え工事に係る工事監理業務に要する費用。

143 ページになります。

15 節工事請負費は、春日東団地建て替え事業に係る費用であり、本年度は 3 棟 12 戸を取り壊し、2 棟 8 戸を建設いたします。

22 節補償補填及び賠償金は、春日東団地建て替えに伴う入居者の仮移転に要する経費であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 136 ページ、3 目道路維持費、15 節工事請負費です。

今、説明の中で、道路の補修、雨水ますの補修など予算化されていると報告されておりますが、この中には道路に沿っております明渠などの補修なども含まれているのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） ただいまのご質問です。

道路維持費の工事請負費の中で、明渠の整備も含まれるかということでございますが、道路に付随する側溝、これについては、例えば土砂が埋まって土砂さらいというのでしょうか、これは14節のほうの道路維持借り上げ、重機借り上げで対処したり、あるいは壊れていれば15節の方ほうで補修いたします。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） 定期的に補修ですとか、14節の賃借料、ここで借り上げの機械で整備していくということなのですが、この雨水ますとか明渠ですとか、木が生えていたり草が生えていたり、これはもう大雨ですとかそういうときには、この整備がされていることによって、水があふれるとか、そういうことはなくなると思うのですが、今回の大雪、大雨の中で、道路に沿っている側溝のところ、雪が堆積しているですとか、そういうことで道路に水があふれる、そういう状況が生まれました。

なぜそういうふうな状況になったのかということなのですが、そこには支障木ですとか、それからごみがちょうど水が流れるところにたまっているとか、そういう状況がありまして、水があふれるですとかトイレが使いえなくなるとか、そういう状況が生まれておりました。こういう小さな木ではなくて、もう5センチぐらい太いシラカバの木ですとか、もう5メートルぐらいあるような大きな木が、その側溝のところ、生えているのです。そこに雪がたまって、そしてごみもたまっておまして、そういう状況が生まれておりました。

これは定期的いきちっと点検していれば、こういう状況は生まれなかったと思うのですが、きちっと状況を把握していくことが大事だと思うのですが、そういう計画もこの予算の中に盛り込まれているのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 野原委員おっしゃるとおり、道路側溝の中に支障木が生えていけば、それが支障となつてごみが詰まってという事象も考えられますので、定期的にパトロールをして、そういうところがあれば、支障木の伐採あるいは市街地ですと街路樹の剪定やなんかも、この細節2の道路維持工事の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） そういう状況を町民が担当課のほうに何度か連絡しているけれども、なかなか改善されない、そういう声も上がってきております。ですから、そういう町民の声をしっかり受けとめて事前にそういう対処をしていけば、水が道路にあふれるですとか、住宅に水が入ってくるですとか、そういうことは避けられたと思うのです。ですから、しっかりと住民の声も聞いて、定期的いきちんと調査もして対処していく、このことが大事ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（東口隆弘） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 先ほど説明させていただきましたように、町道につきましては1,029路線という、町道認定路線、延長で883キロメートルの町道が町内にございます。幕別地域、忠類地域、それぞれ専門の業者に委託をしまして、道路パトロールを実施しております、支障があるようなものについては当然速やかな処置をさせていただいております。

今回、至るところで、実は側溝にきちんと水が入らなかったという事象が生まれたり、それから、ただいまご質問にありましたように、側溝の水がきちんと流れなかったという事象が生まれました。こういう事象については予想されましたので、実は天候が悪化する2日前から業者のほうにお願いす

るなどして、雨水ますの氷割り等の作業は進めておりましたが、今回は暖気も入って雨の量も特に多かったということで、ご迷惑をおかけした部分もございました。

先ほど申し上げましたように、町道についてはかなり長い延長がありますので、なかなか点検だけでは見落としする部分がありますので、町民の皆さんから情報をいただいた場合については、町の担当者が現地を確認して、どういう対応がいいのかということも判断して、今後も適正に管理をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（東口隆弘） ほかに質問はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 質問がないようでございますので、8款土木費につきましては以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することにいたします。

本日は、これで散会いたします。

なお、あすの委員会は午前10時から開催いたします。

17:10 散会

平成30年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成30年3月13日
開会 10時00分 閉会 16時16分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出 席 者

① 委員(18名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
小島智恵	若山和幸	小川純文	岡本眞利子	野原恵子
中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	谷口和弥	千葉幹雄
寺林俊幸	乾 邦廣	藤原 孟		

② 委員長 東口隆弘

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	菅野勇次
建 設 部 長	須田明彦	会 計 管 理 者	原田雅則
忠 類 総 合 支 所 長	伊藤博明	札 内 支 所 長	坂井康悦
教 育 部 長	岡田直之	政 策 推 進 課 長	山端広和
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	小野晴正
糠 内 出 張 所 長	阿部麗子	税 務 課 長	川瀬吉治
住 民 生 活 課 長	山本 充	防 災 環 境 課 長	天羽 徹
防 災 環 境 課 参 事 (消 防 担 当)	佐藤 繁	保 健 課 長	白坂博司
都 市 計 画 課 長	吉本哲哉	水 道 課 長	笹原敏文
保 健 福 祉 課 長	金田一宏美	経 済 建 設 課 長	川瀬康彦
学 校 教 育 課 長	高橋修二	生 涯 学 習 課 長	石野郁也
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮田 哲	図 書 館 長	武田健吾

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

- 4 審査事件 平成30年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 東口隆弘

議事の経過

(平成30年3月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（東口隆弘） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、9款消防費の審査を行います。

9款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 9款消防費についてご説明申し上げます。

144ページをお開きください。

9款1項消防費、1目常備消防費、予算額5億3,178万6,000円であります。

本目は、とかち広域消防事務組合への分担金であります。

2目非常備消防費、予算額3,916万7,000円であります。

本目は、幕別消防団にかかわる経費でございます。

1節の消防団員報酬、9節の災害訓練出動等に係る費用弁償のほか、145ページになりますが、18節備品購入費は消防団員の防火衣であり、29年度から2か年で整備を図るものであります。

3目消防施設費、予算額533万8,000円であります。

本目は、消防施設の管理に要する経費であり、146ページになりますが、19節負担金補助及び交付金は、消火栓取替工事に伴う負担金であります。

4目水防費、予算額88万5,000円であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、質問をさせていただきます。

144ページの2目非常備消防費、細節1の消防団員の報酬についてお伺いしたいと思います。

本町の消防団員の定数が、今170名のところ158名ということで、定足数には満たされていないのですが、その点はどのように考えているのかお伺いしたいということと、また報酬についても、4時間以内で3,600円、有事のときは、災害の場合は4,800円ということでございますが、それについてどのような考えでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

費用弁償にいたしましても、21年間上がっていないということでもありますので、加えてそこもお伺いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課参事。

○防災環境課参事(消防担当) (佐藤 繁) 1点目の消防団員の不足についてでございますが、現在、札内地区、糠内地区につきましては、定員どおりという団員になっております。不足しているのは、幕別地区と忠類地区でございます。

現在、幕別地区につきましては4名が不足しておりますが、4月から2名の新入団員が入るということで、少しずつですが、そういう不足分については、地域の力をかりながら、また消防団の仲間の中で探すような努力をして団員の増につなげております。

また、防火衣を新しくすることにしても、魅力ある消防団として活動できるように、私たちも準備のほどを進めているところでございます。

忠類につきましては、現在7名不足しているのですが、この4月から1名の増という予定になっております。忠類地区につきましては役場職員、農協職員が多く、また地域の農家の方も多く入ってお

られます。ですが、若者が不足しているという地域の状況もありまして、なかなか定数どおりにはいかないのが現状です。ですから、またほかの力をかりて、学校の先生、郵便局の職員等に声をかけて、3年でも4年でも地域にいられるうちは、その地域に貢献いただくような方法を考えていきたいと考えております。

年報酬につきましては、国から示されている年報酬とほぼ一致しております。ですから、ここに関しては、少ないとかということにはならないのかなと考えております。

費用弁償につきましては、国から示されているのは、災害出動時の7,800円というものが交付税の中に入りますよということではなっておりますが、幕別消防団につきましては、災害時4,800円の出動手当、訓練については3,600円と。国については、訓練の費用弁償については示されておられません。それで、合わせると国で示している金額よりも上に行くのかなと考えております。

費用弁償の21年間上がっていないことに関しましては、消防団の東十勝消防事務組合の一部でありまして、その中で費用弁償がずっと検討されてきたわけなのですが、それがずっと現状維持ということでは来ていました。その後、各町に消防団が移ったのですが、そのときも旧組合から何も変更せずに行こうということで、現在のこの費用弁償の金額になっております。

幕別消防団は、十勝でも帯広に次いで消防団員の多い町でございます。また、その分、消防団の出動も多い町となっております。そこに合わせて、費用弁償をまた上げることによって、町の負担等を考えたときに、どのような金額が妥当なのかということ、町の中の何かの検討会で諮ってもらって、新しい費用弁償を決めていただけるのが一番いい方向なのかなと考えております。

あくまでも、消防団員の方は、費用弁償が目的で入っている人ではありませんので、みずから幕別町を守ろうという気持ちがあって、入ってこられております。そこを支援するのが私たちの仕事だとは思っております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） まず、人員のことなのですが、人員といたしましても、帯広市は200名のところ150何名ということで、約50人近い不足分があるそうですけれども、幕別はその次ということもありますが、やはり消防団の不足ということは、私たちの、この幕別町の住民の命や財産を守っていただくという仕事を担っていると思います。3月11日の東日本大震災も7年目になりまして、本当にあのときの惨事を忘れてはいけないという気持ちでいっぱいです。その中で、消防団の方が、先ほども言われましたが、金銭に関係なく住民の安全安心のために日々訓練をしていますということで、お声をいただいておりますが、もちろんお金だけで動いているわけではないと思いますが、やはり費用弁償にいたしましても、21年前の私たちの物価と比べましても、21年間上がらないということも、ちょっとそこは疑問があるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今、消防担当参事が申し上げましたとおり、広域化になったのが一昨年、平成28年度ということで、それまでは、東十勝消防事務組合という、幕別、池田、豊頃、浦幌の4町の中で消防団報酬を決めてこられたと。ですから、幕別だけ単独で上げるということではなく、4町が協議のもと、消防団員の報酬を据え置いてきたという事情があります。ただ、今は、町の消防団として、幕別町の住民の方の生命、財産を守るという状況にありますので、ここは、これまでは4町の消防団の中で据え置いたことがあるのですが、今、今後においては、十勝管内の消防団の状況も見ながら、どういった費用弁償が、どこが高いか安いかわからないのはなかなか今比較しないとわからないのですが、そういった状況を見ながら、費用弁償のことについては検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 費用弁償の件は本当に納得いたしますが、本当に前向きな考えでやはり進んでいただきたいということが1点でありまして。また、人員の件なのですが、人員といたしまし

ても、消防団は自営業の方が多いいということですが、現時点では、人口減少や少子化ということもありまして、なかなか自営業の方というのは難しいかと思えます。そこで、あるところでは、会社などから募るといこともされているようでございます。消防団の方にお聞きしましても、訓練は平日のお昼にしているというようなことはないということ、やはり夜されているということでもありますので、会社で消防団に入団していただくということも可能ではないかと思えます。その点、また、会社でも消防団に入団している方には、若干の優遇があってもいいように、町からも図っていただくということも手法ではないかなと思えます。

また、そのほかにも、消防団員を応援するというこで、消防団応援プロジェクトの一環といたしまして、十勝管内では帯広、音更、広尾、池田の4市町で認定店がつくられたということで、先日、新聞にも報道されておりましたが、やはりそれぐらい消防団の方たちにも、町が少しでも支援ができるように、充足数に足りるようにしていくのも一つの手ではないかと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 防災環境課参事。

○防災環境課参事(消防担当) (佐藤 繁) なかなか会社員の方をお誘いすることも、入っていないことはないのですが、その会社に優遇措置をするというの、これ、道から、先進地は県でやっているのですが、まだ北海道にはそういう地盤がないというところがございます。

応援プロジェクトでございますが、これも北海道の事業としてやっているもので、少しずつ裾野が今広がっているところで、私どもとしまして、どのようなところにお話をかけて、消防団を応援してもらえるのかというところで、今検討しているところがございます。これから、少しでも幕別町の消防団を応援してもらえるお店等を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方はいませんか。

(なしの声あり)

○委員長（東口隆弘） 第9款消防費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（岡田直之） 10款教育費につきましてご説明を申し上げます。

147 ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算額231万4,000円、本目は教育委員4名の報酬、旅費及び交際費などであります。

2目事務局費、予算額5,360万1,000円、本目は教育委員会事務局の管理運営費、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金に要する費用であります。

1節報酬は、教育支援委員会委員10名、及びいじめ防止対策推進委員会委員5名の報酬であります。

7節賃金の細節2は、教育委員会事務局の事務職員1名の賃金、細節6は学校教育推進員2名の賃金、細節7は「まっく・ざ・まっく」において、不登校の児童生徒に対する学習指導や教育相談などを行う臨時職員3名の賃金であり、このうち1人は北海道のスクールソーシャルワーカーを兼ねているものであります。

8節報償費は、小中一貫教育推進に係る講演会の開催に伴う講師謝礼であります。

148 ページと149 ページになります。

19節負担金補助及び交付金の細節8は、幕別高等学校、中札内高等養護学校幕別分校及び江陵高等学校における特色ある教育活動に対する補助金であります。

細節9は、教職員の研修事業のほか、児童・生徒の英語暗唱大会や作品展の開催などに要する費用を交付するものであります。

細節 13 は、高等学校に在学する方のいる世帯に対し、就学上必要な経費を交付するものでありますが、本年度から支給額を引き上げ、生徒が安心して教育を受けられるよう制度を拡充するものであります。

細節 14 の小中一貫教育推進交付金は、各中学校エリアで行う乗り入れ授業等の教育活動に対しての交付金であります。

3 目教育財産費、予算額 6,843 万 3,000 円、本目は小中学校の校舎、教職員住宅等の維持・管理に要する費用であります。

11 節需用費のうち細節 40 は、学校及び教員住宅に係る修繕料。

150 ページになります。

13 節委託料の細節 13 は、札内南小学校の児童数増加に伴い、普通教室が不足いたしますことから、現在、普通教室を特別支援教室として活用している教室を普通教室に戻し、新たに特別支援教室等に特別支援教室を 2 教室分増築するための工事管理委託であります。

15 節工事請負費、細節 2 は、3 年目となります白人小学校の学校林更新工事及び札内北小学校の高圧受電設備の老朽化に伴う更新工事であります。

151 ページになります。

細節 3 の札内南小学校増築工事は、先ほど委託料でご説明いたしました特別支援教室を 2 教室分増築する工事であります。

細節 4 は、温暖化に対する対策として、わかば幼稚園の 3 教室にエアコンを設置する工事であります。

4 目スクールバス管理費、予算額 1 億 1,004 万 5,000 円。

13 節委託料のうち、細節 5 はスクールバス 12 路線の運行委託料、細節 6 は魅力ある高校づくり支援事業に係るスクールバスの運行委託料で、中札内高等養護学校幕別分校及び幕別高等学校が行う職業体験等に対して、スクールバスを運行するための委託料であります。

18 節備品購入費は、美川線のスクールバスの老朽化に伴う更新であります。

5 目国際化教育推進事業費、予算額 1,379 万 2,000 円であります。

152 ページになります。

7 節賃金のうち細節 2 の臨時職員賃金は、学習指導要領の移行期間の取組として、本年度新たに小学校の外国語活動専任の臨時職員 1 名を配置するものであります。

細節 4 の嘱託職員賃金は、中学校 5 校において英語教諭とティーム・ティーチングによる英語指導のほか、幼稚園や小学校にも訪問し、英語指導を行う嘱託職員 2 名の賃金であります。

6 目学校給食センター管理費、予算額 2 億 9,034 万 3,000 円、本目は幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの管理運営に要する費用であります。

本年度の給食数につきましては、児童・生徒、教職員を合わせて、幕別は 1 日約 2,760 食、忠類は 1 日約 240 食を見込んでおります。

7 節賃金、細節 2 の臨時職員賃金は、幕別 13 名、忠類 6 名の調理員及び幕別 1 名の事務職員の賃金、細節 4 は、幕別学校給食センターの調理員及び業務に係る嘱託職員 7 名に要する費用であります。

153 ページになります。

11 節需用費のうち、細節 4 の消耗品費には、小皿 3,000 枚の更新費用を含んでおります。

細節 60 及び細節 61 は、給食食材の購入に要する費用であります。

154 ページになります。

13 節委託料のうち細節 5 は、5 路線分の配送委託料であります。

15 節工事請負費は、忠類学校給食センターの調理室空調設備設置等に要する費用であります。

155 ページになります。

18 節備品購入費は、スチームコンベクション及び食缶等の更新に要する費用であります。

2 項小学校費、1 目学校管理費、予算額 1 億 9,366 万 8,000 円、本目は小学校 9 校の管理に要する

費用であり、本年度の児童数は、前年度より9名増の1,437名、教職員数は159名の見込みであります。

7節賃金の細節2は、町単独で任用する4校4名の学校事務補助職員賃金、細節6は、7校37名の特別支援教育支援員賃金であります。

156ページになります。

13節委託料は、小学校の管理、清掃や警備などに要する費用であります。細節3の校舎警備委託料につきましては、機械警備導入済みの6校に加えまして、新たに糠内小学校、古舞小学校及び明倫小学校の3校にも機械警備を導入するものであります。

157ページになります。

19節負担金補助及び交付金の細節5は、学校規模に応じた必要な管理費を、細節6は学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

2目教育振興費、予算額6,377万3,000円であります。

13節委託料は、小学校の体育の授業を支援するため、NPO法人幕別札内スポーツクラブに指導者の派遣を委託するものであります。

18節備品購入費の細節2は、小学校のパソコン教室のパソコン更新、ICT環境整備として、普通教室の大型モニターや実物投影機の購入に要する費用及び教職員用パソコンの更新に要する費用並びに北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し購入を進めておりました児童用コンピューター7校、148台分の償還金であります。

20節扶助費は、就学援助などに係る費用が主なものであります。本年度も引き続き、小学校に入学する予定の児童がいる世帯に対し、新入学学用品費の入学前支給を実施してまいります。

158ページになります。

3項中学校費、1目学校管理費、予算額1億3,157万6,000円、本目は中学校5校の管理に要する費用であり、本年度の生徒数は、前年度より40名増の755人、教職員数は104名の見込みであります。

7節賃金の細節2は、町単独で任用する3校3名の学校事務補助職員の賃金、細節7は、4校7名の特別支援教育支援員の賃金であります。

159ページになります。

13節委託料は、中学校の管理、清掃や警備に要する費用であります。細節3の校舎警備委託料につきましては、機械警備導入済みの4校に加えまして、新たに糠内中学校にも機械警備を導入するものであります。

160ページになります。

19節負担金補助及び交付金の細節5は学校規模に応じた必要な管理費を、細節6は学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

2目教育振興費、予算額6,481万2,000円であります。

8節報償費の細節3は、部活動などで優秀な成績をおさめ、全道、全国大会に出場する際の費用を補助するものであります。

18節備品購入費の細節2は、中学校のパソコン教室のパソコン更新、ICT環境整備として、普通教室の大型モニターやタブレットの購入に要する費用、及び教職員用のパソコン更新に要する費用、並びに北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し導入を進めておりました、生徒用コンピューター4校118台分の償還金であります。

19節負担金補助及び交付金の細節4は、義務教育期間に係る保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、引き続き中学生の修学旅行に要する費用の一部を補助するものであります。

20節扶助費は、就学援助などに係る費用が主なものであります。本年度も引き続き、中学校に入学する予定の児童がいる世帯に対し、新入学学用品費の入学前支給を実施してまいります。

161ページになります。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、予算額1,595万7,000円、本目はわかば幼稚園の管理に係る費

用であり、本年度の児童数は3歳児10人、4歳児14人、5歳児12人の合計36人となる見込みであります。

7節賃金の細節2は事務補助職員1名と代替職員3名の賃金、細節4は園長の賃金、細節6は支援員3名の賃金になります。

162 ページになります。

2目教育振興費、予算額3,386万5,000円であります。

19節負担金補助及び交付金の細節3の私立幼稚園入園料保育料補助金は、保護者の経済的負担軽減のために入園料及び保育料の一部を補助するものであります。

20節扶助費、細節1は、国の基準に基づき保育の一部を扶助するものであります。

163 ページになります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算額1,186万5,000円、本目は社会教育委員15名の報酬のほか、各種団体等の補助金などが主なものであります。

9節旅費の細節3は、中学生及び高校生の海外研修の引率者3名分の旅費であります。

11節需用費の細節50食糧費及び14節使用料及び賃借料は、埼玉県上尾市、高知県中土佐町並びに神奈川県開成町との小学生相互交流事業の受け入れに要する費用であります。

164 ページになります。

19節負担金補助及び交付金の細節8は、中学生16名、高校生2名分の海外研修参加に係る補助金であります。

2目公民館費、予算額995万3,000円、本目は糠内、駒島公民館及びまなびや相川と中里に係る管理運営費のほか、しらかば大学の運営に要する費用であります。

166 ページになります。

3目町民会館費、予算額2,539万4,000円、本目は町民会館の管理運営に要する費用であり、11節需用費、13節委託料のほか、15節工事請負費は町民会館の高圧変圧器更新に伴う工事費であります。

167 ページになります。

4目郷土館費、予算額617万7,000円、本目はふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営などに要する費用であり、7節賃金、11節需用費が主なものであります。

168 ページになります。

5目ナウマン象記念館管理費、予算額1,173万2,000円、本目はナウマン象記念館の管理運営に要する費用であり、7節の賃金及び、169ページになりますが、11節需用費が主なものであります。なお、本年度はナウマン象記念館が開館30周年となりますことから、北海道博物館との連携によります北海道の貝化石をテーマとした企画展を予定しております。

170 ページになります。

6目集団研修施設費、予算額160万円、本目は集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用であり、11節需用費が主なものであります。

171 ページになります。

7目図書館管理費、予算額4,121万6,000円、本目は本館、札内、忠類分館の管理運営に要する費用であり、7節賃金は臨時司書7名、ブックモービル運転手1名、臨時職員1名の賃金であります。

8節報償費、細節1の講師謝礼は、図書館で開催いたしますスワディ講座やお楽しみ会に係る講師謝礼であります。

172 ページになります。

15節の工事請負費の細節1は、高圧受電設備の老朽化に伴う修繕工事、細節2は、閲覧コーナー付近の照度不足を解消するための照明機器の新設及び更新工事であります。

18節備品購入費、細節1の図書資料は3,460冊、細節2のAV資料は54タイトル分の購入に要する費用であります。

19節負担金補助及び交付金の細節6は、「町民文芸誌まくべつ」の発行に係る交付金であります。

173 ページになります。

8 目百年記念ホール管理費、予算額 1 億 3,262 万 1,000 円、本目は百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

13 節委託料の細節 1 は指定管理料、15 節工事請負費は、屋上防水及び外壁塗装の改修に伴う工事費、18 節備品購入費は、百年記念ホール予約システム購入に係る北海道市町村備荒資金組合の資金の借りに伴う償還金、19 節負担金補助及び交付金は、文化協会への活動補助金及び幕別町民芸術劇場への交付金が主なものであります。

174 ページになります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、予算額 869 万 3,000 円、本目はスポーツ推進員 12 名の報酬のほか、大会参加奨励金や各種団体等の補助金が主なものであります。

8 節報償費の細節 3 は、少年団や部活動などで全道、全国への文化、スポーツ大会などに出場する際の交通費や宿泊費などの費用の一部を助成するものであります。

175 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 7 は、チャレンジデー実行委員会への補助金で、本年度は 5 月の最終水曜日になります 5 月 30 日に、秋田県仙北市との対戦を予定しております。

2 目体育施設費、予算額 1 億 3,626 万 9,000 円、本目は農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館、運動公園陸上競技場及び野球場、町民プールなどの管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、トレーニング補助員及び指導員 5 名分、パークゴルフクラブハウスのクマゲラハウス 2 名分、町民プール監視員 18 名分の賃金であります。

176 ページになります。

13 節委託料は、各体育施設の管理委託に要する費用のほか、細節 13 は、農業者トレーニングセンター改修工事に係る実施設計に要する費用であります。

177 ページになります。

15 節工事請負費の細節 1 は、札内スポーツセンターのテニスコートに係る改修工事費、細節 2 は、札内川河川緑地のテニスコートにおけるクラック補修工事に係る工事費であります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 1 点だけ質問させていただきます。

ページ数で言いますと、157 ページ、2 目の教育振興費の細節 5 スケートリンク整備交付金のところであります。

学校リンク整備につきましては、昨年の予算委員会でも、造成、維持管理に使用する機材にかかわって質問させていただきまして、状況に応じて対応していきたいという答弁をいただきました。状況の改善はあったのか、進捗状況について、また今後の整備計画や学校リンクのあり方について伺います。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの小学校のスケートリンクの整備に係る交付金についてでございます。

まず、一つ目の状況でございますけれども、現状においては、現在の各小学校がリンク造成を行っているところでありますけれども、リンク造成に当たっては、教育委員会のほうから交付金という形で、整備に係る消耗品、またリンク造成に当たっての燃料代、それと修繕また借り上げ等の部分について交付金という形で補助をさせていただいております。その中で、各学校においてリンク造成、維持管理を行っているところであります。現状においては、各学校からの要望等に対しては、教育委

員会の内部のほうでいろいろ協議をしながら対応させていただいているところでもあります。学校のリンク、散水車の更新、そういったものも含めて、学校と協議をしながら今進めている現状でございます。現状においては、各学校からは、困った要望等については、お話は伺っていないというような状況になってございます。

あと、今後のスケートリンクのあり方の部分でございますが、現状におきましては、各学校リンクということで、学校の教職員またPTAの方々にご協力をいただきながら、造成を行っている状況でございます。ただ、札内地区においては、維持管理、PTAの協力がなかなか難しい状況というようなこともお話を伺っているところでもありますので、その辺については、今後、各学校と協議をしながら、リンクの維持管理に努めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○委員長（東口隆弘） 内山委員。

○委員（内山美穂子） リンク、機材に関しては、その場その場で対応されているということなのですが、その場しのぎの対応とかではなくて、継続的に支援していけるような仕組みをつくるということも大切だと思うのですね。

学校リンクは、これまで地域の人たちの協力があって、造成から維持管理まで行ってきていました。地域の協力が得られないところは、今お話もありましたように、教職員が、造成とかがすごく大変なので、自分の乗用車で何周も何周も回って転圧して、基盤整備をしているという現状を伺っていました。そういうことはやはり教職員の負担にもなりますし、改善していかなければならないと思うのですよね。それで、維持管理に関しては、地域の人々の協力を得られたとしても、今、基盤整備に関してはなかなか難しく、学校の中には、このまま学校リンクを管理していけるのかというところで、不安する声も聞かれます。

そうしたときに、これから例えば町営リンクとか、造成委託でやっているのですが、そういう委託を含めて、基盤整備だけ、もしそれができなかつたら機材を調達する支援をするとか、そういうことができないものかどうか、お聞きしたいです。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 造成等に係る経費を町のほうでということかと思えますけれども、現在、造成に当たって、その辺については教育委員会のほうでも検討させていただいているところですが、ただ、造成する上で、こちらのほうで試算をしている中では、造成に当たっての金額がおおよそ100万円ほどかかってくるという試算をしているところでもあります。それが、各学校リンク全て、そうしたことを町内の学校リンクにおいて、それだけの金額をかけて造成をしていくかということも、今後の検討の一つということで、今、内部のほうで研究させていただいている状況です。

現状においては、町の交付金の中で、学校またPTAのご協力をいただきながら、今、行っているところでもありますので、今後については、ちょっとその辺も含めて検討させていただければと思っています。

○委員長（東口隆弘） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 交付金の中でできればいいのですが、現状としてできていないという現状があります。また、地域によって、歴史も置かれている状況も全然違うと思うのですね。教育の機会均等といった観点から考えると、どこにいても同じ教育環境を与えられなければならないと思っております。そういう観点に立って、現状における差別化というもの、ある意味なされてもいいかなと思います。あくまでも、現場の声を聞いて進めていってほしいと思います。

そういう観点から、もう一回お伺いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） リンク造成に当たって、現場の声をということでもありますけれども、我々としても、決して現場の声を聞いていないという認識はございません。しっかりと連携をしながらやっているというふうに考えておりますし、例えば機械が古くなって更新するときに、交付金を出すから勝手に探さないということではなくて、機械の導入に当たっても、我々としてもいろいろなところ

にお声をかけさせていただいて、一緒に見つげるとか、そういったこともしております。今後におきましても、幕別町のこのスケートの歴史をしっかりと引き継ぐためにも、リンク造成は重要なことだというふうに考えておりますので、学校と連携を図りながらよりよい方策を考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 内山委員。

○委員（内山美穂子） わかりました。一層ご配慮していただきたいと思います。

ことは、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」とか、「未来のオリンピック選手を育てる事業」も行いますが、現実的には、スケート少年団に入る子供たちの規模も、年々少子化の影響もありまして縮小しており、また高木姉妹が出ていたような地域のスケート大会も年々減少しているということを聞いております。そのような中で、次のスケート選手が生まれるような具体的な環境づくり、これソフト面だけではなくて、ハード面に関しても一度見直してくださるということなので、取り組んでいってほしいと思います。子供たちが町内出身のオリンピック選手の活躍を見て、自分もオリンピック選手になりたいと目標を持ったときに、まず、身近な環境で第一歩を踏み出せることが、現実的に未来につながっていくと思います。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（東口隆弘） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 関連で1個お伺いいたします。

先ほど、各学校のリンク、PTA やそういうところでありましたけれども、町営リンクについてお伺いしたいと思います。

あと、幕別に町営のリンクが2か所、運動公園と札内中学校の敷地にあるわけなのですが、ここの維持管理についてお伺いしたいと思います。特に、リンクの造成、基盤整備もそうなのですが、一日降雪が降ったときの除雪の体制がどのようになっているのか、お聞きします。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 除雪の体制につきましては、リンク造成も含めた委託先の業者さんのほうで除雪していただいております。

○委員長（東口隆弘） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 委託業者をお願いしたいところなのですが、一日降雪が降ったときに、朝にしかされていないのですよね。その後、一切されることなく、例えば昼からの授業があった場合、ものすごい雪が積もった状態でスケートをしております。これ、いつもこういう状態なのですかと言ったら、いやもう大変なのですけれども、大雪が降るのは多いところではないので、年に一、二回とかしかないのですが、そういう状態があるのですというような、現場から聞いておりますので、その改善についてぜひ考えていただきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 実際問題、大雪が降ったときに、小まめに何回もできれば一番いいのでしようけれども、どうしてもその状況状況に応じまして、朝やって、最初の開始時間に滑っていただけるような形を基本として、今までやってきている形でございますが、降り続けている場合ですとかそういう場合につきましては、どういった形で利用者のご不便かけないような形でできるのかも、ちょっと今後検討していきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） ぜひその辺を考えていただければと思います。先ほど内山委員からありましたとおり、スケートリンクの環境整備が、町ではたくさんスケート選手が生まれる中で、地盤、基盤であるリンクがなかなか進んでいないというような状況があります。除雪もそうなのですが、リンクの造成も、本町の運動公園はすごくきれいだったのですが、特に札内中学校のほうは、かなりでこぼこが見えますので、その辺の維持管理のほうもしっかりと委託業者のほうにお願いしたいところです。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 答弁はよろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方はいますか。

若山委員。

○委員（若山和幸） 174 ページ、保健体育費のことについてお伺いします。

昨年の決算の審査のときにも、私お話しさせていただいたのですが、この細節3の全道、全国大会参加奨励金の中で、先ほどの説明では少年団というようにお話でした。昨年、私質問させていただいたのですけれども、高校生に対しての全国大会に向けてはどうなのでしょうかとのお話をしたときに、ほかの市町村の様子を見て検討させていただきますというような回答がありました。ですけれども、予算書には載ってきていないということですので、その辺の内容をお聞かせいただきます。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） ただいまのご質問につきましては、十勝管内の状況をちょっと確認してみたところ、管内でも、高校生の方に対しまして全国大会ですとか助成しているところは、まだ3か所ぐらいということでございます。特に近隣の1市3町につきましては、まだそういうのを実施されている状況ではないということもあつて、今後ともちょっと状況等を確認しながら、我が町としてどういった形でできるのかということを研究していきたいと思つています。

○委員長（東口隆弘） 若山委員。

○委員（若山和幸） 皆さん、ご承知のとおり、平昌オリンピックでは、高木姉妹が大変すばらしい成績をおさめられましたけれども、どうして幕別からこんなにオリンピック選手が出るのだろうかというお話を報道にもされますが、そういうこともこれから今後のオリンピック選手、オリンピックとはいわなくても、文化的なことであつても、育てる基礎になつていくのではないかと、さすが幕別だと言われることのつ一つになるのではないかと、私は思つています。そう長い先の話ではなくて、早急に検討して、例えば、次年度から幕別は十勝中央の中でも率先してはじめましたというぐらいのふうに、私はしていつていただきたいと思つていますが、いかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 私どもといたしましても、そういう形にできるだけ努力したいと思つておりますので、委員のご意見を踏まえた上で、さらにちょっと検討させていただきたいと思つています。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方はいますか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 4点ございます。

まず、149 ページ、1 項教育総務費の2 目事務局費、小中一貫にかかわつての件になります。

いろんな場所で質問させていただいてはいるわけですが、小中一貫教育を推進していくということに対して、非常に難しい課題だというふうには認識しておりますが、やめていくについては、非常に幕別らしいすばらしいものをつくつていつていただきたいというふうには思つてはいるわけですが、新年度予算の中で、モデル校という形で進んでいくわけですが、推進に当たつて、具体的にどのように活用されていくのか、この予算を執行していくのかということ、並びに教育長の執行方針にもありましたが、「ふるさとに誇りを持つ子どもを育む一貫教育」というふうに銘打つてはいるわけですが、その部分を達成するために、どのような具体的な動きがあるのか、また、中学校の英語教育という部分もありますが、そこがどうつながつていくのか、そういうのも踏まえて質問したいというふうには思つています。

2 点目、152 ページ、同じく教育総務費の5 目国際化教育推進事業費、臨時英語指導助手ということで、今年度から新しく1 名配置するということですが、現在おられる国際交流員2 名が、幕別札内地域で1 名、忠類地域で1 名ということですが、実際の運用の仕方、その指導助手が入ることによつて、国際交流員の方と一緒に行動するような事業になるのか、また、別として、いわゆる3 名体制で

事業を全町を網羅して充実させていくのか、そういったことも踏まえて、具体的な運用方法を教えてください。

3点目、155 ページ、小学校費の1目学校管理費です。中学校費それから幼稚園のほうにも含まれるわけですが、支援員の関係になります。

こちら、人数的には変わらないということですが、まず1点目、確認ですが、打ち合わせ1時間、昨年度から確保しておりますけれども、それについて、簡単でいいのですけれども、何か現場のほうから声が上がっている部分がもしあれば、そして、新年度、それについて現状1時間確保を継続するということですが、さらに必要な時間が考えていくべきなのか、それと、その1時間の使い方なのですけれども、昨年の予算委員会の中では、柔軟に1週間の中で、15分ずつ15分ずつという中で計1時間という形でもよいというような回答がございましたけれども、そういった形で柔軟に各学校の実態に合わせて運用して可能なかどうかという確認です。

それから、これも再三話しているのですけれども、全部で7,200万円ほどの予算があるということですが、現場の声としては、これは非常に助かるということで、もちろん感謝しているということですが、一方では、この予算があるのであれば、臨時の職員ですよ、やはり担任ができる、40人学級を少し分散できる町独自の職員を配置してほしいというのが一番の願い、本音であります。そのあたり、今後に向けてということになりますけれども、どのようなお考えになるかということです。

最後、4点目になりますが、160 ページ、3項中学校費、2目教育振興費です。部活動指導員謝礼についてです。

現在のところでは、これは学校の先生、部活をされている先生へのささやかな謝礼というような形だというふうに認識しておりますが、今後、今、スポーツ庁のほうでも、大々的に報道関係でも、あるいは発表されておりますが、今後、部活動が地域に移行していくという方針については、もうこれは完全に動き出しているという動きになっています。また、2020年度には、恐らく大がかりな制度移行があるというふうにも言われております。また、地域の指導員が単独での引率も可能になるというような動きもある中、このあたりの部活動指導員の謝礼の今後の拡充も含めて、2020年というのもあつという間ですので、それこそ幕別が先立ってという部分で、何かご検討されている部分がありますでしょうか。

以上、4点です。

○委員長（東口隆弘） 審査の途中ですが、11時5分まで休憩をいたします。

10:55 休憩

11:05 再開

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それではまず、先ほどのご質問の1点目の、小中一貫教育の交付金の関係でございます。

まず、この交付金につきましては、来年度から、具体的に幕別中学校区、札内東中学校区をエリア指定をした中で、教育実践を進めていくという予定であります。ただ、他の三つのエリアについても、それぞれ活動していくということもございまして、新年度、新たに交付金という形で予算計上をさせていただいております。

この交付金については、来年度、中学校の先生が各小学校に対して乗り入れ授業を行っていくという計画でございまして、それに対する費用弁償、費用の一部負担をするということで、交通費等の費用弁償を見込んでおります。また、現在、小中一貫推進会議の委員が、平成29年度、道内視察を行っ

たところでありますけれども、これも小中一貫教育の理解を広めていただく、また理解を深めていただくという点で、各エリアにおいても視察研修を進めていただきたいということで、教職員の、教員の視察、旅費を各エリア想定し、予算計上させていただいております。

また、小中一貫に関連しては、英語の関係についても、今後、エリアを設定した中で、授業の系統表等もこれから詰めながら、エリアにおいての実践を進めていく予定となっております。

あと、小中一貫のふるさとに誇りを持つ幕別の一貫教育ということで、小中一貫の構想のタイトルを考えておりますけれども、これについては、教育目標であります「郷土を愛し自ら学び心豊かに生きる人」ということの具現化を目指すということで、小学校または中学校を一つの9年間の教育を進める上で、子供たちにふるさとに誇りを持つ教育を進めていきたいということで、構想の中ではこのテーマを上げさせていただいております。

これについては、今後、エリアまた各モデル校において、実践を進めていく中で、具体的な取組等についても、コミュニティスクールも含めた中で詰めてまいりたいというふうに考えております。

それと、質問の二つ目になりますが、国際交流の英語の臨時職員の関係でございます。

これにつきましては、現在、国際交流員ということで2名、嘱託職員という形で、先生の配置をしているところでありますけれども、平成32年の小学校においての、英語、外国語が教科化されるということに伴いまして、平成30年、31年の移行期間の対応ということで、今回、新たに臨時の英語の指導助手1名を配置するというので、賃金の予算計上をさせていただいております。

この運用方法につきましては、現在2人で各学校の対応をしているところでありますけれども、時数が増えていくということの関係で、2人では対応が間に合わないということになりますことから、今回1名を追加をするということで、それぞれに各学校を回っていただきながら、先生とティーム・ティーチングの形で進める予定としております。

次、特別支援教育支援員の関係でございます。

これについて、昨年、平成29年から、週1時間、打ち合わせの時間を導入させていただいたところでございますけれども、学校現場からの声といたしましては、非常に喜んでいただいているところでございます。小田委員がおっしゃられましたとおり、運用については、各学校においてそれぞれ決めた中で運用していただいているところであります。週1時間打ち合わせをしている学校、また毎日時間を小刻みにしながら打ち合わせしている学校とありますので、これについては、各学校それぞれの状況に応じた活用ということで、お願いをしているところでございます。これについては、引き続き30年度においても同様の対応をしてまいりたいと考えております。

それと、町単独での教員の配置ということでございますけれども、これについては、教員を配置するということとなりますと、現在の予算が小学校では5,000万円ほどとなっております。1人の職員を採用するとなると、おおよそ1,000万円程度の想定ということもございまして、現在配置している人数と今度町が採用する職員となりますと、人数的に数段、数が減るということもありまして、学校現場としては、担任をできる先生というのが理想なのかもしれませんが、ただ、支援員のこの数が逆に学校で減ってしまうということも、学校現場でも非常に困るというようなこともありますので、この分については、この職員の配置については、現状では、教育委員会のほうでは考えているところではございませんけれども、この辺も含めて学校現場と協議をしながら、よりよい形を探ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に、部活動の関係でございますけれども、部活動の指導者の奨励金でございます。

これにつきましては、委員がおっしゃられましたように、現在、部活を指導している先生に、謝礼ということで支出をさせていただいているところでありますけれども、国のほうにおいても、現在、新たに先生にかかわって部活の指導また引率ができる体制づくりということで、今、国のほうから示されてきているところでございます。教育委員会においても、現在、各中学校に対しまして、具体的にどのような部活の指導者が不足しているのか、また、こういった指導者が要望としてあるのかということについて、今、調査をさせていただいております。これらを踏まえながら、また、国からの補助

制度等も、今、検討されているところでありますので、これらを注視しながら、教育委員会としては、外部指導者の活用も含めた中で、検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○委員長（東口隆弘） 小田委員。

○委員（小田新紀） 1点目の小中一貫交付金にかかわってですが、中学校から小学校の先生の乗り入れという部分が、盛んに今年度も含めて行われておりますが、いわゆる、ふるさとに誇りを持って子供を育む小中一貫、幕別のということで具現化するということですが、そのあたりが現場の中でなかなか浸透していないと。そういった、イメージとしては郷土教育なのかなと、それだけを聞くと郷土教育を充実させるのかなというふうには思われる部分があるわけですが、英語教育で関連してというようなことで、それがどうつながってくるのか、そのあたりがなかなか理解しづらいということで、私も理解できないのですけれども、現場の先生たちもよくわからないというような声も多く聞いております。

現在、今までやっているところ、まあまあこれからの話なのであれですけれども、現在やっているのは、小中一貫というよりは、どちらかという小中連携というところにまだとどまっているのかなというふうには認識しているわけですが、そういったことを踏まえて、本当に一貫教育を、さらにコミュニティスクールということを含めて考えていくと、教育課程のしっかりとした見直しであったりとか、そもそも理念の共有という部分がまだ十分されていないのではないのかな、そういうところに力を入れていくことのほうが、先ではないかなというふうを考えて、研修や講演会も企画されているということですが、そういったことも踏まえて、その部分の、まず先生たち、地域の共通の思いということ、地域説明会もこれから開かれるということですが、そういったところでの丁寧な説明であったりとか、いろんな意見を聞くということが大事になってくるのではないかなというふうに考えます。

また、これも再三申し上げておりますが、コミュニティスクールに関して言えば、本当に、教育委員会云々ということではなくて、町を挙げてということで、大きな、地域を変えていくというような取組の動きですので、そのあたりが、町職員の皆さんも含めてどこまで浸透しているかということも、まだまだ見えてこないという部分がございますので、そのあたりどのようにお考えになるのか、再度お伺いしたいと思います。

それから、臨時英語指導助手の件ですけれども、運用の仕方についてはわかりました。1点だけ確認で、助手の資格に関して、もちろん英語という部分が限定されているわけですが、教員資格ということも含めて、それから、学校での何か指導するに当たっての制限があるのかどうかということですね。中心になって指導してはいけないとか、していいとか、あるいは、担任は持てないと思えますけれども、そういった部分で、何か制限があるのかどうかということだけ確認させてください。

それから、3点目、支援に関しては、今後も町のほうで検討していくということですが、当然、限られた予算の中であるわけですので、今の支援員プラス臨時職員というふうにはなかなか厳しいというのは承知しております。現場の中では、いろんな声はあると思います。あると思いますが、支援員の方が多少減ってでも、臨時職員でも1人担任ができる先生が配置してくれたほうがありがたいという声もあります。そういった声も、いろんなことを含めて、また1年間運用する中で検討していただければというふうに思っております。

4点目の部活動謝礼についても、いろんな調査の中で、外部指導者を、では誰でもできるかといえ、やはりその部活動の時間に自由に動ける人ということが限定されるわけですし、やってくれるなら誰でもいいというわけにも、またそもそもいけないということであると思います。その人選ということも含めますし、それから、そういったことをやるということに関しては、やっぱりお金がついてこない、ただのボランティアではなかなかできないということでのアンケートというの、上がっておりますので、やはり、その辺の予算の充実という部分が、今後、検討が必要かなというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 先ほどの小中一貫の関係については、今後、地域において、今、本町地区、札内、忠類ということで、3会場で今月末に地域説明会を予定させていただいているところです。その中では、教育委員会から、小中一貫の考え方、進め方等も説明をさせていただきながら、各エリアで現在進めている状況、また今後の予定等も各学校のほうから説明をさせていただき予定となっておりますので、この辺についても、コミュニティスクールも含めた中で、丁寧な説明に努めていきたいというふうに考えております。

学校の先生、学校現場等へも、まだまだ周知不足でないかということでございますので、この点についても、各エリアを通じながら、教育委員会としても、しっかりと理解していただけるような説明をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、臨時職員の英語指導助手についてでありますけれども、英語指導助手につきましては、現在、国際交流員の2名がおりますので、基本的にはこの方々と同じような考えでございます。外国人の方を1人、助手ということで採用する予定となっております。その中で、各学校へ出向いていただきながら、担任の先生とティーム・ティーチングの形をとりながら指導していただくということで考えているところです。

それと、最後、部活動の関係でございますけれども、これも小田委員が言われたように、人選、またお金の面についても、当然、各学校、子供たちを指導するというので、どなたでもいいというようなことにはならないかと思っておりますので、これについても、今後、十分検討しながら、またその中で、この指導にかかわる報酬等も、どれぐらいが適当なのかということも、管内状況また先進自治体の状況を見ながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 小田委員。

○委員（小田新紀） 2点のみ、最後に。

小中一貫の件ですが、本当にコミュニティスクールを含めて、先ほども申し上げましたとおり、かなり大きなことをこれからしようということで、ぜひいいものをつくって行って本当にほしいという思いがあるのですけれども、個人的な見解でいうと、その割には予算が全然足りないというふうな思いもあります。もっともっと予算をかけていい事業ではないかなというふうに思いますので、長い時間をかけていい事業だというふうに思いますので、慌てないで焦らないで、じっくり丁寧にやっていただきたいということを求めたいと思います。

部活動の謝礼ですが、先進事例はほぼないですので、これに関しては、幕別が先進事例になれるように、研究を進め、先んじて進めていける幕別になっていただきたいというふうに求めて終わりたいと思います。

（関連の声あり）

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 部活動にかかわってなのですけれども、指導員を配置されて、大きく2020年から変わっていくということは、今、小田委員の質問の中にあっただころなのですけれども、具体的な改革の一つとして、教員に対する部活の負担増もあるのですけれども、子供たちに対する負担増もあるということで、部活のお休みの日、定期的な休みの日を設けていくべきだというふうな、北海道教育委員会の指針も出されているところです。本年度予算の中で、幕別町としては、この件についてはどんなふうに位置付けて取組をされようとしているのか伺います。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 部活動の休養日の関係でございます。

これにつきましては、国や道のほうからも、週1日は部活動を休養するよというふうなことで、現在、通達、通知が来ているところでもありますけれども、これについては、町内、中学校、各学校において、週1回の部活動のお休みということで、今、各学校においては、その取組をしているところです。休養日等の関係についても、いろいろとそういった通知は来ているところなのですが、各競技種目によっては、各種大会が組まれているというふうなことから、なかなか各種競技団体との協議が

まだまだ進んでいないというようなこともありますので、これについても、今後、道教委を含めた中で、また管内の町村の連携を図りながら、子供たちが休養をしっかりとれるような形で進めていけるような部分について、今後、動きを見ながら、教育委員会としても対応していきたいと考えてございます。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、その休養日を設けるという点での議論が開始されているという押さえでよろしいのでしょうか。それとも、実際に、もう毎週1回は休むというふうにしましたよということなののでしょうか。その上で、クラブ活動のいわゆる大会が重なるとかいろんなことが出てきて、現実的には、完全に週1回休めるというふうにならないのかなというふうに、今の課長のお答えの中で受けとめたのですけれども、それは、例えばそういうふうになった場合には、別の日に休養日が設けられるというような形で、実際、保証されていくのでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 町内の中学校においては、基本的に週1日は部活動休養日ということで設定をさせていただいています。ただ、大会等が重なった場合、土曜日曜に重なるということもありますので、学校においては月曜日を休みにしたりというような対応をとった中で、確実に週に1回は、子供たちは部活を休める体制づくりをとっているところです。管内の教委連等を通じて、現在、各種競技団体との調整は今後行われていくものというようなお話を伺っております。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） このことが完全実施をしていくということになれば、まずは、指導される先生方、先生方は、今もありましたけれども、一番ご自身が多忙な中で指導されているわけですから、その面での理解は進むのだろうというふうに思うのですけれども、やはり何回もやりとりしてきた経過がありますけれども、実際に中体連であるとか、あるいはいろいろな体育協会との関連、それからPTAの関連ということになれば、そういったところを含めての理解を促進させて、完全に休みにしていくということが望まれると思うのですけれども、そういうことは実際取り組まれているのかということと、なぜ週1回休まなければならないかというのは、医学的な見地から見ても、そういった子供の体を見たときに、お休みをきちっととったことのほうが、より次に向けての力が備わっていくということも含めて、大変適切であるというようなことが言われています。そういったことも含めて徹底されているのか、さらにもう一つ、スポーツドクターのあり方などについても提言がありますよね。こんなことなども、活用の議論がなされているのか伺います。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 部活の休養日の観点については、当然いろいろな面から、子供たちへの悪影響等も含めた中でいろいろな通知等が来ているところであります。これらの中で、教育委員会のほうでも、各学校には、当然、子供たちの健康に配慮した中で部活動を行っていただきたいということをお願いをしているところです。その中で、各学校においては、最低、週に1回は休養日を設けていただくと。また、テスト期間等は部活を行わないで勉強の時間に充てていただくということで、これら、十分子供たちの健康に配慮した中で対応をしていただきたいということで、お願いをしてきているところでございます。

最後のスポーツドクターの関係については、現状においてはいろいろ言われておりますけれども、教育委員会のほうとしては、まだ検討はしていない状況にございます。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 改善の方向に向かわれているということでもありますから、それが効果が発揮されるように期待をするところです。まだまだ細かな抜本的な改定というのが、これから入ってくると思いますので、スポーツドクターの派遣などは、一つの学校ということでは当然難しいことでもありますから、全学校連携する中で、有効性も確認をした上での活用が大事かと思うのですよね。そういったことも含めて、このクラブ活動のあり方については、今後も改善に向けてしっかりと取り組んでい

ただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方はいませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） それでは、ページ数で 153 ページ、6 目学校給食センター管理費、11 節の 61 地場産食材料費 444 万円ということで、ここに予算計上されているわけでありませけれども、これ、前から地元のバレイショ、タマネギ等々の給食材料への地場産の使用という観点からありまして、近年におきましては、地場産の幕別町産のお米ということで、お米を地元でもつくっているのだということ、食育の一環として取り上げていただいています。幕別町も、そういう中においては、農産物の、幕別町の特産として、今度もありますけれども、ユリ根とか春にはニラですとか、本当に十勝管内でも少ない貴重な産地を保有している場面もございます。今後これについて拡大をされていくのか、そういう中で地元の特産品の PR 等々も、子どもさんを介して父兄の方々、広く町民へという段取りを、まだこれは予算がかかることで、費用がかかることでありますけれども、そういうツールの一環としてはどうなのかという点と。

もう一点が、175 ページの 2 目体育施設費の関係で、体育施設のプールの関係でございます。

これはちょっと費用的に載っていないのですけれども、札内東町民プール、これについては、去年、おとし、議会でも、議員会の視察の中で、札内の 3 プールを見学させていただいたわけでありませけれども、その中におきまして、東のプールが非常に一番老朽化しているということで、今後のプール問題というものはまた別といたしまして、あそこのトイレと更衣室が、非常にプール本体以上に老朽化をしていて、非常にこれはちょっと子供たちとしても不便ではないのかなという気がしております。この点につきましては、仮設のトイレですとか、今では仮設のものもあると思いますので、仮設のトイレ、仮設のプレハブ等の中で、更衣室、トイレ等が設置されて、もう若干、環境のいい場所で、夏のプール等々を進めていってあげたらいいのではないかなというふうに思うわけなのですけれども、そういう処置がされているのかどうかという点について、この 2 点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮田 哲） 今のご質問でございます。

地場産の作物の活用状況についてでございますが、野菜につきましては、委員おっしゃるように、ジャガイモにつきましては、農協さんのご協力をいただきまして、年間 100% 町内産を利用させていただいております。28 年からになります。お米につきましては、猿別の 3 農家の方のご協力をいただきまして、収穫したお米の一部を給食に活用させていただいている現状でございます。それに伴いまして、今年度につきましては、「まくべつのおもひ給食」ということで、カレーとサラダのほうを提供させていただいたのですが、その中の使っている食材を全て幕別産で賄ったという事業を行っております。そういったことで、チラシを配りまして、より地元の食材を感じていただけるような給食の提供を行っているところでございます。

こちらにつきましては、委員おっしゃるように、ユリ根につきましても、忠類の給食センターのほうで年間 1 回か 2 回ぐらい使わせていただいている現状でございます。あと、町内産でいいますと、アスパラガスも給食で活用させていただいております。あと、町内農家の方でリーキを使っている農家さんがいらっしゃいますので、リーキにつきましても、町内産を使わせていただいているという現状でございます。そういった中で、給食だより等も通じまして、地場産の食材につきましては、こういったものを使っているということですか、食育の授業につきましても、町内産の食材を使っているところを、広く子供たちに理解をしていただいて、より地元を感じていただけるような給食の提供を、今後とも考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 札内東町民プールのご質問の件でございますが、委員のおっしゃるとおり、建設から既に 50 年経過しております、老朽化が著しい施設でございます。私どもといたしましても、オープンに合わせまして、現状をしっかりと把握しまして、こういった形がいいのか、修繕する

ものはして、なるべく利用者の方にご不便をかけない形での対応を検討していきたいと思っております。オープンに合わせまして、最低限のことはちょっと対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 小川委員。

○委員（小川純文） まず、給食のほうでございますけれども、本当にもう何年も続いてやっているわけでありまして、本当にお米のほうにつきましても、町長もみずから行って学校のほうに訪問されて、子供たちと一緒に食べている写真を、報道でも出していただきまして、本当に幕別で主食をつくっているということが、これは子供たちも驚いたというようなお話も聞いております。十勝管内でも唯一残っている幕別町の主食である米づくりという、学校では途別小学校がやられていますけれども、そういうものを違う学校でも共有する中においても、こういう取組というのは必要でないのかなど。また、それが縁で、帯広の会社のほうでは、幕別のプライベート幕別産米というのも今つくっていただいていますし、それを使った甘酒というのものも、商品開発をして取り組まれていると。やっぱり、これは行政でありますから、そこまでとんとんとはいかないにしても、やっぱりそういう特産品の発展という中においては、先ほど忠類でもユリ根を使っていると。これもやっぱりできれば、お金がかかることではありますけれども、本町のほうの給食センターでもできれば取り組んでいただきたい。

また、特に秋はそういうもので、収穫の実りというのが多いわけですが、春においては、これからは商工会中心に、ニラとユリということで今月も開催されるようではございますけれども、給食の中においても、春はニラだとか、先ほどありましたアスパラだとか、やっぱり幕別が割かし十勝管内でも多く産品を出しているところがございますので、やっぱりそういう中での地場産品のPR等含めて、小さいうちから子供たちにも地元のよさというのを知ってもらうことも大事でないかなと思っておりますので、より一層内容を詰めながら、今後取り組んでいただきたいなというふうに、取組をお願いしたいと思いますし、プールの関係につきまして、プールは特に暖かい時期なので、トイレ等も換気をよくしてあげないと、いろいろな問題も出てくると思っておりますし、やっぱり子供たちですので、更衣室もやっぱりある程度のものにしてあげないと、ちょっとほかのプールとの差が大きいかなと思っておりますので、これから現場をよく点検をしていただいて、シーズンに間に合うような対応をおとりいただければ、子供たちにもいいことになるのではないかなと思っておりますので、再度、そこら辺の考えをお聞かせいただければ、お願いします。

○委員長（東口隆弘） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 1点目の学校給食であります。今、給食センター所長から答弁させていただきましたとおり、さまざまな町の特産物を使った給食を提供しております。またさらには、今、JAの青年部の方にもご協力をいただきまして、実際に食育ということで、畑のほうに子供たちが行って、現場を見せてもらって、どういうふうに作物が育っているのかとかいうことを、教えていただいているということもありますので、今後におきましても、さらにそういったことを継続するとともに、できる限り拡充できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、2点目のプールであります。本当に大変申しわけございません。我々も老朽化しているという認識は持っておりますので、利用される方がご不便を生じないように、できる限りのことはやっ
てまいりたいというふうに思っております。

また、小川委員からご提案のありました仮設についても、今回、予算の中には出ておりませんが、どういった方向がいいのかわかりませんが、できる限りご不便をおかけしないように、そういったご提案も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） まず、168 ページ、5目ナウマン象記念館管理費、次に、170 ページ、6目集団研

修施設費、2点についてお尋ねいたします。

まず、5目ナウマン象記念館管理費でございます。

今回、30周年記念といたしまして、ナウマン象記念館において、北海道の貝化石展、北海道という島の成り立ちについて予算がついてございます。実は、ナウマン象の化石に関しては、昭和44年7月に、この晩成地区で道路工事中に、高校生が、偶然、教科書に載っていた化石と何か似ているという感じで、偶然的に発見された。それから、翌年、本格調査が始まりまして、京都大学の亀井教授と忠類の地域に入りまして発掘調査が始まったわけでございます。それからちょうど来年で50周年という節目になるわけでございます。50周年というと本当に節目の年でございますけれども、今回、予算化されたのは30周年で、記念館というところでございますけれども、翌年50周年を控えて、前年に30周年というところでもよろしいかと思うのですけれども、30周年を含めて、ナウマン象発掘50周年もあわせて考えることはできないかと、そういう思いでございます。パークゴルフとナウマン象の町として、幕別、平成18年に合併して、パークゴルフとナウマン象というところで名を売っているところでございますし、パークゴルフに関しては、30周年というところで大規模にイベントを企画していた部分もございます。その辺のことでお聞きしたいと思います。

次に、6目の集団研修施設費でございますけれども、利用実績、実態、それから利用促進のための方策というか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

以上2点でございます。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） まず、ご質問の1点目でございます。

開館30周年と発掘50周年をあわせた考えはということでございますが、教育委員会といたしましては、あくまで開館30周年と発掘50周年をあわせたという形では、現状としては考えておりません。

2点目の、こまはたについてでございます。

こまはたの利用状況でございます。平成29年度におきましては、50団体、利用者数といたしましては2,706人の利用でございます。利用促進につきましては、ホームページ等では周知してございますが、特段これといった形の特別の企画ということはしておりません。ただ、ホームページ等をごらんになっていただいた方とか、町外の方でもホームページ等をごらんいただいて、利用の申し込みは来ている現状でございます。

○委員長（東口隆弘） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 今、急に言ったことですから、30周年と50周年というのはお答えできないと思いますけれども、30周年のことは頭にあって、50周年はあまり考えていなかったということなのかなという、実際的にそう考えるのですけれども、その点をお聞かせ願いたい。

こまはたの集団施設においては2,700人というところで、利用されているのだなど。ただ、今回、合宿誘致という形で予算をとってございますけれども、その辺の絡みと、このこまはたの施設を関連して考えることができないのか。去年、おととしと、実は事業としてESEキャンプということで、平成28年では15万円、去年が23万8,000円という予算をつけて事業を行ってございますけれども、本年度はこのESEキャンプ、エンジョイ・スピーキング・イングリッシュという中学生を対象にした合宿を行っているわけでございますけれども、事業なぜこれ中止になったのか、先ほど教育関係でも、小学校英語というところで、32年から小学校英語が科目になっていくということを踏まえると、これ事業がなぜなくなったかというのが、ちょっと合点がいかないわけなのです。その辺を含めてお答え願います。

○委員長（東口隆弘） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ご質問の1点目でございます。

ナウマン象記念館の関係で、30年度が開館30周年、さらには翌年が発掘50周年に当たるということで、我々、当然そういったことは認識しておりまして、新年度につきましては、まずは30周年の企画展を行いますけれども、また50周年に向けては、新たに、どういった組み立てになるかは現状では

申し上げられませんけれども、さらにナウマン象記念館を広く発信できるような企画を考えてまいりたいというふうに考えております。

それと、2点目の集団研修施設こまはたの合宿でありますけれども、今回、地方創生のほう、総務費のほうで予算計上させていただいております合宿につきましては、大学の野球部を想定しております、それは町内の宿泊施設ということで、今、調整を進めておりますけれども、現状、こまはたにおきましても、28年の実績で申し上げますと、スポーツ合宿では9団体、552の方が利用いただいているということもありますし、また、吹奏楽ですとかそういった方も利用されております。ですから、まだまだ周知、PRが足りないというふうに我々も反省しておりますので、これからもさらに周知を図って、利用の促進に努めてまいりたいというふうに思っております。しかしながら、あそこも立派な野球場があるわけではありませんので、種目としては限られるところではありますけれども、できる限り多くの方に利用いただきたいというふうに考えております。

また、3点目のESEキャンプであります、これも平成27年から実施をして、本年度予算計上させていただいてはおりませんけれども、実際にこれ1泊2日でやっております、なかなか今のお子さんは、1泊2日、時間をとる方が少なく、正直申し上げますと、参加する方がいなかったということで、周知には努めてはいたのですがけれども、なかなか人が集まらなくて、やむを得ず中止せざるを得なかったというところでございます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 1点目の50周年に向けてということは、承知いたしました。今回、30周年をやるに当たっても、来年50周年ということも含めてPRということも実施されることを希望したいと思いますし、それによって、さらに50周年がより周知されるという意味もございまして、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の集団施設こまはたのほうでございまして、合宿に使うには、部長の答弁ございましたとおり、野球にはちょっと向かないと、限られてくるのかなという感じはしてございます。ただ、夏場、私ちょうど忠類から幕大線を通って来るのですけれども、昔、小学校としての野球場というところがございまして、管理がちょっとなかなか行き届いていないのかなと。というのは、やっぱり草が生えている状態がちょっと見受けられます。その辺の管理について、やはりもうちょっと環境整備について力を入れていただきたいと思います。

3点目の英語については、せっかくいい合宿で、これから英語力を高めていくためにもいい事業だなというふうは思うのですけれども、また再考していただいて、やっぱり委員会として参加されるように、より一層考えていただければと思います。

以上で、答弁はよろしいです。

○委員長（東口隆弘） ほかに質問は。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点お伺ひいたします。

157ページ、2目教育振興費、18節備品購入費、細節3の学校図書、同じく160ページ、2目教育振興費、18節備品購入費、細節3の学校図書、小学校と中学校の学校図書についてお伺ひいたします。

毎年聞いていることなのですが、平成28年度の決算資料で、幕別町における小学校9校、中学校5校は、国が定める図書標準に対して91%の達成率となっております。毎年上昇傾向にはあるのですが、1%前後のペースで行きますと、達成率100%まで10年近くかかろうかと思っております。少子高齢化の問題で、もしかして途中で達成するということが考えられますが、今年度の学校図書の予算、小学校、中学校で幾ら計上されたのかお伺ひいたします。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 学校図書の予算の関係でございまして、備品購入に当たりまして、今年度の予算につきましては、小学校費が400万円、中学校費が190万円という予算計上を考えてお

ります。整備に当たりましては、国が定めます学校図書標準、これをもとに普通学級、特学という学級数を基準にした標準冊数をもとに、今、整備を進めております。現状におきましては、何とか教育委員会のほうでも、各学校 100%を目指してまいりたいというふうに考えているところでありまして、この予算に当たりましては、限られた予算の中でということもございまして、今後においては極力早い時期に 100%になるよう、現状では、各学校の状況を見ながら予算配分を考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 達成率、先ほどお話がありました、特に札内地域の小学校、中学校の達成率が低い状況にあります。クラス数が多いというような状況もありますが、ともに 80%台となっています。やはり予算の増額を考えるべきというのが、私の意見です。今年、議会初日の教育行政執行方針で、今年度から 5 か年で「第 3 期幕別町子どもの読書活動推進計画」をもって、読書環境の整備を進めるとありました。やはり、子供たちにとって一番身近な学校図書が充実しないで、学校図書環境が整うかという思いがあります。やはり、子供たちが学校図書から始まり、足を伸ばして公共の図書館へ向かうのではないのでしょうか。やはり学校図書に力を入れるべきと考えますが、教育委員会はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 荒委員おっしゃられるとおり、子供たちの読書をする習慣づくりだった環境、これについては当然、子供たちの基礎学力の向上にもつながるものというふうに考えておりますことから、当然、学校図書館の整備に当たっては、図書の蔵書については充実してまいりたいというふうに考えております。ただ、この図書標準の算定に当たっては、学級数をもとにするということがございまして、毎年毎年、学級数、普通学級、特別支援学級、この変動によって、若干基準が動く点がございまして、現在、札内のエリアの小学校においては、若干、毎年変動しながら 90%、80%というような状況にもありますので、これについても、状況を踏まえながら、予算の配分に当たっては、教育委員会としては検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） ぜひ、前向きに検討していただきたいところでありまして、特に、学習指導要領が改訂されることになりまして、みずから考えて、そこから集団議論をもって解決の力ということが訴えられております。やはり、学校図書の役割は大変今後さらに重要になってまいりますので、早期の充足率、さらには、一昨日、一般質問でありましたとおり、廃棄の問題もあります。ここの問題がしっかりと環境整備が進むと、さらに達成率が下がってくるというようなこともあります。達成率の問題でも、やはり改訂版が入って、役目を終えた本が、そのまま学校図書館に積み重なっている状態があります。その状態でも、やはり充足率には含まれるというようなこともありますので、やはりその整備が進めば、さらに達成率が下がってきていくというようなことも考えられます。やはり公共図書館のサポートも欠かせませんので、ぜひその辺の取組について前向きに考えていただきたいと思っております。

○委員長（東口隆弘） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） さきの内山議員への一般質問の中でも、教育長から答弁させていただきましたけれども、平成 30 年度から「第 3 期幕別町子どもの読書活動推進計画」もスタートいたします。学校図書館におきましても、町の図書館とのさらに連携を深めながら、より充実してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 審査の途中ですが、13 時まで休憩をいたします。

12 : 01 休憩

13 : 00 再開

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

はじめに、きのうの委員会で、中橋委員から非正規職員の人数等に関する資料請求がありました。

理事者側から資料の提出があり、お配りをいたしておりますので、報告をいたします。

それから、委員長からのお願いをいたします。

質問者並びに答弁者は、簡潔にお願いをいたします。

それでは、質疑に入ります。

質問のある方。

中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、3点にわたって質問をさせていただきます。

ページ数、150ないし151。

教育総務費の15節工事請負費、細節3南小学校増築工事、資料では、2,972万1,000円が計上されております。このことにつきましては、たしか特別支援室を新たに設置する、普通教室が足りなくなったことによるという説明であったと思います。特別支援室を、あそこに設置したのはいつだったのでしょうか。比較的短い期間に再改修が行われる印象を受けるのですけれども、いかがでしょうか。

それと、156ページ、同じく159ページにもかかわりますが、13節の委託費、今回新たに追加されました学校校舎機械警備にかかわる予算、156ページでは、昨年よりも1,946万円、そして159ページにおいては1,749万円と、それぞれ約4,000万円近い増額となっております。

私は、このことにつきましては、教育長の行政執行方針の中で、学校における働き方改革という発言がございまして、その中で改革の一環としてのメニューで、一つには校舎警備業務の全校委託と、もう一つには学校閉庁日を設けるという関連の予算であると思います。

したがって、この学校警備を機械化することによって、どれだけ教員の負担が減っていくのか、閉庁日についても関連して、どういうふう to 実施されていくのか。これは長期のお休み、長期休業期間中の閉庁ということでありましたから、夏休み、冬休みのことではないかと思うのですけれども、どんなふう to 実施されていくのか、働き方改革にどうつながるのか、伺いたいと思います。

最後であります、167ページの郷土資料館にかかわりまして、8節の報償費、郷土文化研究員謝礼、それから特別相談員謝礼ということが、昨年と同額の予算が計上されております。

主にふるさと館にかかわる資料の整理等をやっていたかというような昨年の説明でありましたけれども、1年間でどのぐらい進むことができ、今年度の整理についてはどこまで進められるのか、それとあわせて、これも教育行政方針の中でお話しされているのですけれども、こういった郷土館等の今後のあり方について計画を持っていくのだというお話もされました。その中身についてもお示しいただきたい、このように思います。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） まず、ご質問の一つ目の南小学校の増築の工事の関係でございます。

今回の予算計上させていただいておりますのは、現在、校舎内において、普通教室を特別支援学級の教室として使わせていただいている部分について、今回、新入生が増加するというので、その分の教室を普通教室に戻しまして、現状では特別支援学級の生徒が増加傾向にあるということで、特別支援棟に新たに二つの教室を増築するというものであります。

前回、特別支援棟増築、新たに建設をしているのが平成24年ということでございまして、これについても当初見込んでいた数字よりも、年々支援学級の生徒が増加しているということで、今回、今後も増加していく傾向にあるという判断で、今回、支援棟を増築したということでございます。

それと、次の校舎警備の関係でございます。

校舎警備の委託料につきましては、今回、小規模、糠内小学校、古舞小学校、明倫小学校、そして糠内中学校の小中学校合わせて4校を新たに機械警備の導入をするというものであります。これについては、現在、他の学校においては機械警備を導入しているというような状況もありまして、先ほど働き方改革の部分で、町ができる支援の一つとして、この機械警備を導入することによって、現在、

各学校においては土日、祝日なども含めて、管理職が校内の巡視を行っている現状があります。そういった部分を解消するためにも、今回、機械警備を入れることによって、そういった管理職の巡視を廃止していきたいということで、今回導入をするものであります。

また、教育長の執行方針の中にもありました学校閉庁日については、ことしの、平成 29 年度のお正月休みから新たに導入をしていますけれども、長期休業中の学校閉庁日において、学校の日誌の記載の不要ですとか、学校を休みやすくということで考えております。

今回、夏休みの長期休業中のお盆の前後を今想定しておりますけれども、この辺の期間において、学校閉庁日ということで、3日程度を想定した中で可能な限り、学校の先生方にお休みをとっていただくということで、お願いしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 私のほうから、郷土館費のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、郷土文化研究員につきましては、資料の整理の進みぐあいということでございますが、研究員さんにつきましては、月 12 日ほど、ふるさと館のほうに来ていただきまして、資料整理等を行っていただいております。資料整理につきましては、蝦夷文化考古館の資料、まだかなり箱に積まれて保存されているものがかなりの量ありまして、これは一概にいつまでにするという内容のものではございませんので、引き続き資料の整理・分析について行っていただいております。

また、特別相談員につきましては、年に 2 回ほど、こちらのほうにおいでいただきまして、その資料の整理の状況ですとか確認していただいて、ご指導をいただいております。

それと、新資料館の関係でございますが、現状といたしましては、基本構想案をかためるという前提ではおりますが、その前提として、現在、ふるさと館にあります資料ですとか、展示の必要があるものとか、展示まではいかなくても保存をしておかなくてはいけないもの、また展示も保存も必要なものをきちっと整理、まずするものをしてからということで、その後、実際、展示スペースどれぐらい正確に必要なようになってくるかとか、その辺のことを前提といたしまして、今、再度、資料の展示品につきましても、資料の整理を行っている状況でございます。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、最初に南小学校の改修のことですけれども、平成 24 年に今の特別支援のための、これは増築というよりは改修、プレールームなどもなくして、そして教室をつくる。増築もしましたね、中庭のスペースを狭くしたりというようなことがあって。それで、確かに特別支援の児童は増えているということで、対策を講じていくというのは非常に大事なことだと思います。

同時に、それに伴う施設をどんなふうに設置し、将来等も含めて役割を果たせるようにしていくのか、全体の改築計画なども見据えた中でやっていくことが大事だと思うのですよ。

恐らく、その平成 24 年にどれだけの投資だったか、今回と変わらなかったのか、もっとあったのかというふうに思うのですけれども、5 年間ぐらいの間で何千万円の投資をしてやったけれども、やっぱり足りなくてまた投資をするよと、ちょっと要約して言ってしまうけれども、そんな印象を受けます。

したがって、もっと計画的な、今までのことは、それはよしとして、これからのについては、南小も決して新しい学校ではありません。ただ、ほかの学校に比べたら、古いところでは糠内の学校ですとか、古いところありますから、そんなことを考えると、決して今すぐ手をかけなければならない、新しくしなければならないということではないとは思いますが、しかし、この間、公共施設の管理計画などで打ち出されていたものを見れば、幕別町の学校校舎、体育館、プール含めて、相当な長期の計画を持って順次改修に入っていかなければならないというふうに思います。

そういう計画を持ちながら、こういった一部分の増築などというのも整合性を持たせながらやっていくことが、生徒に対する負担、工事期間中それなりの負担があるわけですから、生徒に対する負担だとか、財政面からいっても整理してやっていく必要があるのではないかと。

つまり、先に学校改修の長期計画を持つべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

教職員の働き方改革のことであります。

管理職の先生、校長先生ということですが、小規模校では土日頑張っておられたのですね。こういったことも軽減されるのは、やっぱり大事なことだと思います。ただ、働き方改革という中で位置付けられた政策だったものですから、教職員全体の、80 時間を超えるのが幕別町の中学校全体でも 5 割を超えているという実態などを見たときに、そこに少しでも解決につながる政策があったらいいなというふうに思っております。なかなか、そこまではしていないのではないかとこのように思っています。

それで、といいますのは、学校の先生方の定員というのは、このところずっと変わっていないのですけれども、授業時間というのはものすごい増えていまして、先日発表されておりました文科省の授業時間数というのも、2008 年、10 年前、それから 2016 年比較いたしますと、2008 年が 5,645 時間、2016 年が 5,785 時間、つまりここで 140 時間授業数が増えているのですよね。もっと前から比べると、250 時間ぐらい増えているのですけれども。こんなふうになってきているのは、もちろんもう委員会のほうでご承知されているというのは、もう理解しながらお尋ねするのですけれども、こういったところに対する改革の手だてになるようなことはお考えなのかどうか。

それともう一つは、学校閉庁日がその一つだとは思いますが、今までお正月も出勤だったのですか。これもちょっと驚き、3 日間、正月三が日というのは誰でも休んで、それからと思っていたのですけれども、認識を新たにします。この三が日というのは、もう当然、日本の文化からしても、家族そろって新しい年を迎えるということだったので、先生方がここも出勤だったということには驚きです。改善されるということですから、期待いたしますけれども。お盆というのは、ことしから実施される予定なのかどうか。

抜本的な働き方改革というふうになれば、さらに、先ほどもありましたけれども、やっぱり教員の仕事の量を減らすこと、お休み増えても職員の仕事が変わらなと、結局持ち帰り残業とかということになるのではないかと心配するのですよ。その辺は、どんなふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

それと、資料館のほうであります、資料の整理は限りあるものではないというふうに思います。

一番心配するのは、建て替えに伴って貴重な資料が本当に移されて、さらに町民の皆さんに役に立っていただくということが大事なのだと思うのですよね。

ですから、その点を考えれば、ある程度年数かかっていくこともやむを得ないのだろうなというふうに思いますけれども、しかし、このふるさと館を含めての郷土館の再編計画というお話も随分前から出てきております。

それで、この間の教育長の行政執行では、この郷土文化資料館については、整備等基本構想を策定に向けての研究に入りますということですから、これいつ策定になるのかなと正直思いました。急ぎなさいということではなくて、必要な時間をとりながらも、しかしきちっと目標を決めて、財政的なこともありますから、計画を持つということが大事だと思うのですけれども、研究に研究に研究にとやっているような気がいたしまして、その点でのお考えも伺いと思います。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） まず、改築の関係で、全体的な計画についてということですが、これについては、平成 28 年に町全体の整備計画が策定をされましたことから、教育委員会においては、現在、内部においていろいろと調査・研究を行って検討しているところでございます。

今、文科省のほうから、平成 32 年度までに各施設の個別計画を策定しなければ、要は補助事業等に乘っていきませんよということを示されております。

このことから、教育委員会においては、それまでに各学校の状況等も踏まえながら全体の順序、改築順序も含めた中で、計画を策定していく予定となっております。

次に、校舎警備の関係でございますが、これについては教職員の負担の軽減ということで、教育委員会のほうにおいては、現在、町単独で特別支援教育支援員を配置したり、また学校事務補助員を配置したり、また、今回の学習指導要領の移行期間ということで、外国語の時間講師を新たに導入する

と。また、各学校においては、現在、道教委で行っていますいろいろな加配の授業等を活用しながら、少しでも教員配置の改善に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

また、先ほどお話ありました、正月の管理職の勤務の関係でございますけれども、基本的に勤務ではなくて、あくまでも休みであります。ただ、休業中でありながらも、学校管理上、巡回、要は朝晩の巡視があるということで、どうしてもその中で校長先生、教頭先生、学校管理職が一日に朝と夕は必ず学校内の点検を行うということがあります。それで、休みであっても、必ず朝と夕方には学校へ出なければならないというような状況でございます。そういうことで、今回、機械警備を入れるということによって、そういった校内巡視を廃止していきたいということで、今回、全学校を統一した形で機械警備を入れたいということで、予算を計上させていただいているというような状況です。

お盆の休みの学校閉庁日については、今年度から新たに教職員、管理職、また教員も含めた中で、今年度、お盆の、夏休みの長期休業中に、お盆前後に3日間の日程を何とか各学校に……、3日間の休みを今想定していますけれども、各学校において、教育委員会としては、今、最大3日程度の休みの中で、各学校の状況に応じて1日になるのか、また2日になるのかというようなことはあるかと思っておりますけれども、各学校においてお願いをしたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） ご質問の関係でございますが、繰り返しになるかもしれませんが、委員おっしゃるように、特に蝦夷文化考古館の資料につきましては、文献関係等の資料で貴重なものがまだかなり量残っております。その調査・研究する上で、特にいついつまでというような明言できるような形で行うことによって、その大事な資料の調査・研究がいい加減な形で終わるといったようなことも大変危惧するところでございますので、そういう資料の新資料館に向けての引き継ぎに対するものも含めて、慎重に調査・研究を続けていただいているところでございます。

また、新資料館の時期等につきましては、委員おっしゃるとおり、財政的なこともございますので、そのところは町長部局のほうと協議をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますが、ただその前提で、先ほど申しましたように、資料等の再度確認をいたしまして、施設の適正規模の、何と申しますか、構想案を練る中で施設の適正規模というものが、果たしてそれぞれどれぐらいのものがいいのか、また合築するのがいいのか、その辺も含めてさらに検討を進めていきたいと考えております。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 学校の整備計画のほうなのですが、先般、3か年のローリング計画もご説明をいただいたところです。

このローリング計画を見た中だけでも、幕別小学校の、幕別中学校の増築計画であるとか、今の、今回の南小学校の計画とか、大きいものが入ってきております。平成32年までといいますと、新年度30年ですから、30年、31年、2年の間にやらなければならないということかな。32年までに間に合わせないと、補助金がもらえないということですよ。そうすると、急いだ仕事になるのだらうと思うのですけれども。

ただ、学校関係の全体の改築計画については、早くからこの議会の中からも心配する声が出ておまして、それぞれの立場からきちとした計画を持つべきだという提言がありました、それぞれの議員から。そういうのも、そういうことを受けとめていただいていたと思うのですけれども、かなり早くから校舎の老朽の度合いであるとか、あるいは先ほどありましたけれども、プールなどについても集合にするのか、各学校ごとにきちっと整備するののかということもありました。

大事なテーマが、これまで出されてきておりますので、そういったことをきちっと集約した上で、計画の盛り込まれることが大事だと思うのですよね。その集約なのですけれども、いずれにしても研究と、それから利用者、住民の声というようなことだったと思うのですけれども、そういった機会を持ちながら、この2年間でつくり上げるというふうになれば、かなりのハードな仕事になるだろうというふうに思います。しかし、必ず住民の意向も聞いていただきたいということがありまして、そう

いった組み立てはどのようにされていくのか伺います。

それと、働き方改革については、夏に3日間ということでありますから、以前より前進になるだろうとは思いますが。ただ、今お答えいただきました改善の支援として、補助員の配置、支援員の配置、国語の時間講師、それから道教委からの加配と、こういうことも確かに有効だというふうには思いますが、やはり一つ一つの学校、一つ一つの教室、子供たちに責任を持つ教員の方、担任、クラス、その中でゆとりを持って教育に当たるということになれば、こういった加配も否定はしないのですけれども、本当の意味のやっぱり軽減となれば、少人数学級というふうに行き着くと思います。全国ではあちこち、管内もそうですけれども、踏み出しておりますので、そういうことができないか。

さっき、授業時間が増えてきていることとお話ししました。さらに、ことしの委員会からの提案を見ただけでも、新たに小中一貫校が入ります。道徳教育も入っていきます。それから、英語教育も低学年から入ります。それから、これはもう以前から入っていましたが、ものすごい負担が大きくて、効果が疑問視される学力テストなども依然と続いています。こういうことの整理も行いながら、教員の過重な仕事にならないような整理も行いながら、人員配置をしていくと、定数を適正にしていこうということが必要なのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

郷土館につきましては、課長のお答えはそのとおりだと思います。しかし、幕別町の郷土資料館というのは、今の状況が劣悪だという、ごめんなさい、劣悪と言ってしまうかもしれませんが、本当に観光客の方が来られてはいるのですけれども、決していい状況ではありません。やはりずっと先に延ばさないで、計画年次を持ってやるべきではないでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） まず、ご質問の1点目でありまして、しっかりと計画を持ってということでありまして。

教育委員会といたしましては、今、三つ大きな課題がありまして、それは学校の大規模改修、さらには札内地区のプールのあり方、そしてご質問にもありますとおり、郷土資料館をどうするかということでありまして、これどれも財政的にも多額の費用がかかるということで、学校の大規模改修につきましても、かなり以前から個別に3か年実施計画にはのって、先送りとかということも繰り返してですね、いたというのもありまして、教育委員会といたしましては、先ほど課長から答弁いたしましたように、しっかりと個別計画を32年までに立てて、その計画に基づいて、それぞれその時々によっては、南小学校のようなことが出てくる場合があるかもしれませんが、それはそのときに応じて計画を見直すなり追加するなりして対応していきたいということで、かなりの作業になると思いますけれども、この一、二年の中でしっかりと計画は立ててまいります。

そして、2点目の教員の働き方改革であります。

新年度から、お盆、夏休み期間中、学校閉庁日ということでありまして、これも教育委員会から今お願いをしているところであります。もちろん、それ有給休暇を使っていただくということでありまして、有給休暇はもちろん、これはとらされるものではありませんから、協力してくださいというお願いを今しているところであります。それも今後においても引き続き整理をしていきたいというふうに考えております。

また、少人数学校でありますけれども、それはなかなか、先ほども答弁いたしましたけれども、教員を町独自に配置するとなると、多額の費用負担にもなりますことから、なかなか難しいという現状もありますので、それは教委連等を通じて、今も国に対して要望をしておりますけれども、引き続き少人数学校の実現、また教員の定数増についても、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

3点目の郷土文化資料館でありますけれども、計画を持ってということでありまして、まだ幕別町郷土文化資料館の整備基本構想に近いものは、一度つくってはおりますけれども、まだまだ整理しなければならない点も多数あるということで、引き続き、その基本構想の整備に向けて、できる限り早いスピード感を持って対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） あらかた理解するところですけども、私ずっと思っていたんですけども、学校の整備計画も持ちましたよね。郷土資料館の整備計画も、完成とは言いませんけれども、持ちましたよね。いろんな過去には長寿命化計画というものもあったりして、今回も教育施設については、教育長、行政執行方針の中では、各学校施設の長寿命計画の策定の準備というふうにお話しされているのですよね。

それで、そこにもってきて、例えば公共施設の管理計画なんかまた出てくると、止まってしまうとか、そして振り出し、振り出しに戻って、またそういった横から入ってきた計画に力を注いで、でき上がったら、今までつくっていたものがまた遠のいていっているというような、そういう感じ、計画を立てても立てても、それが実行に移らないで、次の計画にまた行かざるを得ないような、これは委員会の責任とかというのではなくて、今の行政の流れの中にあると思うのですよね。

ですから、そうすると、私、先ほど札幌南小学校のことを言いましたけれども、5年ぐらいに2,000万円、3,000万円の投資がぼんぼんと重なっていくということについては、実際にきちっと計画で改修されていたら、こうならなかったのではないかなという思いもあるわけです。だから、やっぱりその辺も、部長お答えいただきましたように、大事な三つの仕事、トータルでということでありますから、そこのところをきちっと、今の流れもお含みいただいて向かっていただきたい、このように思います。

全体では、あと一つだけです。小さいことですが、教員の休暇については、有給をとっていただくということでしたよね。これ、全道的、道教委も働き方改革の指針を出し、部活についてもそうですけども、そして全道・全国の先生方、もう少し休んでくださいという方針ですよ。それなのに、個人の休暇、有給を使ってくださいというお願いしなければならないというのは、何ともいまいことではないでしょうか。これ道教委の決定がないとだめなのだと思うのですけれども、ここは全十勝、全道きちっと声上げて、少なくとも公的な休暇ということに持っていくべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（東口隆弘） 教育長。

○教育長（田村修一） はじめに、学校改修計画についてでございます。

委員おっしゃられるとおり、以前、28年度までに教育委員会のほうで、学校改修計画というものを一度立てました。その後、公共施設の管理計画に合わせなさいと。それに合わせた形で、32年度までにつくりなさいというのを、国のほうのまた制度というか、そういうものが出てきて、またおくれたというようなことがあって、まさしく教育委員会としてはできるだけ早く、学校については子供たちが一番長くいる時間だということで、まずはそれを何とかしたいなという気持ちは持っているところでございます。

もう一つ、教育委員会は、幕別町の中で施設一番多く持っているということがあります。学校のほかに、体育施設、社会教育施設、さらに郷土館とかという施設があって、それを例えば5年、10年の中でやろうと思うと、非常に莫大な財源が必要になるというようなことで、その都度その都度、計画も立てながら、優先順位を決めさせていただいてやっているということで、決して郷土館を先延ばししているとか、意図的にそういうことをしているわけではなくて、やはりその時々的重要、優先度を考えて計画立てながらやらせていただいておりますので、その辺のところはご理解いただきたいなと思います。

もう一点、有給休暇の関係なのですけれども、これ実は札幌市でまず、道外でも試行という形で長期休暇期間に学校で2日、3日休むという取組をしていますけれども、これはいずれも有給休暇を使ってくださいという取組です。というのは、学校を公休日にして、全部休みにするとすると、都道府県の条例からまず改正しなければならないということになります。これ学校職員は、県費職員、道費職員ということで、道の条例によって全部休みが決まっておりますので、それは道職員、行政マンの休暇とも連動して、全て同じような扱いになっているので、道条例を改正しないことには公休という扱いはできないと。

もう一つ言いますと、現在のところ、公務員、新たに休暇をつくるということになると、なかなか社会的な情勢で難しいということで、道の働き方改革の中でも、学校の公休日をつくってほしいというのは、市町村教育委員会にお願いして、公休という扱いはできないので、それぞれ皆さんに有給休暇をとっていただくという道のプランの中にも出ています。ただ、それが本当にいいことかという、私もそれは間違っていると思います。

ただ、そういうことの積み重ね、市町村が、札幌市でやった、幕別町でやった、帯広市でやったということの積み重ねによって、今度はそれが公休日をつくるということへの流れというか、運動になればいいのかなとも考えております。そういった意味で、現在のところ、公休ということではできないので、先ほど来、部長、課長言っていますとおり、何とか教員の皆さんにも協力していただいて、有給を使ってみんなで休んで、そしてできるだけ、そういう流れにしていきたいと思います。今、学校関係にお願いしているところなので、ただ、それによって少しでも先生たちが元気になればという思いもありますので、これもご理解いただきたいなと思います。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） なかなか理解するということまでは難しいのですけれども、一步一步ですからね、言われるように積み上げというのもありなのかなとは思っています。

教育長のお立場であれば、全十勝、全道の関係者の皆さんとの協議の場も多々あろうかと思っておりますので、やっぱりおかしいことはおかしいと、公休は必要なのだというような姿勢をきちっと持って臨んでいただくことを期待いたしまして、質問を終わります。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 147 ページ、2 目事務局費、1 節報酬の細節 2 いじめ防止対策推進委員会委員報酬のところ質問をいたします。

ここは、いじめ対策ということで、今、いじめは全国的な統計では、小学校 4 年生、5 年生、そういうところから顕著にあらわれている、こういう報告もあります。それで、28 年度の決算を見ますと、小学校ではいじめ件数が 15 件、中学校ゼロなのですが、全体で 15 件、それと不登校も連動すると思うのですけれども、不登校では全体では 30 件となっております。

それで、今年度、平成 29 年度の件数がわかれば教えていただきたいと思っております。

それと同時に、今年度の対策、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） いじめ防止対策推進委員会の報酬の関係でございます。

ただいまご質問いただきました平成 28 年度、29 年度のいじめ、また不登校の実績というようなことでございますけれども、まず、いじめの状況についてでありますけれども、いじめの状況については、平成 29 年度、現時点におきまして、小学校が 2 校で 2 件、中学校につきましては 1 校で 4 件、合計で 3 校 6 件でございます。

また、不登校の状況でございますけれども、不登校の状況につきましては、平成 29 年度、現時点におきまして、小学校では 4 校の 10 人、中学校におきましては 4 校の 31 人、小中学校合わせまして 8 校の 41 人というような状況でございます。

対策といたしましては、当然いじめについては早期発見、また発生防止と、未然防止ということで、各学校、また教育委員会も含めて、現在、まっく・ぎ・まっくの子どもサポーター、またスクールカウンセラー等を活用しながらの対策をとっているところです。

また、不登校につきましては、現状で増えている状況にはありますので、現在、スクールカウンセラー、中学校に 1 名、拠点校として配置をしながら各学校を、中学校を回っていただいております。

また、今年度は、平成 29 年度は小学校に巡回のスクールカウンセラーを配置しておりますので、これらの活用しながら子供たちの対応、また学校の対応、保護者の対応を含めた中で、現状、対策をさせていただいているというような状況です。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） この人数を聞きますと、心が痛みます。

それで、今後の対策をとということなのですけれども、やはり一番苦しんでいるのは子供たちだと思います。学校は、やはり居心地のいい場所でなければならないと思います。そういうところでは、やはり大人の責任でもある、学校の現場の先生とか、そういうことを言っているのではありません。全体を含めて、大人の責任かなというふうに思います。

それで、スクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーですとか、そういう専門の方の配置をしていくということですが、やはりそういう方々は専門の方だとは思いますが、やはりしっかり子供の心理状態を踏まえた、そういう方をしっかり配置していくことが大事だと思います。

それと同時に、やはり学校の担任だけではなくて、養護教諭の先生たちともきちんと連携をとり、それと保護者の方とも連携をとって、一人一人の子供の状況に合わせた対策をとっていくことが大事だと思います。

それで、いじめの件数は全体で6件ということでしたけれども、小学校の4、5年生ぐらいからずっとこういう状況が積み重なって、中学校でこういう形に。不登校はいじめだけが原因だとは思いませんけれども、それも大きな要因もあると思いますので、その対策をきめ細やかにしていくことが大事ではないかと思います。

それで、その専門職の方、2人ですよ、今お答えになったのは。そういう方々と、どのように連携をとっていききたい、対策は専門職の方だけだとは思いませんけれども、その連携をどうとっていくかということが大事だと思うのですが、その対策をどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの対策に向けた連携ということでありますけれども、これについては、現在、臨床心理士等の資格を持っているカウンセラーが、今、各学校を回りながら、子供の状況や各先生方の状況、お話を聞きながら、それぞれの子供にどういった対応をしていくことが一番いいのかということについて相談をしながら対応しておりますけれども、当然、学校としても、担任の先生だけではなくて、管理職をはじめとした組織的な対応に努めているところであります。

それぞれ、スクールソーシャルワーカーという職種の職員おりますので、この職員が、そういったそれぞれの子供に応じた対応のコーディネートをするという役割をしておりますので、それぞれの子供に応じた会議であったり、保護者を含めた対応についても、現状で行わせていただいているところであります。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） 専門職の臨床心理士というのですか、そういう方のお力もおかりするというのも本当に大事だと思うのですが、一番子供に接するのは担任、それから養護教諭の役割も大きいと思うのですが、なかなかその学校に常時、そこで子供たちの生活状況を把握している養護教諭の力も大いに発揮していただく、そこが私は大事だと思います。この間、ずっと養護の先生たちは、子供の状況を本当によく、担任よりもある意味把握している場合もあると思います。ですから、そういう専門の養護の先生たちの力をしっかりかりていく、そこが大事だと思います。

それと同時に、担任の一人一人の子供たちをどう見ると、今、教員の忙しさということも言われておりますけれども、子供たちにしっかりと対応できる、そういうところもしっかりと全体で見えていく、そういう体制をぜひとっていただきたいと思います。やっぱりこの41人というところに、本当に教育委員会が心を砕いて対処していく、このことは子供の将来にも影響することだと思うのです。ですから、ぜひその対策を、今、子供の状況は大変複雑でして、難しい面もあると思うのですが、対策をいろいろな面から総合的に捉えて、不登校をなくしていくような対策をぜひとっていただ

きたいと思います。お願いいたします。

○委員長（東口隆弘） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） まず、1点目の養護教諭の関係でありますけれども、実際、学校でそういった問題が起こったときには、特に女子児童の場合だと、養護教諭の力が大きいというのがありまして、実際にもう養護教諭と担任、また校長、教頭が連携して、そういった子供たちの対応に当たるといったことは、もう以前から進めております。

今後におきましても、もちろんそういった学校全体で取り組むということは進めてまいります。

あと、2点目の担任一人で見るとは大変だということでもありますけれども、今申し上げましたとおり、例えばいじめとか起きた場合には、担任一人ではなくて、まずは学校全体で認識を共有して取り組むということが、町のいじめ防止基本方針でも定めておりますし、各学校においても基本方針を定めておりますので、それに基づいてしっかりと対応してまいりますし、また、例えば白人小学校などは、校長のリーダーシップもありまして、毎月1回、校長先生がピンクシャツを、毎週1回ですね、あそこは、ピンクシャツを着て学校に登校していると、そういった取組も、先進的な取組も行っております。そういった学校においては、子供たちの中にも、いじめはいけないのだということがしっかりと根づいておりまして、そういった問題も起きなくなっておりますので、今後におきましても、教育委員会と学校と連携を一致して、しっかりと取り組んでまいります。

○委員長（東口隆弘） 野原委員。

○委員（野原恵子） 本当に期待したいと思っております。

そして、いじめの問題は人権の問題でもありますので、やはりそこもしっかりと踏まえて対策を練っていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方は。

小島委員。

○委員（小島智恵） 1点のみ、お伺いします。

151 ページの上段、細節4わかば幼稚園エアコン設置工事なのですけれども、エアコン設置工事につきましても、温暖化、夏場の熱中症対策ということで、民生費のほうでも、町立の保育所6か所、幼稚園1か所ということで設置予定かと思うのですけれども、そのほかのをちょっと調べてみますと、町立の保育所ですか、青葉と、あと民営化されました南保育園につきましても、既にエアコンが設置されているようであるのですけれども、あと町内には、私立ではあるのですけれども、幼稚園がございまして、子供たちが過ごすスペースなんかには、エアコンがついていないようなお話も聞くわけなのですけれども、私立ではあるのですけれども、エアコン設置について支援のお考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 今回、わかば幼稚園のエアコンの設置工事ということで、今回、町立のわかば幼稚園の教室に、3台エアコンを設置するというものであります。

特に幼稚園、未就学児については、まだまだ体が十分発達していないということで、熱中症の予防対策等ということで、今回、教室のほうに設置をさせていただくこととなっております。

また、町内の私立幼稚園については、これについてはあくまでも町立ではなく、私立の幼稚園ということでございまして、その部分については私立の学園の経営の中で、それぞれが対策について考えていただくことがいいのかなというふうに考えてございます。

○委員長（東口隆弘） 小島委員。

○委員（小島智恵） これまでも、私立幼稚園の入園料、保育料補助金など、私立であっても、これまでもそういった補助を行ってきて、それは子育て支援策の一つとして行ってきたのだらうと思うのですけれども、そういった観点で考えますと、エアコンの設置につきましても、支援がもう少し行き届いてもいいのかなというふうには思うのですけれども、再度ちょっとお伺いしたいと思います。

- 委員長（東口隆弘） 学校教育課長。
- 学校教育課長（高橋修二） 私立幼稚園には、町のほうからは就園補助、また保育料等の補助を行っておりますけれども、あくまでも施設整備に当たってということに、エアコンの設置するに当たってにならうかと思っておりますので、これについては、それぞれの私立の幼稚園経営の中で、ご判断をいただきながら対応していただければというふうに考えているところです。
- 委員長（東口隆弘） ほかに質疑はございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（東口隆弘） 10 款教育費につきましては、ほかに質疑がないようであります。
以上をもって終了させていただきます。
次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。
11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費について、一括して説明を求めます。
企画総務部長。
- 企画総務部長（山岸伸雄） 11 款公債費についてご説明申し上げます。
178 ページをお開きください。
11 款 1 項公債費、1 目元金 15 億 9,991 万 8,000 円、借り入れいたしております起債の償還元金であります。
2 目利子 1 億 5,529 万 5,000 円、これにつきましても、借り入れしております起債の償還利子であります。
次のページになりますが、3 目公債諸費 7,000 円、起債償還に係る支払手数料であります。
以上が、公債費であります。
続きまして、12 款職員費につきましてご説明申し上げます。
180 ページになります。
12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 17 億 8,404 万 4,000 円、本目は特別職を含め、一般会計から支弁する 220 人分の職員の人件費等であります。
2 節の給与は、前年度比 1 名減となっており、約 700 万円ほど減となっております。
3 節職員手当等につきましては、昨年度とほぼ同額を計上しております。
4 節共済費では、次のページになりますが、細節 12 の退職手当組合負担金の減などにより、約 1,500 万円ほど減となっております。
7 節賃金は、臨時職員のうち常雇職員の賃金、19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。
以上が、職員費であります。
続きまして、182 ページでございます。
13 款予備費についてご説明いたします。
13 款予備費、1 項 1 目予備費 500 万円であります。
以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。
なお、183 ページの款、災害復旧費、項、土木災害復旧費、目、単独災害費につきましては、廃目となっております。
以上でございます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、一括して質疑を受けます。
審査の途中でございますが、この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

14：00 休憩

14：10 再開

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小島委員。

○委員（小島智恵） 180 ページ、1 目職員給与費に関連してなのですが、帯広市で病気休暇の不正取得が繰り返されまして、懲戒免職になったという問題がありまして、報道がなされたところがあります。2013 年から 5 年間にわたって、長期にわたって行われたということでありましたけれども、細かいことは申しませんが、そもそも町民目線、民間企業から見ますと、これはもう考えられないことでありまして、一般的に病欠するときには、有給休暇を使って休むというふうに一般的になっているかと思えます。我が町も、有給とは別に、こういう病気休暇とれるようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 本町におきましての病気休暇につきましては、職員が負傷または疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合においては、この病気休暇を取得するということができるということになっております。

○委員長（東口隆弘） 小島委員。

○委員（小島智恵） 本当に手厚いといえますか、優遇され過ぎているのかなというふうに思うのですが、先ほどの教育費ではないのですけれども、本当に有給でこれ対応できないものなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） これあくまでも疾病または負傷にかかわって、そういった勤務しないことがやむを得ないと認められる場合ということですので、そういった申請が出てきた場合においては、所属長がその状況を確認して承認すると。

また、これについては、6 日以上病気休暇を取得する場合においては、診断書を提出するということにもなっておりますので、有給休暇というよりも、そういった場合においては、病気休暇という扱いになります。

○委員長（東口隆弘） 小島委員。

○委員（小島智恵） 町民目線、民間から見ると、ちょっとおかしいと思うのですが、検討の余地はあるのかなと思うのですが、今後ちょっと検討していただけないでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 暫時休憩します。

14 : 13 休憩

14 : 13 再開

○委員長（東口隆弘） 休憩を解いて、会議を進めます。

小島委員に申し上げます。

ただいまの発言には不適切な部分があると考えられますので、発言には十分注意をするようお願いをいたします。

それでは、答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（新居友敬） この病気休暇の制度につきましては、民間基準に準拠して国が定めたものでありまして、本町におきましては、その国の基準に準拠して行っているというものでございます。

○委員長（東口隆弘） よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） ほかに質問がないようですので、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、以上をもって終了をさせていただきます。

以上をもちまして、歳出、1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計、歳入の審査に入ります。

1 款町税より 22 款町債まで、一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 歳入についてご説明申し上げます。

16 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 12 億 296 万 6,000 円、昨年の十勝管内の農業産出額が過去最高額となるなど、農業所得の増などから、前年対比で 14.8%の増額を見込んでおります。

2 目法人 1 億 5,384 万 3,000 円、個人住民税と同様、農業関連業種並びに災害復旧関連法人の法人税割の増などから、前年対比で 16.3%の増額を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税 10 億 9,413 万 7,000 円、評価替えによる土地・家屋の下落はあるものの、新規償却資産の増により、前年対比 0.15%の増を見込んでおります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1,695 万 8,000 円、財務局分が 2 筆減に伴い、前年対比 1,000 円の減として計上しております。

次のページでございます。

3 項 1 目軽自動車税 7,325 万 2,000 円、課税台数の増により、3.7%の増額を見込んでおります。

4 項 1 目町たばこ税 1 億 7,088 万 8,000 円、健康被害への意識の高まりから喫煙者の減に伴い、販売本数の減を見込んで、前年対比 3.8%減で計上しております。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 9,000 万円、地方揮発油税総額の 42%相当が市町村に譲与されるもので、前年度対比 12.5%の増で計上しております。

2 項 1 目自動車重量譲与税 2 億 1,000 万円であります。

自動車重量税の総額の 40.7%が市町村に譲与されるもので、前年対比 5%の増で計上しております。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 800 万円、北海道に納入された利子割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 1,000 万円であります。

北海道に納入された配当割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年同額で計上しております。

次のページ、19 ページでございます。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 500 万円であります。

北海道に納入された株式等譲渡所得割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年同額としております。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金 4 億 8,000 万円であります。

北海道に配分された地方消費税の 2 分の 1 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年対比 2.1%の増で計上しております。

次に、8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金 5,000 万円、前年対比 25%の増で計上しております。

次のページ、20 ページでございます。

9 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金 30 万円であります。

前年同額でございます。

10 款 1 項 1 目地方特例交付金 2,000 万円であります。

住宅借入金等特別控除に係る住民税の減収補填として措置されるもので、前年対比 17.6%の増額で計上しております。

11 款 1 項 1 目地方交付税 53 億 5,400 万円であります。

前年対比 3.1%の減で計上をしておりますが、このうち普通交付税につきましては、前年度交付決定額の 4.1%減の 51 億 400 万円を見込んでおります。

13 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 500 万円であります。

交付実績等を考慮し、同額で計上しております。

次のページです。21 ページになります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 9,762 万 5,000 円であります。

農業基盤整備に係る分担金であります。

2 項負担金、1 目民生費負担金 1 億 1,589 万 7,000 円であります。

施設型保育施設の保育料が主なものであります。

次のページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 196 万円ではありますが、札内コミュニティプラザや近隣センター使用料が主なものであります。

2 目民生使用料 3,187 万 3,000 円、主なものは 2 節児童福祉使用料のへき地保育所保育料、学童保育所保育料などであります。

3 目衛生使用料 288 万 3,000 円、葬斎場及び墓地の使用料となっております。

4 目農林業使用料 2,787 万円ではありますが、町営牧場の入牧料が主なものであります。

5 目商工使用料 1,052 万円、スキー場リフト使用料及び忠類白銀台スキー場にありす宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6 目土木使用料 1 億 5,716 万 3,000 円、1 節の道路使用料や、次のページになりますが、4 節公営住宅使用料が主なものであります。

7 目教育使用料 600 万 8,000 円、2 節の幼稚園保育料や 3 節のナウマン象記念館入館料が主なものとなっております。

2 項手数料、1 目総務手数料 947 万 4,000 円、戸籍住民票手数料が主なものとなっております。

2 目民生手数料 881 万 1,000 円、2 節の介護予防サービス計画等作成手数料が主なものであります。

3 目衛生手数料 5,561 万 3,000 円であります。

主なものは、ごみ処理手数料であります。

4 目農林業手数料 11 万円あります。

農地の移動に係る嘱託登記手数料などあります。

5 目土木手数料 355 万 2,000 円、建築確認申請の手数料及び完了検査に係る手数料などが主なものであります。

次のページになります。25 ページでございます。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 7 億 4,787 万 2,000 円、主なものといたしましては、1 節の障害者自立支援給付費、2 節の児童手当にかかわる国の負担金であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 1,485 万 3,000 円、地方創生推進交付金、個人番号カードにかかわる補助金等でございます。

2 目民生費補助金 8,334 万 5,000 円、1 節の障害者福祉に係る地域生活支援事業補助金、2 節の学童保育に係る地域子ども・子育て支援事業交付金などが主なものであります。

3 目衛生費補助金 88 万 2,000 円、母子保健衛生、疾病予防にかかわる補助金であります。

次のページになりますが、4 目土木費補助金は 1 億 8,081 万 3,000 円、1 節は道路や橋梁などに係るもの、2 節は公園施設の長寿命化対策事業や、都市防災総合推進事業は札生北通整備に係るもの、3 節は公営住宅に係る交付金であります。

5 目教育費補助金 2,226 万円、主なものは 1 節の札内南小学校の増築に係る学校施設環境改善交付金、4 節の幼稚園就園奨励金に係る補助金などあります。

商工費補助金は廃目であります。

次のページになります。27 ページでございます。

3 項国庫委託金、1 目総務費委託金 16 万 9,000 円、中長期在留者登録事務にかかわる委託金であります。

2 目民生費委託金 656 万 8,000 円、基礎年金事務に係る委託金であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 4 億 5,546 万 2,000 円、1 節の国民健康保険基盤

安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、2節の児童手当に係る負担金、保育所に係る施設型給付費等負担金などが主なものであります。

次のページになりますが、2目農林業費負担金1,415万4,000円、農業委員会職員設置費に係る道の負担金などであります。

3目土木費負担金3,473万5,000円、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2項道補助金、1目総務費補助金160万円、防災備蓄品にかかわる補助金であります。

2目民生費補助金1億3,035万7,000円、1節の地域生活支援事業や重度心身障害者医療費など障害者福祉に係るもの、ひとり親家庭等医療費や高齢者に係る各種事業、次のページになりますが、2節は乳幼児等医療費や学童保育に係る地域子ども・子育て支援事業など、児童福祉に係る補助金などであります。

3目衛生費補助金45万9,000円、健康教育などの健康増進事業に係る道補助金であります。

4目農林業費補助金3億4,125万7,000円、主なものといたしましては、1節では中山間地域等直接支払交付金など、2節は地域草地基盤強化支援事業道補助金、3節は各種土地改良事業に伴う道補助金、次のページになりますが、4節は民有林や町有林の管理・造成に係る道補助金などであります。

5目商工費補助金169万円、地方の消費者行政機能拡充のための補助金であります。

6目教育費補助金36万1,000円、学校支援地域本部事業に係る補助金であります。

3項道委託金、1目総務費委託金4,273万8,000円、2節の道民税徴収事務委託金、4節の指定統計調査費委託金などであります。

次のページになります。31ページでございます。

2目衛生費委託金1万5,000円。

3目農林業費委託金462万1,000円、3節の土地改良事業に係る委託金が主なものであります。

4目商工費委託金2万円。

5目土木費委託金260万4,000円、1節の樋門管理業務に係る道委託金が主なものであります。

6目教育費委託金76万5,000円、スクールソーシャルワーカー配置に係る委託金であります。

次のページになりますが、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,721万8,000円、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金7万1,000円、各種基金等からの利子収入であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,346万8,000円、皆伐材等の売払収入が主なものであります。

2目物品売払収入2,487万6,000円、忠類の育苗センター苗木売払収入などが主なものであります。

次のページでございます。33ページになります。

18款1項寄付金、1目一般寄付金10万円であります。

2目総務費寄付金2億円、ふるさと寄付金であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億5,000万円、平成30年度予算における一般財源充当分として繰り入れをするものであります。

2目減債基金繰入金1億円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰り入れいたしまして公債費の支出に充てるものであります。

3目まちづくり基金繰入金3億3,242万3,000円、ふるさと寄付の活用分として繰り入れするものであります。

20款1項1目繰越金20万円であります。

次のページになりますが、21款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金3万円、2目の加算金は1,000円、3目の過料1,000円であります。

2項1目町預金利子1,000円であります。

3項貸付金元利収入、1目ウタリ住宅貸付金元利収入は81万円であります。

2目生活環境改善設備資金貸付金元金収入につきましては20万円であります。トイレの水洗化改

善に伴う貸付金に係るものであります。

3目勤労者福祉資金貸付金元金収入は800万円であります。

次のページになります。35ページでございます。

4目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては3,676万7,000円、5目中小企業貸付金元金収入は4億500万円であります。

6目忠類振興公社貸付金元利収入につきましては4,000万2,000円であります。

7目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては1億115万2,000円であります。

社会福祉金庫貸付金元金収入は廃目であります。

4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入3万円、2目民生費受託事業収入1,000円、3目衛生費受託事業収入410万5,000円、後期高齢者健診受託事業収入が主なものであります。

4目教育費受託事業収入368万6,000円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る受託事業収入であります。

5項雑入、1目滞納処分費52万9,000円、2目弁償金は1,000円、3目の違約金及び延滞利息は1,000円であります。

4目雑入2億3,944万2,000円あります。

1節は住民健診等の負担金、2節は学校給食費、3節につきましては各施設の電話使用料となっております。

次のページ、37ページでございます。

4節職員給与費負担金につきましては、とから広域消防への職員派遣に伴うものであります。

5節雑入につきましては、他の科目に属さない各種収入であります。

続きまして、39ページになりますが、5目過年度収入1,000円あります。

次に、22款1項町債であります。各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債充当ソフト事業であります。

1目総務債3,440万円、幌内近隣センター改修事業債、全国瞬時警報システム整備事業債が主なものであります。

2目民生債は2,740万円あります。

ふれあいセンター福寿改修事業債や子ども医療費助成事業債が主なものであります。

3目の衛生債は980万円で、歯科診療所診療機器購入事業債が主なものであります。

4目の農林業債は8,190万円で、2節の土地改良債、道営農地整備に係る起債が主なものであります。

次のページになります。41ページになります。

5目商工債9,560万円で、商工観光振興に係る起債であります。アルコ236整備事業債などが主なものであります。

6目土木債3億4,890万円で、1節の道路橋梁整備や2節の公園整備、札内コミュニティプラザ建設事業債、3節の春日東団地建替事業債などが主なものであります。

7目教育債1億170万円、1節の札内南小学校増築事業債、次になりますが、3節の百年記念ホール改修事業債が主なものであります。

8目臨時財政対策債は4億5,100万円で、普通交付税の財源不足を補うために、市町村みずからが地方債を発行しまして補填するものであります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

消防債、災害復旧債につきましては、廃目であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 一般会計歳入につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわりまして、総括質疑をお受けいたします。

寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 一般会計の歳入歳出合わせて質問をさせていただきたいというふうに思います。

今後 10 年に向けた方向性を示す第 6 期幕別町総合計画の初年度ということで、みんなにつながるスマイル幕別を目指した政策のための予算ということでもあります。

全体の中で、地方交付税総額が、国の予算でありますけれども、2%減とされるわけでありまして、地方にとっては依然厳しい財政の中、第 6 期総合計画に上げられている五つの基本目標の推進と地方創生関連事業、また人口減少対策など、重点配分されたということでもあります。

その中においても、子育て支援、また、それに対する負担軽減に多くの新規事業を盛り込み、あわせて教育についても、魅力ある教育環境の整備に取り組むなど、人口減少対策に取り組まれる姿勢を確認させていただいたところでもあります。

歳出の見直しをしながら、新たな新規事業を盛り込んで、住んでよかったと思えるまちづくりを目指していかれる、町長の姿勢を感じられる予算ということでも理解をしたところでもありますけれども、その中で、この新規事業が多く盛り込まれたわけでもありますけれども、その中において見直しで減っている部分の基本となる予算も見渡せるということでもありまして、全体の中で幕別における課題は多く、今後出てきております公共施設等の老朽化に対する維持補修、また社会保障など、大きな負担がございます。

さらには、幕別町のまちづくりの基礎となる人口減少が、対策は打っても将来の人口減につながっていくことになるのだろうということが見えてきております。

将来に備えた財政対策が必要ということで考えられるわけでもありますけれども、今回、歳出の中で大きなものとして新庁舎の外構工事、耐震性貯水槽の整備事業、忠類地域民間賃貸住宅等の事業の皆減などで 16.2%の減ということで、16 億 8,000 万円の投資的経費も計上されているわけでもありますけれども、その中において、全体のバランスを見ながらということであると思うのですが、基金の繰り入れといたしまして 7 億 8,000 万円計上されているわけでありまして、将来に向けた投資的支出ということで、応分の負担ということでしょうか、必要な経費と理解はいたしますけれども、改めて幕別における課題を考えると、基金の重要性については大変重く考えるところでありまして、将来に向け幕別に住むための基金の確保については、欠かせないものとは考えているわけでもあります。

今後、計画性を持った財政計画をしっかりと見据えた中で、さらに今後、安心して住んでいただけるまちづくりに結びつけていくことが必要ではないかというふうに考えるわけで、町長としての今後に向けたまちづくりの中での予算組みであるというふうに考えるわけですが、まず今後の子育て世代への支援を重く見ておられることについては、十分わかるわけですが、やはり全体のバランスを見ながら、今後のまちづくりについて取り組んでいくことも、必要ではないかというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 子育て支援については、非常に力を入れて取り組んできたわけでもあります。

これも、子育て支援をすることによって、町の将来を担っていく人材となり得るわけですから、そこがやっぱりないと、例えば成人あるいは高齢者の施策に力を入れたとしても、将来が見込めない。そんなことから、まずはこの町の将来を担っていくのは子供たちであるということで、子育て支援ということに力を入れているわけでもあります。

そんな中で、そのことが人口減少対策にもつながっていくわけでありまして、この町の将来が明るいものになるような、少しでも明るいものになるような、そういうような思いを持って今取り組んでいるわけでありまして、まちづくりの中で一番の重要課題として、私は人口減少対策の中の、とりわけ子育て支援だというふうに思っております、ただ、これをやれば全ていいというふうに思ってい

るわけではありませんが、人口減少対策というのは、本当に切り札がなくて、あらゆる施策を総動員してもなかなかかなえられない課題であるというふうに思っています。

そういう意味では、もう一つ、産業振興というのも、これ重要なパーツであるというふうに思っておりますので、とりわけ農業は今回あまり新規の施策というのはないわけでありましてけれども、これは継続して、我が町の農業振興については、特に生産振興については、取り組んでいかなければならない課題だというふうに思っておりますので、そういった産業振興と、それとあわせた人口減少対策をしっかりとやっていかなければならないというふうに思っているところであります。

○委員長（東口隆弘） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 子育て支援について重点課題ということで、これから大きく一歩進みながら取り組まれるということでありましてけれども、決してそれは必要ではないということは申しませんが、やはり先ほどから言いますように、経済基盤もしっかりしながら、全体のバランスをよく見ながら、取り進めるまちづくりが必要であろうというふうに私は考えるわけでありまして、まずは財政のゆとりというものをまず基本に置いていただきながら、そのことがやはり住まれる町の皆さんの安心にもつながっていくのではないのかなと。

この幕別、これまでも飯田町長も、起債の早期繰上償還だとか、いろんな形で努力をされながら、健全な財政を目指されながら取り組んでいただいていることには、評価をしているところでもありますけれども、さらに今後、どのような形で町に大きく支出をしなければならない事案が出てくるかということは、やはりこれまでの、近年を見ている中でも、大きな災害が幾つも見受けられると。これは国だけの支援ではなく、やはりしっかりとした町の施策の中で、これを手だてしていくことも必要であろうというふうに考えるわけでありまして、今後に向けて、何度も言うようにですけども、全体のバランス、財政の健全化を目指しながら、進んでよかったというまちづくりを目指していただきたいというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全ては、お金がなければ何もできないということは重々承知しておりますし、今回の予算編成に当たりまして、やはり多額の基金を取り崩さざるを得なかったということがありまして、非常に厳しい予算編成を強いられたというふうに私は思っております。

したがって、全てにひとしくお金を使う、配分するということはできませんので、いかに選択と集中というものをやっていかなければならないかということは、重々わかっているわけでありまして、そんな中で基金、決して多い額、今、37億円程度が残額としてあるわけでありまして、これをなるべく極端に崩さない、目減りさせない中で財政運営をしていくことは必要でありますので、そういった意味では、施策の実行とともに事務事業評価を行い、それに基づく行政改革というのも一方ではやっていかなければならない。

ただ、これは行政改革、今までいわゆる削減、切り捨てるための行革をやってきたつもりはありませんので、サービスの向上ありきでの行革をやっていく、その中で無駄を省いていくという形の中で、行革にもしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思います。

いずれにしても、町民の方がいろんな数値を見て、幕別町数値が悪いぞという、常々心配をされているというふうに思いますが、実際やはり予算を組めることが一番大事だというふうに思いますので、ことしはかなりきつかったですけれども、あまりそれが本当に基金頼みにならないように、そういった財政運営に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） よろしくお願ひしたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 関連する部分もありますけれども、大きくは3点伺いたいと思います。

一つは、ただいまの財政計画の問題であります。かなりご苦労されて新年度予算を組まれたという

ことでありますから、これがまちづくりにしっかり生きるということを期待したいと思います。

1点、第6期総合計画のときに、財政計画の推進を出していただきました。

私は、もともと基金をたくさん積んでまちづくりという点では疑問を持ってきたところです。ただ、今もありましたけれども、やはり弾力的な運用ということを考えれば、現在その37億円の基金というのは、町にとってはとても安心を与える一つの財源であろうというふうに思います。

それで、そこで何うのですけれども、あのときに出していただきました総括表で、今、平成30年なのですが、37億円、5年後、34年なのですけれども、たしか13億円という、基金の残高13億円という資料を提出されましたね。これ正直驚きました。3分の1になってしまう。しかも、ずっと先ではなくて、5年ぐらいで。

これは、第6期総合計画との絡みで、やはりこの財政に向かわざるを得ない状況なのだろうとは思っていますけれども、その辺をもう少し理解できるように、そしてもう一つは、基金というのは、どの程度を有することがいいのかと。ちょっとこれもなかなか目安はないのだろうとは思っていますけれども、特別会計も入れますと約250億円を毎年運用する幕別町であります。その幕別町にとって、弾力性も考えれば、どの程度を必要としていくのか、職員の皆さんも安心して仕事をするということを考えれば、もう少しこの辺の解明をいただきたい。

2点目、子育てに力を入れてまちづくりをしていくというのは、とても大切なことだと思います。平成27年につくられて、28年からスタートしている幕別町の人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、いわゆる出生率について1.55を目指すということでありました。これは、それまでの出生率が1.46ということでありましたから、かなり頑張っていかなければならない数字だということ念頭に置いて、まちづくりを見てきたのですけれども、残念ながら、その1.46よりも下がってしまったという途中での説明がありました。

ここで、そのいい方策はないというふうなことも言うておられますけれども、私はやはり人口移動だけで町の人口を支えていくという、よそから来ていただくというだけでは限界がある。よそが減っていくだけです。そうではなくて、町独自のというふうに考えていけば、この平成30年の予算の中で、どういう出生率を目指して施策を打っていくのかということ伺いたいと思います。

最後なのですけれども、これは総論ではありません。細かいことになって申しわけないとは思いますが、資料請求させていただいて、大変ご苦勞いただいていたこととお礼申し上げます。

その資料を見せていただきまして、ちょっと前回の一般質問をさせていただいたときの数字と、いささか違っているものですから、それで説明をいただけたらと思います。

今回、非正規職員の全体の正職員に対する割合ということでお尋ねいたしましたら、町長のお答えでは、全部で242人で、50.1%ということでありました。今日いただいた資料では355人、これ教育委員会の部署が入っていなかったのかなとは思っていますが、それにしても、教育委員会の105人を差し引いても210人ということで、お示しいただいている数字と違っております。どうしてこういう数字になっていくのかなというのと、改めて、この355人とすると、正職員に対する割合というのが一体何%になっていくのか、伺いたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、私のほうから1点目の財政運営と2点目の出生率についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

確かに、総合計画、3か年実施計画を提示した時期の財政計画、かなり厳し目の数字が出ていたというふうに思います。13億円ということになれば、今の約3分の1でありますので、非常に厳しいわけでありまして、まずはやはり先行きが厳しいのだという、そういう共通認識を我々持っていたわけでありまして、そういう中で、いかにその後、こう陥らないように財政をしていくかということが必要でありますので、非常に全て数字において厳しく、歳出は多く、歳入は厳し目に見たつもりでありますので、これを一つの目標として、この後、歳出はなるべく減らず、歳入は確保していくと、

そういうふうな財政運営をしなければならぬというふうに思っております。

安全ラインが幾らかというの、これ非常に難しいわけでありまして、ことしについては7億8,000万円ほど取り崩しをしたわけでありまして、常に予算が組めるということを考えていきますと、やはり10億円以上は、常に予算を組む段階で10億円以上のお金はなければならないなど、そんな認識を持っているところであります。

それと、人口ビジョン上、1.55という合計特殊出生率の設定をしたわけでありまして、これは、人口ビジョンを策定するときかなり国とのやりとりというか、道とのやりとりがありまして、国の指導は、2040年までは1.8、それ以降、2060年までは2.07を設定しなさいよという、とんでもない押しつけですね、そういうものがありまして、それで我が町は独自に幾らに設定したらいいのかとなったときに、子育てママさん方が目標としている、子供を持ちたいという目標にしている数の平均で1.55ということでありましたので、そこであれば何とか、難しいのですよ、難しいのですけれども、何とか達成可能な領域であろうと、そんな計算をした中で1.55という設定をさせていただいた。ところが、現実には1.43でしたか、1.46にすら届かない数字でありましたので、これはなかなか本当に切り札ないと思います。

本当に安心して育てられるためには、まず産みたい人が産めるという環境をつくらなければならないですし、産んだ後、子育てにお金がかかるから、1人でやめてしまうとかというの、これ困るわけで、そういった意味で、子供を育てる時期になるべく支援ができればということで、今まで医療費の無料化をはじめ、各種の施策を組み立ててきたわけでありまして。

幾らを目指すのかということについては、今、白旗を掲げるわけにはいきませんので、私はやはり1.55というものを目指しながら、何をやれば幾らかでも子供を産み育てたいなと思っていただけるか、そういう声を聞きながら施策に反映してまいりたいというふうに思います。

○委員長（東口隆弘） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） お配りしました資料の説明でございますが、先日の一般質問でお答えしました人数につきましては、代替職員を含まない人数ということで、242人という人数をお示したところであります。今回お示した資料におきましては、その代替職員も含む人数でございます、355人という人数です。そのうち、代替の職員においては110人ということになっておりますので、差し引きして245人、これについては、平成30年度の予算ということで計上させていただいております。

今回、30年度の予算で計上しています245人ということで、トータルで考えますと50.4%という割合になります。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 後ろからいきますが、代替は入れないということでありますから、今、正職員の方は241人ですか、それに対して非正規が245人ということですね。はい、わかりました。

この部分では、非正規職員の問題については、私は、今前段、町長からお答えいただいた少子化対策の中でも、少なからず影響が出てくることではないかというふうに思います。非正規の中にも、若い方たち、そして結婚されて子育て、あるいは単身で頑張っているという方もいらっしゃることを聞いております。そういう点では、この辺の待遇改善というの、常に念頭に置いていただきたい、そう思います。

それで、予算の示していただく資料で、人件費というのはトータルで見えるのですけれども、この人件費の中に、いわゆる非正規職員の賃金というふうに見たときに、なかなか見えづらいのですね。決算のときには、例えば平成28年でしたら、人件費19億6,333万6,000円に対して、括弧つきでうち職員費というのがありまして、そこには12億5,403万2,000円となっております。そうすると、この差額6億5,230万円、ここがいわゆる賃金になると考えていいのでしょうか。その辺の細かく分かれるところが、どうも見えないというのがありまして、人件費は下がっていても、結局は賃金のほうで膨らんでいるという現状もあるのだらうと思います。

それともう一つ、この正職員の中には再任用の方が入っておられると思うのですよね。それで、そ

の方もどのくらいいらっしゃるのか伺っておきます。

予算の資料の中では、全体の賃金が明確になるような区分の仕方という、トータルで、そういうものも工夫して示していただけないものかどうか伺っておきます。

戻ります。基金のことです。13億円で、3分の1ということで、これがもう厳しく見た数だということでもありますから、ここまでは至らないだろうというふうには押さえないとは思いますが、やはり政策と財政というのは、今もありましたけれども、連動しますので、時には、例えばゼロになっても、借金してでもまちづくりに向かわなければならない、東日本大震災なんかは文字どおりそうだと思いますけれども、そういう場合もあるのかと思いますが、やっぱり恒常的には弾力を持った運営が望まれるということは改めて思います。

町長も、そのように思っていると思いますので、この点では、自分の思いだけ伝えて終わりたいとは思いますが、やはり一つ一つの膨大な計画の財政的な裏づけというのをやっぱりいつも示していただきながら執行に当たっていただきたい、こう思います。

子育てのほうです。申し上げましたように、至難の業だと思います、1.43、1.46から0.03下がってしまった。1.55という数字が出たときには、厳しいというふうには思ながらも、しかし、これ他町村に比べてどうということでもないのでありますが、他町村から比べたら、随分現実的な数字なのかなというふうに思いました。2%を超えて定めているところもありますし、お隣もそうですしね。そう思うと、可能な数字、しかも子育てママさんたちからの声ということで、つくり上げたということでもありますから、何とかこれを果たしていただきたいというふうに思います。

私は、この表題がそうなように、人口ビジョンっていうのは、やっぱりまちづくりであり、仕事というのが連動しております。つまり、収入の安定があってはじめて子育てが、出産もでき、子供も育てられるということですから、この雇用の安定というところをもっともっと力を入れる必要のあるだろうと。それと子育て支援がマッチして進むのだろうというふうに思いますので、その点のお考えがありましたら示していただきたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それでは、今のお話からですね。もちろんおっしゃるとおりです。収入がなければ、これは子供を産み育てることができませんので、収入を上げるということは、最も子育てを、子供を増やす上では大切なことだろうと。

ただ、これを一つの町の中で、では幕別町だけ経済がよくなるかといったら、これも難しい話であります。ただ、そうは言いながらも、企業誘致であり、あるいは今いらっしゃる企業に対する支援を行う。一番は、私は農業だと思いますけれども、農業がまず大きな生産を持ってもらう、そして、その波及効果が、他の2次産業、3次産業に回るといって、そういう経済の循環、さらにはマイホーム応援事業もそうですし、新築リフォーム事業もそうありますし、あるいは商品券、プレミアム商品券もそうありますけれども、一つの施策がそこだけで終わらないで、他に波及をして経済が回ると、そんなことにも取り組んできたわけでありまして、同じ施策を打つにしても、そこだけで終わらない、波及効果を常にもたらすというような施策について、今後も実施してまいりたい。

ただ、個人の所得を増やすというのは、本当にこれ難しいわけでありまして、今言ったような他力本願といいますか、農業振興に頼るであったり、あるいは商業者がみずから事業拡大をする、あるいは製造業者が増産をすれば、そんなところがなければ、なかなか我が町だけで経済対策打てといっても、これはなかなか難しいわけでありまして、ただ、そうは言いながらも、今申し上げたような努力はしなければならないなというふうに思います。

それと、人件費と非正規の関係でありますけれども、ちょっと誤解がされている点がありますので、そこだけは説明させていただきたいなというふうに思いますけれども、歳出の性質ごとに分けて、性質別経費という、そういう分類の仕方があるわけでありまして、いわゆる人件費といった場合については、正職員の給与費と、それと報酬を支払われている方々、議員の皆さんもそうですし、非常勤の特別職の方もいらっしゃいます。これらを入件費といひまして、非正規の方々に払う賃金につ

きましては、物件費という分け方をしておりますので、これにちょっと人件費の中に非正規の方に対する賃金が入っているということではありませんので、そこら辺、数字がかみ合っていないかなというふうに思います。

もし、その辺、賃金が幾らになるのかということが知りたいということであれば、物件費に占める性質別をさらにまた出すことができますので、そういった種類については、今後、必要であれば提出させていただきたいなというふうに思います。

それと、再任用については、人件費の中に含まれているということでございます。

○委員長（東口隆弘） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 再任用の人数でございますが、来年度 12 人ということでございます。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いずれにしても、スタートの段階でありますから、財政にしても、政策にしても、子育てにしても、出発からどれだけ集中して取り組んでいくかということが問われるのだろうと思います。一丸となって取り組んでいただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

物件費という、その表現としては、せつない表現ですけれども、人が働いて物件費ね。それで、そういう資料をぜひつくっていただいて、提出していただきたい。

同時に、そういったことが予算、決算の中でわかるような資料を入れていただければ、もっと正確な判断ができるかと思っておりますので、今後、予算編成や、あるいは決算の資料をつくられる段階で、それらを取り入れていただけたらというふうに思います。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 一般会計の総括質疑につきましては、ほかに質疑がないようであります。

以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了いたします。

審査の途中ですが、この際、15 時 15 分まで休憩をいたします。

15 : 07 休憩

15 : 15 再開

○委員長（東口隆弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、特別会計予算の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第 2 号、平成 30 年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第 2 号、平成 30 年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 30 億 9,627 万 4,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、2 ページから 5 ページまで、それぞれ定めるものであります。

第 2 条では、一時借入金の借入れの最高額を 1 億円と定めるものであります。

なお、平成 30 年度における年間平均の国保被保険者数は 6,830 人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

平成30年度から、国民健康保険制度の都道府県化に伴いまして、予算科目の一部変更、新設または廃止等の再編を行っておりまして、事項別明細の款、項、目の番号欄に二重丸を付しているものについてでは廃止した科目であります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

15 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 8,809 万 3,000 円であります。

本目は、担当職員 9 人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要する経費であります。

16 ページになります。

2 目連合会負担金、予算額 118 万 2,000 円であります。

本目は、医療費の審査支払い事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

17 ページになります。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、予算額 692 万 5,000 円であります。

本目は、国保税の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

18 ページになります。

3 項 1 目運営協議会費、予算額 35 万 8,000 円であります。

本目は、国保運営協議会の運営に要する経費であります。

19 ページになります。

2 款 1 項保険給付費は、広域化に伴いまして一部変更した科目であります。

1 目療養諸費、予算額 17 億 6,529 万 4,000 円であります。

本目は、一般被保険者及び退職被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

2 目高額療養費、予算額 2 億 1,290 万円であります。

本目は、一般被保険者、退職被保険者の高額療養費に係る経費であります。

3 目移送費、予算額 21 万円であります。

本目は、一般被保険者、退職被保険者の移送費に係る経費であります。

4 目出産育児諸費、予算額 2,101 万 1,000 円であります。

本目は、1 件当たり 42 万円を出産育児一時金として支給するものであります。

20 ページになります。

5 目葬祭諸費、予算額 150 万円あります。

本目は、1 件当たり 3 万円を葬祭費として支給するものであります。

前段で申し上げましたとおり、本ページの下段の表中で、項及び目の番号欄に二重丸を付してあるものについては、都道府県化に伴いまして廃止した科目でありますので、以降、廃止した科目の説明は省略させていただきます。

23 ページになります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療費給付費分は、広域化に伴い新設した科目であります。

1 目一般被保険者医療費給付費分、予算額 6 億 6,945 万 4,000 円あります。

本目は、一般被保険者に係る医療給付費分の保険税の北海道への納付金であります。

2 目退職被保険者等医療給付費分、予算額 203 万 9,000 円あります。

本目は、退職被保険者に係る医療給付費分の保険税の北海道への納付金であります。

2 項後期高齢者支援金等分についても、1 項同様に、新設した科目であります。

1 目一般被保険者、後期高齢者 17 万者支援金等分、予算額 2 億 817 万 1,000 円あります。

本目は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等分の保険税の北海道への納付金であります。

2 目退職被保険者等、後期高齢者支援金等分、予算額 70 万 1,000 円あります。

本目は、退職被保険者に係る後期高齢者支援金等分の保険税の北海道への納付金であります。

24 ページになります。

3項1目介護納付金分についても、同様に新設した科目です。予算額8,089万9,000であります。本目は、一般被保険者及び退職被保険者に係る介護納付金分の保険税の北海道への納付金であります。

4款1項1目共同事業拠出金、予算額3,000円であります。

本目は、退職医療事業に係る事務費拠出金であります。

25ページになります。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、予算額2,219万9,000円あります。

本目は、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に要する経費であります。

13節委託料、細節8保健指導事業委託料については、特定健診の受診勧奨の強化として、過去の受診歴や検診結果、問診票の内容を分析し、個人の特性に合わせた効果的な受診勧奨に取り組むものであります。

26ページになります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算額193万2,000円あります。

本目は、健康の保持、増進を図るために要する経費であります。

6款1項公債費、1目利子、予算額5万円あります。

27ページになります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、予算額300万円あります。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算額10万円あります。

3目償還金、予算額3,000円あります。

4目一般被保険者等還付加算金、予算額20万円あります。

5目退職被保険者等還付加算金、予算額5万円あります。

8款1項1目予備費、予算額1,000万円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

8ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算額7億1,247万6,000円あります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算額283万5,000円あります。

9ページになります。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給費等交付金は、新設した科目であり、予算額20億6,528万1,000円あります。

本目は、保険給付費等に係る交付金で、1節保険給付費等交付金、普通交付金は、歳出、2款1項保険給付金と同額が交付されるものであります。

10ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額3億1,556万1,000円あります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。国保税の軽減に対する措置分や職員給与費相当分などが主なものとなっております。

4款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円あります。

11ページになります。

5款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、予算額1,000円あります。

2目退職被保険者等延滞金、予算額1,000円あります。

2項1目預金利子、予算額1,000円あります。

3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託事業収入、予算額1,000円あります。

12ページになります。

- 4 項雑入、1 目滞納処分費、予算額 1,000 円であります。
- 2 目一般被保険者第三者納付金、予算額 1,000 円であります。
- 3 目退職被保険者等第三者納付金、予算額 1,000 円であります。
- 4 目一般被保険者等返納金、予算額 10 万円であります。
- 5 目退職被保険者等返納金、予算額 1 万円であります。
- 6 目保険医療機関返還金、予算額 2,000 円であります。
- 7 目雑入、予算額 1,000 円であります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 国民健康保険特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 3 号、平成 30 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第 3 号、平成 30 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

37 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 238 万 9,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、38 ページから 39 ページまで、それぞれ定めるものであります。

なお、平成 30 年度における年間平均の被保険者数は 4,285 人と見込んでおります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

45 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 1,100 万 5,000 円であります。

本目は、担当職員 1 人分の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要する経費であります。

46 ページになります。

2 項 1 目徴収費、予算額 101 万 4,000 円であります。

本目は、後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要する経費であります。

47 ページになります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、予算額 3 億 8,822 万円であります。

本目は、広域連合への納付金であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、広域連合の事務費に係る負担金であり、細節 4 は、本町の被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

3 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、1 目 保険料還付金、予算額 200 万円であります。

48 ページになります。

2 目 保険料還付加算金、予算額 5 万円であります。

4 款 1 項 1 目 予備費、予算額 10 万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

42 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目 後期高齢者医療保険料、予算額 2 億 8,100 万円あります。

平成 30 年及び 31 年度の北海道における保険料率については、均等割額が 5 万 205 円、所得割率が

10.59%であります。また、賦課限度額は62万円となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算額1,000円であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業補助金、予算額77万8,000円であります。

被扶養者保険の元被扶養者の保険料軽減特例措置の見直しに係る自庁システム改修に対する補助であります。

43ページになります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億1,844万6,000円あります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

1節は、広域連合の事務費に係る負担分と本町の事務に要する人件費などに経費を繰り入れるものであります。

2節は、低所得者の保険料に適用されている軽減相当額を繰り入れるものであります。

5款1項1目繰越金、予算額10万円あります。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算額1万円あります。

2目過料、予算額1,000円あります。

44ページになります。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算額200万円あります。

2目還付加算金、予算額5万円あります。

3項1目預金利子、予算額1,000円あります。

4項雑入、1目滞納処分費、予算額1,000円あります。

2目雑入、予算額1,000円あります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第4号、平成30年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成30年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

55ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,104万円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、56ページから59ページまで、それぞれ定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

68ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額2,701万4,000円あります。

本目は、担当職員2人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要する経費であり、13節、細節5の介護保険システムの更新及び制度改正に伴う改修費用が大きく増額となっております。

69ページになります。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算額107万3,000円あります。

本目は、介護保険料の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

70ページをお開きください。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、予算額1,225万5,000円あります。

本目は、審査会の委員報酬及び事務担当職員1名分の人件費など審査会の運営に要する経費であります。

平成29年度から、介護認定の有効期間を12か月から24か月に1年延長したことに伴い、更新に係る認定申請も2年に1度となりまして、本年度の認定審査の件数と審査会の開催件数が減少したことから、1節審査会委員の報酬が減額となっております。

71ページになります。

2目認定調査等費、予算額1,560万7,000円であります。

本目は、認定調査に要する経費で、72ページになりますが、介護認定の有効期間の延長に伴いまして、本年度の更新に係る申請件数が減少することから、12節役務費、細節15主治医意見書作成手数料が大きく減額となっております。本年度は、1,400件を見込んでおります。

4項1目介護保険運営等協議会費、予算額21万6,000円あります。

本目は、介護保険運営等協議会の運営に要する経費であります。

73ページになります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、予算額6億499万円あります。

本目は、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものとなります。

2目地域密着型介護サービス等給付費、予算額7億7,506万4,000円あります。

本目は、グループホーム、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型介護サービスにかかわる保険給付費であります。

74ページになります。

3目施設介護サービス給付費、予算額6億1,679万2,000円あります。

本目は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であり、介護老人保健施設の入所者の増により大きく増額となっております。

75ページになります。

4目居宅介護サービス計画給付費、予算額9,816万8,000円あります。

本目は、要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

76ページになります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、予算額5,436万3,000円あります。

本目は、要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費であり、介護予防、訪問介護、通所介護が総合事業に完全移行することから大きく減額となっております。

77ページになります。

2目地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額708万8,000円あります。

本目は、介護予防小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

78ページをお開きください。

3目介護予防サービス計画給付費、予算額1,642万8,000円あります。

本目は、要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

79ページになります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算額244万2,000円あります。

本目は、介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

80ページになります。

4項1目高額介護サービス等費、予算額5,050万円あります。

本目は、利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

81 ページになります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス等費、予算額 910 万円であります。

1 年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

82 ページになります。

6 項 1 目市町村特別給付費、予算額 40 万円であります。

本目は、バスマット購入など、介護保険給付対象外の経費に対する給付であります。

7 項 1 目特定入所者介護サービス等費、予算額 1 億 1,880 万円であります。

本目は、介護保険施設等の施設サービスを利用した際の食費、居住費について、所得の低い方に対して負担軽減を図るための給付であります。

83 ページになります。

3 款 1 項 1 目基金積立金、予算額 1,000 円であります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス費、予算額 6,876 万 7,000 円であります。

本目は、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合において要支援 1、要支援 2 及び事業対象者が利用するホームヘルプサービスとデイサービスに係る給付費が主なもので、本年度、介護予防給付費から完全移行することから、大きく増額となっております。

84 ページになります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、予算額 762 万 1,000 円であります。

本目は、総合事業対象者のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

85 ページになります。

2 項 1 目一般介護予防事業費、予算額 1,078 万円であります。

本目は、要支援、要介護になるおそれのある方への介護予防事業等に要する経費が主なものであります。

86 ページになります。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、予算額 1,040 万 2,000 円であります。

本目は、87 ページ、13 節委託料、細節 5 の成年後見推進事業や細節 7 の生活支援コーディネーター業務のほか、新規事業として細節 8 S0S 見守りネットワーク委託料は、高齢者の行方不明が広域化していることに伴いまして、早期発見に向けて十勝管内全域で情報共有を行うためのシステム委託料、さらに 19 節負担金補助及び交付金、細節 3 認知症カフェ活動運営助成金は、認知症の方やその家族と地域住民が交流する場である認知症カフェの運営を支援するため、今年度から助成金を交付するものであります。

2 目任意事業費、予算額 774 万 1,000 円であります。

本目は、道営とかち野団地シルバーハウジングの生活援助員派遣事業の委託料や、グループホームに入所されている方の家賃等利用者負担を、軽減するための補助金などに要する経費が主なものであります。

88 ページをお開きください。

3 目地域包括支援センター運営費、予算額 1,402 万 7,000 円であります。

本目は、介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 名分と、嘱託職員 1 名分の人件費が主なものであります。

89 ページになります。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算額 30 万円あります。

本目は、総合事業のサービスを提供した事業者に支払う報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

90 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金、予算額 100 万円です。

2 目第 1 号被保険者還付加算金、予算額 10 万円です。

3 目償還金、予算額 1,000 円です。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

62 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、予算額 5 億 742 万 9000 円です。第 1 号被保険者は 8,483 人を見込んでおり、標準給付費に係る負担率は 23%となっております。また、基準保険料につきましては、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間は、月額 5,400 円です。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、予算額 715 万 9,000 円です。東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金です。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算額 1,000 円であり、情報公開等請求手数料です。

2 目民生手数料、予算額 1 万 8,000 円です。

シルバーハウジングの生活援助員の利用に係る手数料です。

63 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、予算額 4 億 3,305 万 3,000 円です。

介護給付に対する国の定率負担分であり、介護分は 20%、施設分は 15%になります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、予算額 1 億 2,002 万 6,000 円です。

市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するため国から交付されるものであり、介護給付費の 5%相当分となります。

2 目地域支援事業交付金、予算額 2,987 万 1,000 円です。

本目は、総合事業及び介護予防事業に対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20%、2 節その他の事業に対しては 38.5%の交付率となります。

3 目介護保険事業費国庫補助金、予算額 155 万 5,000 円です。

本目は、介護保険制度の改正に伴う介護保険事務システムの改修費用に対する補助金です。

64 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金、予算額 6 億 3,550 万 9,000 円です。

本目は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者に係る支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対して 27%となります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、予算額 2,361 万 5,000 円です。

本目は、総合事業に対する支払基金からの交付金です。総合事業に対して 27%となります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、予算額 3 億 3,191 万 1,000 円です。

介護給付に対する道の定率負担分であり、介護分は 12.5%、施設分は 17.5%となります。

65 ページになります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金、予算額 1,712 万 1,000 円です。

本目は、総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対しては 12.5%、2 節その他の事業に対しては 19.25%となります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算額 1,000 円です。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 3 億 6,363 万円です。

本目は、一般会計からの繰入金で、1 節の介護給付費から、次のページになりますが、5 節のその

他として職員給与費及び事務費相当分などが主なものとなります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算額5,800万円で、準備基金からの繰入金であります。

9款1項1目繰越金、予算額10万1,000円であります。

67ページになります。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者保険料延滞金、予算額1,000円であります。

2項1目預金利子、予算額1,000円であります。

3項雑入、1目滞納処分費、2目第三者納付金、3目返納金、4目雑入、いずれも予算額1,000円であります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 第7期の計画に入るということで、1点だけなのですけれども、第1号被保険者の保険料が250円引き上げということで、5,400円で試算されて提案されております。

この保険料を決めますときに、定めるときに、町は1億円を超える繰り入れを行って抑えたといいますか、大きな引き上げにつながらないようにという、そういった対策をとられながら決められたというふうには理解をしているところです。

しかしながら、全体の、今、高齢者の現状を考えると、250円、年額3,000円ということですが、本当に忍びないといいますか、厳しい現状がわかるだけに、この値上げ分の負担が大きな影響を与えるだろうというふうに思っています。

それで、総額としては、資料を見せていただいても、あと2,100万円程度、今回の値上げ分がそういうことになるのだと思うのですけれども、その4.45%、2,163万円程度の予算があれば、現行を維持できたということなのだと思うのですけれども、そういったもう少し頑張る努力ができなかったものなのかどうか。たしか1億6,000万円以上出したと思うのですけれども、もう少し、あと2,000万円というところで頑張ることができなかったのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 保険料の関係なのですけれども、今回、第7期計画に向けまして、1億6,500万円なのなのですけれども、介護のほうの準備基金を繰り入れて5,400円ということで、250円の増額で抑えたところなのなのですけれども、さらに2,100万円ほど入れられなかったかというようなお話だったので、第6期の計画が27年から29年ということで、今ちょうど最終年にかかっているのですけれども、27、28については決算においても多少の剰余金が出たということで、基金に積むなりということで次に備えていたのですけれども、29年度、今年度なのなのですけれども、施設入所者がかなり計画以上に増えたということで、今年度については逆に決算見込みが歳入不足に陥ることになっておりまして、今回の議会でも補正予算のほうで3,500万円ほど繰り入れるという形をとらせていただいたところです。

ですので、基金につきましては、この3,500万円を29年度で支消してしまいますと、ちょうど残高が1億六千五百数十万円ということなので、基金については全額繰り入れた形で、何とか5,400円に抑えたという状況でありますので、さらに2,100万円ということでの財源というものは、今の介護の特会の中ではちょっと捻出することができないというような状況であります。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大変厳しい状況の中で、これ仕組みからいって、サービスを増やせば保険料が上がるという、このそもそもの仕組みがこういった現状を生み出すということで、町が努力をしてくているという点は理解しながらも、現状の負担を考えると本当にせつないものがあります。

それで、もう一点、もちろんこの値上げに関してなのですけれども、来年10月からの消費税の引き上げ分も考慮したというふうに聞いているのですけれども、条例改正案がこれからなものですから、聞いているということなのですけれども、そうでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 5,400円の中で、消費税引き上げ分が考慮されているか、加味されているかということなのですけれども、そちらについては、国のほうからもそういった形で盛り込むようにというお話ありまして、全市町村です、十勝管内ですと間違いなく全市町村なのですけれども、そういった数字は盛り込んでおりまして、消費税見直しに係る影響としましては、平成31年10月、それ以降消費税が上がるであろうという、そういった試算で盛り込んでということで指示を受けておりまして、実際のところは5,400円、250円アップした分の9円増額になっている部分が、その消費税の影響によるものということであります。

以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 介護保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第5号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 議案第5号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明いたします。

98ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,216万6,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、99ページ、100ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、101ページの「第2表 地方債」のとおりであります。

101ページをお開きください。

第2表、地方債であります。地方債の本年度の借入予定額といたしましては、幕別簡水整備事業6,410万円、駒島簡水整備事業4,390万円、忠類簡水整備事業510万円、大豊簡水整備事業の1,500万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還方法については、記載のとおりであります。

はじめに、歳出より説明いたします。

107ページをお開きください。

歳出、1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額4億9,206万6,000円、本目は簡易水道の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

108ページになります。

13節委託料は、細節1簡易水道施設管理委託料と細節5の検針委託料のほか、細節13は大豊浄水場の計装機器更新に向けた実施設計委託料が主なものであります。

109ページになります。

15節工事請負費は、細節1検定満了量水器取替工事のほか、細節3は道道豊頃糠内芽室線、栄橋のかけかえに伴う配水管の移設工事、細節4は道営駒島地区農地整備事業に伴う送水管の移設工事、細節5は西部浄水場計装設備の更新、細節6は大豊浄水場情報伝達装置の更新が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節4は更別村共同施設維持管理に要する負担金であります。

110 ページになります。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

104 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、予算額 7,540 万円、水道管移設工事費に伴う負担金であります。

2 款水道使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、本年度予算額 9,181 万 6,000 円、本目は幕別地区 4 簡水と忠類地区 1 簡水の水道使用料であります。

2 項手数料、1 目手数料、予算額 1,000 円で、設計手数料であります。

105 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 1 億 9,674 万 8,000 円、一般会計からの繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算額 1,000 円。

106 ページになります。

6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、予算額 1 億 2,810 万円、第 2 表で説明をいたしました、各工事に伴う起債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けます。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 簡易水道特別会計予算につきましては、質疑がないようであります。

以上をもって終了をさせていただきます。

次に、議案第 6 号、平成 30 年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 議案第 6 号、平成 30 年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明いたします。

119 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 2,711 万 6,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、120 ページ、121 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、122 ページの「第 2 表 地方債」のとおりであります。

122 ページをお開きください。

第 2 表、地方債であります。

本年度借入予定額といたしましては、公共下水道建設事業 960 万円、十勝川流域下水道建設事業、建設事業負担金分として 800 万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係る企業債相当額の一部を一定期間後年次に繰り延べする起債であります。本年度は元金分で 1 億 3,620 万円、利子分で 4,410 万円、下水道事業の特別措置分として 4,150 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

はじめに、歳出より説明いたします。

128 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 1 億 11 万 6,000 円、本目は下水道事

業の推進に係る担当職員1名分の人件費のほか、各種負担金が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金の細節5は、十勝川浄化センターの維持管理に伴う運営分担金であります。

129 ページです。

27節公課費は、平成29年度の間申申告及び確定申告分の消費税であります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額5,890万1,000円、本目は担当職員2名分の人件費のほか、下水道整備に係る経費であります。

130 ページになります。

13節委託料の細節6は、下水道ストックマネジメント計画策定に係る委託料であります。

15節工事請負費の細節2は、スマイルパークポンプ場のポンプ更新工事であります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、十勝川流域下水道の建設事業に伴う負担金であります。

131 ページになります。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、本年度予算額9,278万7,000円、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理経費で、年間汚水処理量は69万トンを予定しております。

2目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額1,705万4,000円、本目は札内処理区の汚水を十勝川浄化センターへ圧送する中継ポンプ場の維持管理経費で、年間圧送量は約170万トンを予定しております。

132 ページになります。

3目管渠維持管理費、本年度予算額1,249万3,000円、本目は汚水及び雨水管渠やマンホール等の維持管理経費であります。

133 ページ。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額6億2,600万1,000円、起債償還の元金であります。

2目利子、本年度予算額1億1,966万4,000円で、起債償還の利子であります。

134 ページであります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額10万円あります。

次に、歳入について説明いたします。

125 ページをお開きください。

歳入です。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目都市計画負担金、予算額91万4,000円、公共下水道の受益者負担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、予算額3億2,310万9,000円、幕別、札内両処理区の下水道使用料であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金、予算額1,090万円、下水道建設事業費の国庫補助金であります。

126 ページになります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額4億5,073万円、一般会計からの繰入金であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算額196万3,000円、簡易水道及び上水道の中央監視装置の電気料が主なものであります。

7款町債、1項町債、1目都市計画事業債、127 ページです。

2目資本費平準化債、3目下水道事業債につきましては、先ほど第2表の地方債で説明した起債の内容であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、平成30年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 議案第7号、平成30年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明いたします。

143 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,708万6,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、144 ページ、145 ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、146 ページの「第2表 地方債」のとおりであります。

146 ページをお開きください。

第2表、地方債であります。

本年度、借入予定といたしましては、個別排水処理施設整備事業として4,250万円を予定しております。

はじめに、歳出より説明いたします。

151 ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額552万7,000円、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21 節貸付金は、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度に貸し付けするものであります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、本年度予算額6,019万4,000円、本目は担当職員1名分の人件費のほか、合併浄化槽の整備に係る経費で、152 ページになります。

15 節工事請負費は、本年度設置を予定しております合併浄化槽の建設経費であります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額6,398万6,000円、本目は本年度建設分も含め、幕別地区361基、札内地区312基、忠類地区92基、計765基分の浄化槽の修繕及び保守点検、清掃に係る経費であります。

153 ページです。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額4,900万6,000円、起債償還の元金であります。

2 目利子、本年度予算額1,827万3,000円であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額10万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

149 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、予算額243万4,000円、合併浄化槽整備の受益者分担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額2,785万5,000円、本年度工事予定分を含め、合併浄化槽の使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額1億1,881万4,000円、一般会計からの繰入金であります。

150 ページになります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額10万円。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造資金貸付金元利収入、本年度予算額 500 万円、貸付金の元金収入であります。

2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、本年度予算額 38 万 3,000 円、平成 29 年度分精算還付金であります。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、本年度予算額 4,250 万円、合併浄化槽整備の起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 8 号、平成 30 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 議案第 8 号、平成 30 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。

160 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,625 万 6,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、161 ページ、162 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、163 ページの「第 2 表 地方債」のとおりであります。

163 ページをお開きください。

第 2 表、地方債であります。

地方債の本年度の借入予定額としましては、農業集落排水整備事業の 70 万円であります。

はじめに、歳出より説明いたします。

168 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 52 万 2,000 円、本目は農業集落排水事業に係る事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額 4,147 万 2,000 円、本目は農業集落排水処理施設忠類処理区の維持管理経費であり、年間処理量は 12 万トン进行予定しております。

169 ページになります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額 155 万 7,000 円、本目は汚水管渠、マンホールなどの維持管理に要する経費であります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 1,831 万 1,000 円。

170 ページになります。

2 目利子、本年度予算額 429 万 4,000 円であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

166 ページをお開きください。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額 1,708 万 3,000 円、忠類処理区に係る排水処理施設使用料であります。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額 2,000 円、農業集落排水事業償還基金の利子であります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額 85 万 5,000 円、農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子の償還の一部に充てるものであります。

167 ページです。

2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 4,751 万 6,000 円、一般会計繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円。

5 款町債、1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債、本年度予算額 70 万円、「第 2 表 地方債」で説明いたしました事業に係る起債であります。

以上で、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 議案第 9 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計予算について説明いたします。

173 ページをお開きください。

平成 30 年度幕別町水道事業会計の予定に関する説明書であります。

平成 30 年度における業務の予定量、収入、支出を定めたものであります。

第 2 条、業務の予定量は、給水戸数 9,626 戸、年間総給水量 232 万 5,050 トン、1 日平均給水量 6,370 トンを見込んでおります。

主要な建設改良事業は、配水管布設整備事業であります。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第 1 款事業収益は 5 億 8,094 万 1,000 円、支出の第 1 款事業費は 5 億 5,641 万 3,000 円であります。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、収入の第 1 款資本的収入は 8,258 万 9,000 円。

174 ページになります。

支出の第 1 款資本的支出は 3 億 1,291 万 6,000 円、この資本的収入が資本的支出に対し不足する額 2 億 3,032 万 7,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 6,241 万 5,000 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 6,791 万 2,000 円で補填するものであります。

第 3 条の収益的収入及び支出、第 4 条の資本的収入及び支出の詳細については、後ほど説明します。実施計画書において説明いたします。

次に、第 5 条、起債であります。起債の目的、限度額につきましては、配水管布設整備事業の 7,670 万円で、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりであります。

第 6 条の議会で議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 3,578 万 4,000 円であります。

第 7 条、たな卸資産購入限度額は 294 万 7,000 円と定めるものであります。

続きまして、198 ページをお開きください。

平成 29 年度幕別町水道事業におきます決算見込みの損益計算書であります。

営業利益がマイナス 4,052 万 1,000 円、営業外利益が 4,619 万円で、経常利益が 566 万 9,000 円、これに予備費 10 万円となりまして、当該年度純利益は 556 万 9,000 円を見込んでおります。

これに前年度利益剰余金 9 億 5,136 万 6,000 円を加え、当年度未処分利益剰余金は 9 億 5,693 万 5,000 円となる見込みであります。

続きまして、183 ページをお開きください。

平成 30 年度幕別町水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書であります。

一つ目、業務活動によるキャッシュ・フローは、ページ下段にありますとおり、1億8,221万6,000円の増額としております。

184ページになります。

二つ目の投資活動によるキャッシュ・フローは、1億4,112万円の減額を予定しております。

最後に、財務活動によるキャッシュ・フローは、7,817万6,000円の減額を予定しております。

以上により、平成30年度におきます現金及び現金同等物は3,708万円の減額となり、30年度末における残高は5億95万1,000円となる見込みであります。

続きまして、192ページをお開きください。

平成30年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

資産の部、1、固定資産期末予定残高は53億9,616万5,000円、2番、流動資産期末予定残高60億3,425万1,000円、資産合計60億3,425万1,000円。

負債の部、固定負債期末予定残高19億8,272万7,000円、4、流動負債期末予定残高2億2,729万9,000円、5、繰延収益期末予定残高13億700万2,000円、負債合計35億1,702万8,000円。

資産の部、6、資本金12億9,923万7,000円、7、余剰金。

194ページになります。

資本余剰金予定残高2億2,387万円、(2)の利益剰余金につきまして、平成30年度末の未処分利益剰余金は9億9,411万6,000円となる見込みであり、剰余金合計期末予定残高は12億1,798万6,000円、資本合計期末予定残高25億1,722万3,000円、負債資本期末予定残高60億3,425万1,000円で、資産合計と一致するものであります。

175ページです。

平成30年度幕別町水道事業会計予定の実施計画書であります。

はじめに、収益的収支の支出から説明をいたします。

176ページをお開きください。

支出、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予定額1億7,681万7,000円、本目は受水に要する経費であります。

29節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金につきましては、責任水量1万300トンに対し、1トン当たり9,360円、従量料金につきましては、1トン当たり27円、年間受水量249万3,000トンを見込んでおります。

2目配水及び給水費、本年度予定額4,181万6,000円、本目は職員1名分の人件費と配水及び給水に要する経費であります。

13節委託料は、水道台帳修正業務、上水道施設管理業務が主なものであります。

177ページです。

5目総係費、本年度予定額5,093万7,000円、本目は職員2名分の人件費と事務管理に要する経費であります。

178ページです。

13節委託料は、検針等に係る経費であります。

15節賃借料、検針業務に要する携帯型検針端末機器の借上料等であります。

6目減価償却費、本年度予定額2億2,497万4,000円、本目は固定資産の減価償却費に係る経費であります。

7目資産減耗費、本年度予定額626万8,000円、本目は構築物、機械及び装置に係る除却費であります。

179ページ。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、本年度予定額4,358万3,000円、本目は企業債利息であります。

3目消費税及び地方消費税、本年度予定額1,181万8,000円、5目雑支出、予定額10万円でありま

す。

4 項予備費、1 目予備費、本年度予定額 10 万円。

次に、収益的収入について説明いたします。

175 ページをお開きください。

収入、1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、本年度予定額 4 億 8,171 万 8,000 円、本目は給水戸数 9,626 戸分に係る水道使用料であります。

3 目その他営業収益、本年度予定額 632 万 4,000 円、加入者負担金が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、本年度予算額 1,000 円で、預金利息であります。

3 目長期前受金戻入、本年度予定額 6,769 万 3,000 円、本目は固定資産の取得に充てた補助金等を収益化するものであります。

7 目雑収益、本年度予定額 2,520 万 5,000 円、本目は下水道会計からの収納及び管理業務の受託収入と耐震性貯水槽の維持管理に要する一般会計からの負担金であります。

180 ページをお開きください。

資本的収支について説明いたします。

はじめに、支出から説明いたします。

181 ページをごらんください。

支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、本年度予定額 1 億 1,355 万 6,000 円、本目は配水管布設等の施設整備に係る経費であります。

26 節工事請負費、細節 1 の配水管布設は、桂町 4 号、春日団地道路 12 号、国道 38 号線の 3 路線において実施するものであります。

細節 2 水道管移設は道路整備に伴い支障となる途別川沿い線、幕別大樹線の 2 路線のほか、消火栓の更新に伴う工事費であります。

細節 4 は老朽化している排水管の更新を行うものであり、桂町 2 号、若草東団地道路 12 号、北 1 町目通、相川千住線、中稲志別豊岡線及び国道 38 号の 6 路線において実施するものであります。

28 節負担金、細節 2 の西幕別地区営農用水事業負担金は、水道が未整備となっている途別地区において、土地改良事業の営農用水事業により施設整備を実施するための負担金であります。

2 目営業設備費、本年度予定額 4,448 万 4,000 円、本目は検定満了量水器取りかえ等に係る費用であります。

182 ページです。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金、本年度予定額 1 億 5,487 万 6,000 円、建設改良に伴う企業債の元金償還金であります。

次に、資本的収入であります。

180 ページをお開きください。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、本年度予定額 7,670 万円、配水管布設等に伴う企業債であります。

6 項負担金、1 目負担金、本年度予定額 588 万 9,000 円、道路工事に伴う水道管移設工事及び消火栓の更新に係る負担金であります。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号、平成30年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成30年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(東口隆弘) 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

暫時休憩いたします。

16:21 休憩

16:22 再開

○委員長(東口隆弘) 暫時休憩を解きます。

電子表決システムの障害により、起立採決をもって採決をしたいと思います。

平成30年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(東口隆弘) 起立多数。お座りください。

したがって、平成30年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決をされました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(東口隆弘) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（東口隆弘） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成30年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成30年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成30年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました、平成30年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたり、終始熱心にご審議をいただきましたことを心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。

ふなれな委員長ではありましたが、皆様のご協力をおもひまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を無事終了することができました。まことにありがとうございました。

皆様のご協力に心より感謝を申し上げて、最後の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これをおもひまして、平成30年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

16:26 閉会